

平成23年

## 第2回美濃市議会定例会会議録

平成23年 3月 3日 開会

平成23年 3月23日 閉会

美 濃 市 議 会

## 平成23年第2回美濃市議会定例会会議録目次

| 第 1 号 (3月3日)  | ページ |
|---|-----|
| 議事日程  | 1   |
| 本日の会議に付した事件   | 2   |
| 出席議員  | 2   |
| 欠席議員  | 2   |
| 説明のため出席した者  | 2   |
| 職務のため出席した事務局職員  | 3   |
| 開会・開議の宣告  | 4   |
| 諸般の報告及び行政諸般の報告  | 4   |
| 会議録署名議員の指名  | 4   |
| 会期の決定   | 4   |
| 平成23年度施政方針並びに予算編成方針   | 4   |
| 休憩  | 23  |
| 再開  | 23  |
| 議案の上程   | 23  |
| 議案の説明   |     |
| 議第2号(副市長 加納和喜君)   | 23  |
| 議第3号・議第4号・議第8号(民生部長 梅村 健君)  | 27  |
| 休憩  | 30  |
| 再開  | 30  |
| 議第9号・議第14号・議第15号・議第16号・議第20号・議第21号・議第28号<br>議第30号・議第31号・議第32号・議第33号(民生部長 梅村 健君) | 30  |
| 議第5号・議第6号・議第7号・議第11号・議第17号・議第18号・議第19号<br>議第23号・議第43号・議第44号(建設部長 丸茂 勝君)         | 37  |
| 休憩  | 43  |
| 再開  | 43  |
| 議第10号・議第22号(美濃病院事務局長 西部繁雄君)   | 43  |
| 議第12号・議第13号・議第24号・議第29号・議第42号(総務部長 平林 泉君)                                       | 45  |
| 議第25号(秘書課長 市原英樹君)   | 49  |
| 議第26号・議第27号・議第34号・議第35号・議第36号・議第37号・議第38号<br>議第39号・議第40号・議第41号(産業振興部長 宮西泰博君)    | 49  |
| 議第45号(市長 石川道政君)   | 51  |
| 議案の上程   | 51  |
| 休憩  | 51  |

|                            |    |
|----------------------------|----|
| 再開                         | 51 |
| 質疑                         | 51 |
| 委員会付託省略（議第12号・議第24号・議第45号） | 52 |
| 討論                         | 52 |
| 議案の採決                      | 52 |
| 議案の上程                      | 52 |
| 議案の説明                      |    |
| 請第1号（1番 並 信行君）             | 52 |
| 委員会付託（請第1号）                | 53 |
| 議案の上程                      | 53 |
| 議案の説明                      |    |
| 市議1号（11番 平田雄三君）            | 53 |
| 休憩                         | 54 |
| 再開                         | 54 |
| 質疑                         | 54 |
| 委員会付託省略（市議第1号）             | 54 |
| 討論                         | 54 |
| 議案の採決                      | 55 |
| 休会期間の決定                    | 55 |
| 散会の宣告                      | 55 |
| 会議録署名議員                    | 56 |

## 第 2 号 （3月15日）

|   |    |
|---|----|
| 議事日程  | 57 |
| 本日の会議に付した事件   | 58 |
| 出席議員  | 58 |
| 欠席議員  | 58 |
| 説明のため出席した者  | 58 |
| 職務のため出席した事務局職員  | 59 |
| 市長あいさつ  | 60 |
| 開議の宣告   | 62 |
| 会議録署名議員の指名  | 62 |
| 議第2号から議第11号まで及び議第13号から議第23号まで並びに<br>議第25号から議第44号までと市政に対する一般質問 | 62 |
| 1 森 福子議員  | 62 |

|    |   |    |
|----|---|----|
| 1. | スクールバスの有効利用について   |    |
|    | ① スクールバスの社会実験「住民運行試乗会」を実施されたが、バス停の数や運行経路など、参加住民からどのような意見や要望があったか    |    |
|    | ② 今後の本格的な運行開始に向けて、利用料の設定や運行ルートなど、市の考え方はどのような様か                      |    |
| 2. | 平成23年度の新規事業「病児・病後児保育」について、美濃病院で開設されると聞いているが、整備計画の内容と事業開始予定についてお尋ねする |    |
|    | 平林総務部長答弁  | 64 |
|    | 梅村民生部長答弁  | 65 |
| 再  | 森 福子議員  | 66 |
| 2  | 野倉和郎議員  | 67 |
|    | 1. 今後の市政運営について  |    |
|    | 2. サイクルシティ構想により、各地域に整備された駐輪場の利用状況について                               |    |
|    | 石川市長答弁  | 69 |
|    | 丸茂建設部長  | 70 |
| 再  | 野倉和郎議員  | 71 |
|    | 休憩  | 71 |
|    | 再開  | 71 |
| 3  | 山口育男議員  | 71 |
|    | 1. 「平成23年度施政方針」及び「予算編成」について   |    |
|    | 石川市長答弁  | 73 |
| 再  | 山口育男議員  | 75 |
| 4  | 太田照彦議員  | 75 |
|    | 1. 地域づくり支援事業について  |    |
|    | 2. 生涯学習センターの管理と活用について   |    |
|    | 3. 小中学校における英語教育について   |    |
|    | 平林総務部長答弁  | 77 |
|    | 藤川教育長答弁   | 78 |
| 再  | 太田照彦議員  | 79 |
| 5  | 武井牧男議員  | 80 |
|    | 1. 小中学校における猛暑対策について   |    |
|    | 2. 生涯学習センターに設置してある備品の有効利用について                                       |    |
|    | 3. 自転車でやさしい街づくりについて   |    |
|    | ① 自転車の安全走行に対する道路の整備についてどのような計画をされていますか                              |    |
|    | ② 自転車の利用にあたっての安全教育の徹底と学校における児童生徒の安全教                                |    |

育について

③ 観光ふれあい広場をサイクルステーションの二つ目の拠点としてはどうかについて

|   |     |
|---|-----|
| 休憩  | 81  |
| 再開  | 81  |
| 藤川教育長答弁   | 81  |
| 宮西産業振興部長答弁  | 82  |
| 再 武井牧男議員  | 85  |
| 6 日比野豊議員  | 85  |
| 1. 市民のみなさんに行政・議会に対して関心を深めていただく為に、年4回の定例会をCCNで放映するよう提案します                              |     |
| 石川市長答弁  | 86  |
| 再 日比野豊議員  | 87  |
| 7 塚田歳春議員  | 88  |
| 1. 第5次総合計画基本構想で、将来目標人口を21,000人と設定した根拠はなにか   |     |
| 2. 国民健康保険税を平均20%引き上げる案が提出されているが、改めてその理由について   |     |
| 3. ツアー・オブ・ジャパンについて  |     |
| 本年度から主催がNPO法人「美濃うだつアップクラブ」となる。過去の問題点も多くあると思われるが、市から離れ、スムーズな引き継ぎ、運営がなされるため、市の考え方をお尋ねする |     |
| 石川市長答弁  | 91  |
| 再 塚田歳春議員  | 94  |
| 石川市長答弁  | 96  |
| 再々塚田歳春議員  | 96  |
| 石川市長答弁  | 97  |
| 休憩  | 97  |
| 再開  | 97  |
| 8 並 信行議員  | 97  |
| 1. 高齢者介護施設の入居定員数と待機者数について、現状と見通しはどうか  |     |
| 2. 市営駐車場の使用に関する規定について、利用しやすい規定になっているか。それぞれの駐車場ごとに使用規定の見直しが必要ではないか                     |     |
| 梅村民生部長答弁  | 100 |
| 再 並 信行議員  | 102 |
| 委員会付託（議第2号から議第11号、議第13号から議第23号、議第25号から議第44号及び請第1号）                                    | 103 |

|               |     |
|---------------|-----|
| 散会の宣告 .....   | 103 |
| 会議録署名議員 ..... | 104 |

第 3 号 (3月23日)

|                           |     |
|---------------------------|-----|
| 議事日程 .....                | 105 |
| 本日の会議に付した事件 .....         | 106 |
| 出席議員 .....                | 106 |
| 欠席議員 .....                | 106 |
| 説明のため出席した者 .....          | 106 |
| 職務のため出席した事務局職員 .....      | 107 |
| 開議の宣告 .....               | 108 |
| 会議録署名議員の指名 .....          | 108 |
| 議案の上程 .....               | 108 |
| 委員長報告                     |     |
| 総務常任委員会委員長 平田雄三君 .....    | 108 |
| 民生教育常任委員会副委員長 太田照彦君 ..... | 109 |
| 産業建設常任委員会委員長 日比野 豊君 ..... | 110 |
| 委員長報告に対する質疑 .....         | 113 |
| 討論 .....                  | 113 |
| 塚田歳春 .....                | 113 |
| 並 信行 .....                | 114 |
| 岩原輝夫 .....                | 116 |
| 議案の採決 .....               | 117 |
| 閉会の宣告 .....               | 123 |
| 市長あいさつ .....              | 124 |
| 会議録署名議員 .....             | 126 |
| 総務常任委員会審査報告書 .....        | 127 |
| 民生教育常任委員会審査報告書 .....      | 127 |
| 産業建設常任委員会審査報告書 .....      | 128 |

美濃市告示第7号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第101条の規定により、平成23年3月3日に第2回美濃市議会定例会を美濃市議会議事堂に招集する。

平成23年2月24日

美濃市長 石川道政

付議事件名

- 1、平成23年度美濃市一般会計予算
- 1、平成23年度美濃市交通災害共済事業特別会計予算
- 1、平成23年度美濃市国民健康保険特別会計予算
- 1、平成23年度美濃市簡易水道特別会計予算
- 1、平成23年度美濃市農業集落排水事業特別会計予算
- 1、平成23年度美濃市下水道特別会計予算
- 1、平成23年度美濃市介護保険特別会計予算
- 1、平成23年度美濃市後期高齢者医療特別会計予算
- 1、平成23年度美濃市病院事業会計予算
- 1、平成23年度美濃市上水道事業会計予算
- 1、平成22年度美濃市一般会計補正予算（第7号）
- 1、平成22年度美濃市一般会計補正予算（第8号）
- 1、平成22年度美濃市交通災害共済事業特別会計補正予算（第1号）
- 1、平成22年度美濃市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 1、平成22年度美濃市老人保健特別会計補正予算（第2号）
- 1、平成22年度美濃市簡易水道特別会計補正予算（第3号）
- 1、平成22年度美濃市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）
- 1、平成22年度美濃市下水道特別会計補正予算（第3号）
- 1、平成22年度美濃市介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 1、平成22年度美濃市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 1、平成22年度美濃市病院事業会計補正予算（第2号）
- 1、平成22年度美濃市上水道事業会計補正予算（第2号）
- 1、美濃市住民生活に光をそそぐ基金条例について
- 1、美濃市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例について
- 1、美濃市道の駅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 1、美濃市農業委員会の選挙による委員の定数条例の一部を改正する条例について

- 1、美濃市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 1、公の施設の指定管理者の指定について
- 1、美濃市辺地総合整備計画の策定について
- 1、市道路線の認定について
- 1、市道路線の廃止について
- 1、美濃市公平委員会委員の選任同意について

平成23年3月3日

平成23年第2回美濃市議会定例会会議録（第1号）

## 議 事 日 程 (第 1 号)

平成23年 3 月 3 日 (木曜日) 午前10時開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 平成23年度施政方針並びに予算編成方針
- 第 4 議第 2 号 平成23年度美濃市一般会計予算
- 第 5 議第 3 号 平成23年度美濃市交通災害共済事業特別会計予算
- 第 6 議第 4 号 平成23年度美濃市国民健康保険特別会計予算
- 第 7 議第 5 号 平成23年度美濃市簡易水道特別会計予算
- 第 8 議第 6 号 平成23年度美濃市農業集落排水事業特別会計予算
- 第 9 議第 7 号 平成23年度美濃市下水道特別会計予算
- 第10 議第 8 号 平成23年度美濃市介護保険特別会計予算
- 第11 議第 9 号 平成23年度美濃市後期高齢者医療特別会計予算
- 第12 議第10号 平成23年度美濃市病院事業会計予算
- 第13 議第11号 平成23年度美濃市上水道事業会計予算
- 第14 議第12号 平成22年度美濃市一般会計補正予算 (第 7 号)
- 第15 議第13号 平成22年度美濃市一般会計補正予算 (第 8 号)
- 第16 議第14号 平成22年度美濃市交通災害共済事業特別会計補正予算 (第 1 号)
- 第17 議第15号 平成22年度美濃市国民健康保険特別会計補正予算 (第 2 号)
- 第18 議第16号 平成22年度美濃市老人保健特別会計補正予算 (第 2 号)
- 第19 議第17号 平成22年度美濃市簡易水道特別会計補正予算 (第 3 号)
- 第20 議第18号 平成22年度美濃市農業集落排水事業特別会計補正予算 (第 2 号)
- 第21 議第19号 平成22年度美濃市下水道特別会計補正予算 (第 3 号)
- 第22 議第20号 平成22年度美濃市介護保険特別会計補正予算 (第 3 号)
- 第23 議第21号 平成22年度美濃市後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 1 号)
- 第24 議第22号 平成22年度美濃市病院事業会計補正予算 (第 2 号)
- 第25 議第23号 平成22年度美濃市上水道事業会計補正予算 (第 2 号)
- 第26 議第24号 美濃市住民生活に光をそそぐ基金条例について
- 第27 議第25号 美濃市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例について
- 第28 議第26号 美濃市道の駅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 第29 議第27号 美濃市農業委員会の選挙による委員の定数条例の一部を改正する条例について
- 第30 議第28号 美濃市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 第31 議第29号 公の施設の指定管理者の指定について
- 第32 議第30号 公の施設の指定管理者の指定について
- 第33 議第31号 公の施設の指定管理者の指定について

- 第34 議第32号 公の施設の指定管理者の指定について  
第35 議第33号 公の施設の指定管理者の指定について  
第36 議第34号 公の施設の指定管理者の指定について  
第37 議第35号 公の施設の指定管理者の指定について  
第38 議第36号 公の施設の指定管理者の指定について  
第39 議第37号 公の施設の指定管理者の指定について  
第40 議第38号 公の施設の指定管理者の指定について  
第41 議第39号 公の施設の指定管理者の指定について  
第42 議第40号 公の施設の指定管理者の指定について  
第43 議第41号 公の施設の指定管理者の指定について  
第44 議第42号 美濃市辺地総合整備計画の策定について  
第45 議第43号 市道路線の認定について  
第46 議第44号 市道路線の廃止について  
第47 議第45号 美濃市公平委員会委員の選任同意について  
第48 請第1号 住宅リフォーム助成制度創設を求める請願
- 

#### 本日の会議に付した事件

第1から第48までの各事件

(追加日程)

市議第1号 美濃市議会委員会条例の一部を改正する条例について

---

#### 出席議員（15名）

|      |           |      |           |
|------|-----------|------|-----------|
| 1 番  | 並 信 行 君   | 2 番  | 古 田 豊 君   |
| 3 番  | 太 田 照 彦 君 | 4 番  | 森 福 子 君   |
| 5 番  | 山 口 育 男 君 | 6 番  | 佐 藤 好 夫 君 |
| 7 番  | 武 井 牧 男 君 | 8 番  | 市 原 鶴 枝 君 |
| 9 番  | 鈴 木 隆 君   | 10 番 | 岩 原 輝 夫 君 |
| 11 番 | 平 田 雄 三 君 | 12 番 | 日 比 野 豊 君 |
| 13 番 | 児 山 廣 茂 君 | 14 番 | 野 倉 和 郎 君 |
| 15 番 | 塚 田 歳 春 君 |      |           |

---

#### 欠席議員（なし）

---

#### 説明のため出席した者

|       |           |         |           |
|-------|-----------|---------|-----------|
| 市 長   | 石 川 道 政 君 | 副 市 長   | 加 納 和 喜 君 |
| 教 育 長 | 藤 川 久 男 君 | 総 務 部 長 | 平 林 泉 君   |

|               |         |                            |          |
|---------------|---------|----------------------------|----------|
| 民生部長          | 梅村 健 君  | 産業振興部長                     | 宮西 泰博 君  |
| 建設部長          | 丸茂 勝 君  | 教育次長兼<br>教育総務課長兼<br>学校教育課長 | 藤田 裕明 君  |
| 総務課長          | 西部 真宏 君 | 総合政策課長                     | 太田 己代治 君 |
| 秘書課長          | 市原 英樹 君 | 美濃病院事務局長                   | 西部 繁雄 君  |
| 選管・監査<br>事務局長 | 古田 満 君  |                            |          |

---

職務のため出席した事務局職員

|             |        |                  |      |
|-------------|--------|------------------|------|
| 議会事務局長      | 平野 廣 夫 | 議会事務局長           | 井上 司 |
| 議会事務局<br>書記 | 長屋 充 宏 | 議<br>会<br>次<br>長 |      |

○議長（佐藤好夫君） 皆さん、おはようございます。

本日は、平成23年第2回美濃市議会定例会が招集されましたところ、御参集いただきましてまことにありがとうございます。

本定例会に提出されます案件は、平成23年度予算を初め、いずれも重要な案件であります。どうか慎重に審議を賜りますとともに、議会の円滑なる運営に御協力をお願いいたします。

---

#### 開会・開議の宣告

○議長（佐藤好夫君） ただいまから平成23年第2回美濃市議会定例会を開会し、本日の会議を開きます。

開会 午前10時00分

---

#### 諸般の報告及び行政諸般の報告

○議長（佐藤好夫君） 諸般の報告及び行政諸般の報告をいたします。

報告の内容につきましては、お手元に配付してありますので、御承知をお願いいたします。

---

○議長（佐藤好夫君） 本日の日程は、さきに御通知申し上げたとおり決めました。

---

#### 第1 会議録署名議員の指名

○議長（佐藤好夫君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、7番 武井牧男君、8番 市原鶴枝君の両君を指名いたします。

---

#### 第2 会期の決定

○議長（佐藤好夫君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。この定例会の会期は、本日から3月24日までの22日間といたしたいと思います。これに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤好夫君） 御異議がないものと認めます。よって、この定例会の会期は本日から3月24日までの22日間と決定いたしました。

---

#### 第3 平成23年度施政方針並びに予算編成方針

○議長（佐藤好夫君） 日程第3、平成23年度施政方針並びに予算編成方針について、市長石川道政君。

○市長（石川道政君） 皆さん、おはようございます。

できるだけ短くと思いましたが、どうも例年のように長くなりそうでございますので、どうぞゆっくりリラックスしてお聞きをいただきたいと思います。

本日、平成23年第2回美濃市議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれま

しては、御多用のところ御出席を賜り、厚くお礼を申し上げます。

さて、今定例会では、平成23年度当初予算10件を初め、補正予算12件、条例制定1件、条例改正4件、人事案件1件、その他16件の合計44件の提案をしておりますが、いつもながら慎重な御審議を賜りますようお願いいたします。

最初に、平成23年度の市政運営を行うに当たって、施策の概要について基本方針を申し述べ、議員各位と広く市民の皆様の御理解と御協力を賜りたいと存じます。

私としては、任期を控え、進退を問われる時期に、平成23年度の年間予算を組むことについて疑問を持たれるかも知れませんが、平成23年度予算は第5次総合計画のスタートの年の予算であり、当面する厳しい景気や市の財政状況の中で、市民の皆さんや議会からいただいた提案を含め、最も必要な事業に配分したところであり、自信を持って年間予算として提出いたしましたので、御理解を賜りますようよろしくお願いいたします。

さて、我が国の経済は景気が足踏み状態にあり、失業率が高水準にあるなど国民生活に密接に関連する雇用情勢も大変厳しい状況にあります。また、慢性的なデフレや円高、中東で発生した独裁政権崩壊後の不安定要因や世界経済の動向など、景気がさらに下押しされるリスク要因が懸念され、各国の協調と国による速やかな景気回復とデフレ脱却への対策が求められているところであります。また、少子・高齢化社会が急速に進展し、深刻な財政状況の中で、政権の不安定により社会保障の整備がおくれるなど、国民の将来に対する不安感も高まってきております。国民生活の安心の基盤である持続可能な社会保障の整備が喫緊の課題となっております。

現在、第177回通常国会におきまして、平成23年度予算案と関連法案が審議されているところでございます。菅総理は、通常国会の施政方針演説におきまして、社会保障と税の一体改革などで与野党の協調を呼びかけ、当面の課題は経済成長、財政健全化、社会保障改革の一体的強化に取り組み、元気な日本を復活させることであるとしておりますが、民主党内部での混乱や首相の指導力の問題、参議院での与党過半数割れのねじれ国会など、波乱含みの状況の中で、いまだ予算関連法案の年度内成立にはめどが立たず、全国市長会としても対応に苦慮しているところであり、今後の国政の動向に注視しているところでございます。

また、地方財政全般を見ますと、依然として多くの地方都市が景気回復のおくれから地方税収が落ち込み、国において、地方交付税などで地方財政への一定の配慮はあるものの、現状では、脆弱な地方財政の体質が改善されるものとは言いがたいものとなっているところであります。地方では、社会保障関係費の大幅な増加や公債費が高い水準で推移するなど、人件費の削減を初め徹底した行財政改革に努めておりますが、それでもなおかつ財源不足が膨らんでいる状況にあります。このため、全国市長会におきましても、国に対し、地方財政の財源不足解消に向けた抜本的な対策を求めているところであり、また、地域主権改革の推進や一括交付金化の問題などについても、いまだ方向性が明確なものとなっておらず、速やかに国と地方の協議の場を整え、地方の声を聞くよう求めているところでございます。

本市におきましても、個人所得の減少や企業収益の悪化等による市税の落ち込みなど、財

政環境は一段と厳しいものがございますが、平成23年度は第5次総合計画のスタートの年として、市民と協働する「もったいない運動」や地域づくりなどの協力のほか、市の平成まちづくり改革の効果等により生まれた財源を有効に生かし、限られた財源の中で、美濃市の10年後を見据えながら、市民の皆さんが安全・安心に希望の持てる「住みたいまち 訪れたいまち 夢かなうまち」の実現を目指してまいります。そのため、議会や市民の皆さんとともに、第5次総合計画に掲げます三つの基本目標「潤いある、人・暮らし・地域コミュニティづくり」、「自然・文化と共生した元気で魅力のあるまちづくり」、「持続可能な新しい公共による市民主役の市政」の推進に最大限努力してまいります。

平成22年度を省みますと、全国豊かな海づくり大会の地方事情御視察として、天皇・皇后両陛下を美濃市にお迎えし、うだつの上がる町並みの散策のほか、美濃和紙あかりアート展の優秀作品や本美濃紙の紙すき実演なども大変興味深くごらんいただくことができました。美濃市にとりましては、実に52年ぶりという大変記念すべき年となりました。海づくり大会のサテライト会場の開催につきましても、市民と一体となった事業展開が実施できたところでございます。

また、ツアー・オブ・ジャパン美濃ステージや美濃和紙あかりアート展を初め、年間を通じた多彩なイベントを初め、各地域の伝統的なまつりやうだつの町並み、豊かな自然景観など、美濃市を訪れる観光客は年々着実にふえてきております。さらには、台湾の美濃鎮、高雄、台北、中国の杭州市のほか、韓国の韓紙のまち原州市との韓紙と和紙の友好協定締結など、アジアの国々との交流を深めることができ、美濃市の魅力を国内外に大きくアピールすることができた年でもございました。

そのほか美濃インターチェンジ前では、オークワの出店や新たな住宅建築も進み、美濃市の玄関口としてにぎわいある新市街地が形成されつつあります。また、第5次総合計画の策定を初め美濃中学校と美濃北中学校の学校再編の取り組みや、ぎふ清流国体に向けての準備、目の字周辺地域における駐車マナー向上や路上喫煙禁止など、市民の皆さんとの協働による取り組みも順調に進めることができました。さらには各地域のふれあいセンターも順調に運営でき、3年目を迎えました地域づくり支援事業では、多くの成果を生み、地域の皆さんが主体となって精力的にさまざまな地域づくり活動に取り組んでいただけるようになってまいりました。これらは、第4次総合計画の最終年度としてこの10年、市と議会、市民の皆さんが協働して進めてまいりましたまちづくりが着実に実を結んできている成果とっております。今後におきましても、こうした機運の高まりを確固たるものとして生かしつなげ、第5次総合計画の目指す「住みたいまち 訪れたいまち 夢かなうまち」の実現に一層努めてまいります。

また昨年、登録が先送りされました本美濃紙の世界無形文化遺産登録につきまして、文化庁は、本年11月のユネスコ政府間委員会での審査を求める順位として、本美濃紙を1位とすると発表しております。本年には間違いなく登録されるものと思っておりますので、決定しましたら、美濃市のブランドとして国内外に大いにアピールしてまいりたいと考えておりま

す。

国の平成23年度予算は、政権交代後、新政権がゼロから取り組む最初の本予算となります。「成長と雇用」を最大のテーマに、雇用をふやし、経済成長のかなめとしていくための政策に重点を置くとして編成され、一般会計の予算規模は、前年度対比で0.1%増の92兆4,116億円と過去最大規模となり、政策的経費である一般歳出は1.2%増の54兆780億円となっております。前年度に続き公共事業費が抑制され、前年度対比で13.8%の減となる一方、年金や医療費の大幅な伸びに加え、子ども手当の上積み等を含む社会保障費は5.3%の増となっております。財源となる税収は40兆9,270億円と低水準が続き、独立行政法人の返納などを含む税外収入を7兆1,866億円とし、新規の国債発行額は、厳しい経済状況の中で44兆2,980億円となり、2年連続し税収を上回るものとなっております。一方、県の一般会計の予算規模は7,458億円で、対前年比0.6%の減となり、県の行財政改革アクションプランに基づく歳出削減により、10年連続のマイナス予算となっております。

さて、平成23年度の地方財政計画の規模は82兆5,200億円と対前年比で0.5%の増となっております。地方税収は景気の低迷があるものの2.8%の増という見方が示されており、地方交付税につきましては、地域主権改革に沿った財源の充実を図るためとして、地域活性化・雇用等臨時特例費等の特別枠を含め、出口ベースで0.5兆円を増額し、総額で17.4兆円となっております。歳出では、一般行政経費が社会保障費の増加により0.2%増加し、一方で、公共投資を含む投資的経費が大幅に抑制され22.0%の減、給与関係経費についても引き続き抑制されております。地方交付税が増額されているとはいえ、一般財源総額では税収の伸び悩み等によりわずかに0.1%の増額にとどまり、依然として大半の地方都市が厳しい財政運営を余儀なくされることとなります。

こうした状況の中で、編成いたしました美濃市の平成23年度の予算規模は、一般会計が89億3,000万円、特別会計61億142万6,000円、企業会計30億3,186万5,000円で、総額180億6,329万1,000円となり、前年度対比では、一般会計が6.7%の増、特別会計で7.4%の増、企業会計で0.5%の増となり、全体では5.8%の増と、近年に比べ膨らんだ予算となりました。予算が大きく増額となります要因としましては、一般会計では、子ども手当の増額や国民健康保険特別会計への繰り出し、グループホーム整備や保育園改修補助などを含む民生費が対前年比で13.0%の増と大幅に伸びましたほか、火葬場建設を含む衛生費で25%の増、美濃中学校のプール建設を含む教育費が19.3%の増となり、特別会計では、国民健康保険や介護保険等の保険給付費が伸びたことなどが大きな要因であります。上水道事業会計における公的資金の繰り上げ償還分を差し引きますと、全体での実質的な予算規模は前年対比で5.6%の増ということになります。また、一般会計における性質別予算では、人件費や公債費を抑制する一方で、扶助費で7.4%、補助費等が4.2%、繰出金が9.2%、普通建設事業費は70.0%とそれぞれで増となっております。一般会計の予算規模89億3,000万円の数字を言葉に置きかえますと、「発展の心を込めた未来づくり予算」ということとなります。

なお、平成23年度の予算編成に当たりまして、財政環境は厳しく、まさに非常事態である

との認識の上に立ち、未来を見据え、市民の目線に立った真に必要な施策や時代を先取りした施策を選択するとともに、市民ぐるみのもったいない運動や平成まちづくり改革による徹底した行財政改革を進め、安定財源を確保し、無駄を省き、かつ次世代に過度な負担を残さない持続可能な予算編成に努めたところでございます。

また、第5次総合計画が目指す「人が人らしく生き、ゆとりや心の豊かさが実感できるスローライフ」をキーワードに、市民がつくるキラリと光るオンリーワンの「住みたいまち 訪れたいまち 夢かなうまち」の実現に向け、自然や文化・伝統など、美濃市の特性を生かし、市民の皆さんが健康で安心・安全に、そして幸せに暮らすことができる、新しい公共による活力あるまちづくりを進める予算としたところであります。

それでは、平成23年度予算の主要施策の概要を申し上げていきたいと思いますが、平成23年度予算は、これからの10年計画であります第5次総合計画をスタートさせるための施策を第一としたところであり、第5次総合計画に掲げます三つの基本目標と六つの施策の大綱の順に沿った説明とさせていただきます。

最初に、基本目標の一つ目、「潤いある、人・暮らし・地域コミュニティづくり」でありますが、この基本目標を進める施策大綱の1. 「暮らしの質を高める 安全で安心、健康なまち」と、施策大綱の2. 「市民力が輝く 人間力・文化力が豊かなまち」を平成23年度における最重要課題といたしました。

まず、施策大綱の1. 「暮らしの質を高める 安全で安心、健康なまち」についてでございます。スローライフの時代にありまして、すべての市民が心身ともに健康で、心豊かにゆっくり、ゆったりと生活を楽しみ、安全・安心な市民の暮らしを重視したまちづくりは大切であります。その中でも、特に子育て支援と高齢者、障がい者の健康や生きがいをづくりを重点として取り組んでまいります。

美濃市におきましても、人口増加対策や健全な地域社会の形成などの観点からも、総合的な子育て支援は最重要課題であります。子供が生まれ、元気に成長していく姿をさまざまところで見受けられることこそ、元気な地域づくりの源であります。出会いから結婚、そして子供を産み育てる喜びが実感でき、地域社会の中で支え合い、助け合い、安心して子育てができる環境づくりを推進します。

まず、出会いから結婚へと結びつくよう、新年度では、独身男女の皆さんの結婚活動を支援する取り組みを進めてまいります。出会い・交流・相談など、工夫を凝らしながら実施してまいりたいと考えております。また、新婚世帯の定住対策の一環として、市内の民間賃貸住宅に入居される場合に、一定期間、家賃補助を行う制度を新たに設けております。

子育て支援で中心となりますのは、子供の保育の充実でありますので、保育料の30%負担軽減の維持を初め延長保育、一時保育、乳児保育、障がい児保育などの保育サービスの充実を図るとともに、新年度では新たに子育てと就労の両立支援となる病気回復期等にあるお子さんを一時的に保育する病後児保育を市内にて実施してまいります。看護師の確保等の課題はありますが、美濃病院での開設を考えております。また、松美保育園の耐震化やふたば幼

稚園の園舎改築工事などにつきましても助成による支援を行ってまいります。

そのほかでは、中学3年生までの子供医療費無料化の維持を初め、留守家庭児童教室の拡充、妊婦・乳幼児等の健康相談・健診業務等の充実などに努めるほか、関係機関や各種団体等の皆さんに御協力をいただき、地域子育てセンター事業や地域保育センター活動事業、コミュニティママ子育てサポートモデル事業など、各種事業につきましても内容の充実を図りながら推進してまいります。

子育て支援につきましては、企業等にも働きかけ、育児休暇と休暇後の就労や育児休暇中の資格取得などに努め、市民と企業、行政とが一体となり、仕事と子育てが両立できるワーク・ライフ・バランス社会の実現を目指すとともに、新しい公共による地域社会全体での総合的な支援体制の構築に努めていきたいと思っております。

次に、高齢者、障がい者の健康や生きがいづくりでございますが、急速な高齢化社会を迎え、心身の健康、経済的な基盤、社会的つながり、生きる目的といった老年期の不安を保健・医療・福祉の連携や自助・共助・公助のバランスがとれた事業展開によりまして、その解消に努めていくことが重要であります。高齢者がいつまでも元気で生きがいを持って、住みなれた地域の中で活動できるよう、健康づくりや介護予防、生きがいづくり等の諸施策を総合的かつ計画的に進めてまいります。健康相談や特定健診などにより特定高齢者の把握に努め、運動機能の向上や栄養改善、脳の健康教室、認知症サポーター養成講座事業による介護予防に努めるとともに、シニアクラブの活動促進、あるいは能力を生かし、就業や生涯学習活動、軽スポーツの奨励など生きがいや高齢者の社会参加の促進に努めてまいります。その前提となる高齢者の市内での自由な移動手段確保のために、安全な道路網の整備はもとより、自転車利用の普及促進を図るための電動アシスト自転車の購入補助制度を新たに設けてまいりますので、多くの方に活用していただきたいと考えております。そのほか効率的なバス運行のあり方を検討するため、スクールバスを活用したバス運行の社会実験を行ってまいります。

ひとり暮らしや高齢者世帯などの要援護者につきましては、民生委員や自治会を初め関係機関等とも連携を図りながら、日常生活の状況把握に努めるとともに、災害等緊急時における支援や振り込め詐欺等の未然防止など、地域ぐるみでの助け合いや支え合いの仕組みづくりを推進してまいります。また、現在社会問題ともなっております、買い物弱者対策につきましても新たに取組んでまいります。

施設面では、新年度に認知症の方が利用できるグループホーム「地域密着型のサービス施設」が建設されますので、これを支援してまいります。また、今年より特別養護老人ホーム「美和の里」が50床から90床へと増床されまして、こうした施設整備の充実により、待機されている方などの需要におこたえできるようにしてまいります。

障がい者につきましては、社会への完全参加と平等の実現、地域での支援体制の強化や生活の質の向上と生活に応じた支援体制づくりを基本目標に、障がいのある人が自立し、社会活動に参加できる環境づくりを推進します。福祉医療助成を初め障害者自立支援法による包

括したサービスの充実を図り、自立した生活が送れるよう個々のニーズにあわせ必要な支援を行ってまいります。また、発達障がい児の早期発見・早期治療のため、美濃市独自の療育システムにより、専門スタッフが療育相談や家庭教育の指導に当たるとともに、ひばり園での児童デイサービスによる指導や相談業務の充実などに努めてまいります。施設面では、市庁舎1階の便所を障がい者の方々にも安心して使用していただけるよう改修してまいります。

そのほか現在の障害者計画及び障害者福祉計画が平成23年度で最終年度となりますので、この計画の見直しを行い、広く市民の皆さんの御意見や御要望もお聞きしながら、第2期の計画を策定してまいります。今後、この第2期計画に基づき、障がい者福祉の充実に一層努めてまいります。

そのほか施策大綱の1.「暮らしの質を高める 安全で安心、健康なまち」の中で、主な施策について御説明申し上げます。

まず、市民生活の基本は、何をおいてもまず健康であります。自動車から自転車へ乗りかえて、エコとともに健康増進を目指してまいります。それから、妊娠、出産期から乳幼児期、若年期、壮年期、高齢期に至るまで、それぞれの年代期に応じて、適切な健診や予防接種の実施、保健指導など、健康増進を図る諸施策の充実に努めてまいります。また、体力増進を図る軽スポーツ等の奨励につきましてもその振興策に努めてまいります。糖尿病予防を初めとした生活習慣病対策につきましては、引き続き特定健診や特定保健指導、講演会の開催など、内容の充実を図りながら市民総参加の健康づくりを進めてまいります。

本年3月から、公費負担による子宮頸がん・ヒブ・小児肺炎球菌のワクチン接種を始めたところでございますが、全員のお子さんが早期に接種されるよう啓発してまいります。また、健康づくりの指針であります「わくわく元気プラン美濃21」が平成23年度で最終年となりますので、新たな目標や取り組みなど新しい公共推進による第2次計画を策定するほか、新たに食育基本計画を策定してまいります。このほかインフルエンザ等の対応につきましては、常に気を緩めることなく、発生時における適切な感染予防対策などに万全を尽くしてまいります。

さて、美濃病院につきましては、地域の中核病院として経営状況も安定して推移しておりますが、より市民に信頼される病院を目指し、スタッフの充実や患者サービスの充実、健診業務の強化、高度な専門医療の提供などに努めるとともに、収益の向上や合理化、コスト管理をさらに徹底し、経営の安定化に一層努めてまいります。そのほか岐阜大学病院を中心とした基幹病院との病病連携や近隣の診療機関との病診連携を一層強化しながら、地域連携クリニカルパスの運用にも積極的にかかわり、診療の効率化と地域医療のレベル向上に努めてまいります。

また、国民皆保険制度の基盤をなす制度として、重要な役割を果たしております国民健康保険につきましては、近年、本市のみならず全国の各都市におきましても、急速な高齢化社会の進展と医療技術の高度化などによる医療費の高騰に加え、所得の減少等による保険税収入の落ち込みなど、国保財政を取り巻く環境は大変厳しい環境となっております。このまま

の現状では成り立たない状況にあり、国において、他の社会保障も含め将来にわたる制度設計を早急に示すべきであると思っております。新年度、本市の国保財政は、一般会計からの繰り入れを大きく増額しても、なおかつ大幅な財源不足が見込まれ、保険税の改定をお願いしなければならない状況にあり、今議会にて条例改正議案の審議をお願いするものでございます。

地域福祉につきましては、高齢者、障がい者、各年代間に存在する不安やストレス、人権や虐待、引きこもり等の問題など、市民のだれにも起こり得る身近な問題としてとらえ、地域の中で安心して暮らしていただけるよう、新しい公共による地域での助け合い・支え合いの支援体制をしっかりと構築していく必要があります。市民、企業を初め、自治会や民生委員、社会福祉協議会、ボランティア団体、NPOなど各種団体と協働し、地域福祉推進体制の一層の強化を図りながら、市民が進んで参加する市民協働型福祉のまちづくりを目指してまいります。

市民の皆さんからお寄せいただいた御意見を参考に、現在、平成23年度から地域福祉計画を策定しているところであり、今後この計画に基づきながら事業展開を図ってまいります。そのほかいじめや虐待、不登校等のお子さんやDVなどへの対応につきましては、各種機関とも連携を図りながら、早期発見や未然防止、安全確保など適切な支援や相談体制の強化に努めてまいります。さらに偏見や差別のない、市民一人ひとりの人権が尊重される明るい社会とするため、市民の人権意識の高揚を図ってまいります。地域福祉の活動拠点としても、地域ふれあいセンターが重要な役割を担ってまいりますので、今後におきましても機能強化に一層努めてまいります。

次に、安全・安心な暮らしで重要となる防災・防犯についてであります。地震や台風、集中豪雨、火災、各種のウイルス感染などさまざまな災害に備え、初動となる危機管理体制の強化と自助による日ごろからの備えや、共助・公助による総合的な地域防災力の向上が大切であります。幸い、美濃消防署の建設や美濃交番の改修が間もなく完了となるところであり、消防署や警察を初め消防団や自治会、各種団体、企業等とも連携を強化し、各種防災訓練を初め、救急救命法の普及や防災情報の充実、防災意識の啓発などの施策展開を図り、新しい公共による安全・安心なまちづくりの推進に努めてまいります。自主防災組織は、消防団とともに地域防災の中核となりますので、特にリーダー育成などによる組織の強化や、地域の実情に合わせたさまざまな訓練の実施などマニュアル等も示しながら活動促進を図り、地域防災力を高めてまいります。新年度でAEDも増設してまいりますので、AEDの使用や心肺蘇生法などの救急救命講習にも積極的に取り組んでいただきたいと考えております。また、緊急時等における市民への情報伝達は最も重要なことでありますので、同報無線や防災安心メール、マスメディア等、あらゆる媒体をフルに活用して、正確かつ迅速な情報伝達により、防災・減災に努めてまいります。

消防団活動では、団員の確保と育成強化に努めるとともに、触れ合い消防祭の開催など、地域と一体となった防火・防災活動の強化に努めてまいります。また、消防設備では、美濃

分団の小型動カポンプつき積載車を更新いたします。

洪水対策では、美濃土木事務所と連携し、順次危険箇所の補強整備や長良川水害による治水対策に努めているところであり、新年度では、立花・保木脇地区での道路のかさ上げが着工されるほか、河川改良事業を実施してまいります。また、土砂災害警戒区域の指定につきましては、調査・解析等もほぼ終了しておりますので、今後、順次指定に関する地元説明を進めてまいります。

そのほか木造住宅の耐震診断、耐震改修助成制度の利用促進や住宅用火災警報器の設置奨励などにつきましても、引き続き関係機関と連携し、普及促進に努めてまいります。

防犯では、盗難や暴力行為、子供たちの悲惨な事件などさまざまな犯罪の未然防止を図るため、警察や自治会防犯組合、緊急子供見守り隊など関連機関や各種団体と連携し、防犯意識の高揚や防犯運動の促進、パトロールの強化、防犯灯の設置など、地域ぐるみでの事件・事故の抑止と防止に努めてまいります。また、悪徳商法等による被害の未然防止につきましても啓発活動の強化や相談業務の充実を図り、消費者保護に一層努めてまいります。

水難事故防止対策につきましては、さらに消防署や警察など関係機関と連携し、注意喚起に努めてまいります。また、他の防止策等の検討も関係機関と協議してまいりたいと考えております。

さて、交通環境につきましては、サイクルシティ構想に基づき、歩行者や自転車に配慮した安全・安心な道路整備の促進を初め、交通弱者である高齢者や子供を地域ぐるみで交通事故から守る交通安全の指導や啓発などに積極的に取り組み、人に優しい交通環境の整備に努めてまいります。また、目の字地区周辺における駐車マナーにつきましても、引き続き委員会の皆さん方と協働してマナー向上の啓発に努めてまいります。

次に、地球環境に負荷の少ない暮らしの環境づくりでございますが、地球温暖化防止やごみ処理負担軽減を図るため、もったいない運動の取り組みとして、市民協働による「3R運動」を積極的に推進するとともに、パトロール強化による不法投棄の防止など、徹底したごみの減量作戦を推進して「ごみゼロ社会」づくりを目指してまいります。また、県との連携による産業廃棄物の徹底した管理・監視体制の強化や、公害防止の啓発活動やパトロール等の実施、河川浄化のための下水道等への接続促進や浄化槽設置に対する支援など、美しい環境づくりに努めてまいります。

このほかサイクルシティ構想による省エネにもつながるエコな乗り物として、自転車利用の促進や電気自動車の普及を図ってまいりたいと考えております。その一環として、電動アシスト自転車購入補助制度を新たに設けてまいります。助成は2万円を想定しております。市におきましても率先して、公用車として超小型電気自動車や自転車の導入を図り、ガソリン車の利用を削減してまいりたいと考えており、職員にも自転車通勤を奨励していきたくて思っております。また、道路照明灯や防犯灯などのLED化への取り組みなども、今後進めていきたいと考えております。

施設・設備面では、新年度と平成24年度の2ヵ年で、かねて市民から要望のありました火

葬場を建設してまいります。建設に当たりましては、排ガスやダイオキシン、悪臭などの対策にも十分なものとして、周辺環境に調和した環境に優しい施設としてまいります。そのほか衛生センター施設の改修や老朽化したじんかい収集車1台を更新してまいります。

次に、施策大綱の2. 「市民力が輝く 人間力・文化力が豊かなまち」についてであります。明日の美濃市の発展は、市民一人ひとりの人間力・文化力の高まりにあり、究極は自己実現によって、自助・共助のまちづくりが実現することにあると考えています。すべての市民が生涯現役で、たくましく心豊かに生きがいのある生活を送り、地域において力が発揮できるためには、学校教育や生涯学習を通じた質の高いまちを愛する心を育成する施策展開が不可欠であり、これを実践してまいります。

学校教育におきましては、基礎・基本となる学習を身につけ、正しく判断する力、みずから学ぶ態度、強い意志とたくましい体力、そしてふるさとを愛し、人を思いやる優しい心を持った子供を育成することが肝要であり、選択機会を拡大する教育、すぐれた面を伸ばす個性化教育、体験を重視した心の教育、安心・安全な食育教育を積極的に進めてまいります。市独自の非常勤講師を配置しての少人数学習指導により、基礎・基本を身につけ、みずからの選択肢を多様にした教育活動から個性を伸ばす教育の充実を図ります。図書館教育につきましても、子供たちの読書量も大きくふえ、数々の表彰を受賞するなど、その成果は着実に上がってきております。これまでの成果を踏まえ、引き続き全校に図書司書を配置し、より一層の充実を図ってまいります。また、国際化にも対応し、児童・生徒が日常生活の中で英語を理解できるよう、JETによる語学指導助手（ALT）と市独自の英語指導助手を配置して、英語活動や英語学習を推進するとともに、美濃・紙の芸術村事業でのアーティストとの交流事業などを通して、市全体での英語に対する水準を高めていきます。

そのほかでは、子供創造館事業など、地域に根差したふれあい体験や野外体験学習を推進するほか、土幌町フレンドシップ交流事業や職場体験学習等の充実を図り、人とのかかわり合いや社会への対応、自然・文化・伝統等と共生できる心や社会性を育ててまいります。また、ADHDや自閉症など、特別支援を要する児童・生徒に対しましては、一人ひとりの個性や能力に応じた指導が大切でありますので、支援員配置により特別支援教育を推進するほか、心の悩みを持つ子供に対しましては、心の相談事業やほほえみ教室等の教育相談活動の充実を図ります。

美濃中学校と美濃北中学校の学校再編につきましては、平成24年4月1日の再編成に向けまして、現在、専門部会等におきまして準備を進めていただいております。新たにスクールバス4台を購入のほか、記念誌の発行など再編成に関連した活動支援を行ってまいります。再編成が円滑に行えるよう、両校による事前の交流事業を促進してまいります。

教育環境の整備としては、美濃中学校のプール建設や昭和中学校の屋根防水工事、市民球場のグラウンド改修などを実施のほか、教育用パソコンの更新や教科書改訂に伴う指導書や教材備品等の整備、学校の暑さ対策としては、小・中学校へのウオータークーラー設置などを実施してまいります。

次に、市民力・文化力を高めていくためには、生涯学習の推進も大変重要となってまいります。スローライフ志向が高まりつつある社会の中にありまして、市民一人ひとりがいつでもどこでも自由に参加でき、楽しく学び高め合い、そしてその成果を地域社会の中で生かすことで生きがい生まれ、生涯にわたり自己実現が図られるような生涯学習の推進が必要です。生涯学習マスタープランに掲げる実践目標「市民一人ひとりが 1 芸・1 スポーツ・1 ボランティア」の推進を図るとともに、学習や活動の輪を広げていくために、さまざまな分野でのNPOやボランティア、リーダーの育成と、そのネットワークづくりなどに努めてまいります。生涯学習推進の拠点としまして、中央公民館を初め地域ふれあいセンターが大きな役割を果たしてまいります。各地区では、地区公民館活動や子供公民館事業に加え、地域活動支援事業、地域づくり支援事業等により地域活動が活発化してまいりました。中央公民館や地域ふれあいセンターの機能をさらに強化し、さまざまな活動や学習などの場にも一人でも多くの方々が積極的に参加いただけるよう、各種講座や教室の内容を図るとともに、各種団体やボランティアグループ等を支援し、市民活動の一層の促進に努めてまいります。

また、生涯学習の推進やさまざまな地域活動を促進していくためには、市民一人ひとりが、地域の歴史や伝統文化、郷土芸能、風習などを大切にする気持ちや誇りに思う心を育てていくことが大切であると考えますので、特に新年度では、こうした地域のことを改めて学び、そのすばらしさを再認識していただく「美濃学」の推進を図ってまいります。さまざまな施策の中で、この「美濃学」の推進を積極的に取り込み、市民力・文化力をより一層高めていきたいと考えております。

スポーツ振興の分野では、市体育協会を初めとした関係者の皆様の御尽力により、間もなく地域総合型のスポーツクラブを目指した、美濃市独自のNPO法人「美濃うだつアップクラブ」が発足される運びとなりました。既に認可をされたと聞いております。今後は、このNPO法人が中心となり、ツアー・オブ・ジャパン美濃ステージの運営を初め、各種スポーツ教室の企画や運営、スポーツ大会のマネジメント、スポーツクラブの育成などのほか、体育施設の管理業務も担っていただけるようになってまいりますので、美濃市のスポーツ環境の充実が一層図られていくものと期待をしております。市としましても、このNPO法人を全面的に支援してまいります。そのほか市民の体力向上や健康増進、生きがいづくり、余暇活動の充実を図るため、軽スポーツ等の生涯スポーツの奨励や自転車に親しむイベントや教育などの推進に努めてまいります。

本年は、5月17日のツアー・オブ・ジャパン美濃ステージの開催に引き続き、9月10日にはぎふ清流国体のプレ大会として、第46回全国都道府県対抗自転車競技大会を実施いたします。この大きな二つの大会を市民を挙げて盛り上げ、成功させて、来年開催のぎふ清流国体に結びつけていきたいと考えております。議会を初め市民の皆さん方にも御協力をお願いしたいと思っております。

文化・芸術の面では、文化協会や文化ボランティア、関係団体等の活動促進や市民が取り組むさまざまな文化芸術活動を支援するとともに、文化会館自主事業の充実など市民の芸術

文化鑑賞機会の拡充に一層努めてまいります。また、新年度では、和紙画グループによる韓国原州市訪問や、8月に美濃子どもミュージカルの約75名の皆さんによる中国杭州市のオペラハウスでの「西湖伝説 太陽をさがして」の上演が予定されています。市といたしましては、芸術・文化の振興のみならず国際感覚を養う教育の推進や、原州市や杭州市との友好交流促進などにもつながるものであり、歓迎すべき取り組みであると考えますので、これを全面的に支援してまいります。

次に、基本目標の二つ目、「自然・文化と共生した 元気で魅力あるまちづくり」についてであります。この中では、施策大綱の3. 「住みたくなる 歴史や文化、自然環境を活かしたまち」と施策大綱の4. 「より豊かに暮らせる魅力ある強い経済のまち」を掲げております。

まず、「住みたくなる 歴史や文化、自然環境を活かしたまち」でございますが、これが、今後美濃市が目指すべき将来のまちづくりの方向性となるものと考えます。すなわち地域固有の歴史や伝統文化、豊かな恵みとしての自然景観をさらに磨き上げ、心の豊かさやゆとりを育てるスローライフ重視のまちづくりでございます。美濃市には、美濃和紙とうだつの上がる町並みを初めとして、豊かな自然とそこではぐくまれた各地域の伝統的な祭礼行事や芸能、伝統技術、歴史的に価値のある建造物など、歴史文化遺産が数多く点在しております。こうした美しい景観や地域固有の貴重な歴史的風致の維持向上を図り、これをまちづくりに生かすとともに、次の世代に継承するための歴史的風致維持向上計画の策定に、現在取り組んでいるところでございます。本年の7月には国の計画承認が得られるよう作業を進めておりまして、これにより国の支援を活用しながら、歴史文化遺産を中核とした周辺地域の一体的な環境整備を進めていきたいと考えております。これは平成21年度に策定の、良好な景観形成を誘導する美濃市景観計画との両輪で進めるものとなります。また、この計画はハード面での整備のみならず、先ほど申し上げました「美濃学」の推進とともに、地域コミュニティの活性化や地域の皆さんによるさまざまな地域づくり活動にもつながるものなど、その効果が期待できるものと考えております。既に藍見地区での神話の里づくり事業や大矢田地区の「よもやま見聞録」の作成など、他の地域におきましても地域づくり支援事業などを活用した取り組みが進んでいるところでございます。

目の字の伝建地区におきましては、平成22年度までに93件の修理・修景が行われ、新年度で新たに4件の修理・修景を支援してまいります。目の字交差点の道路修繕につきましても、景観に配慮しながら、順次整備してまいります。そのほかあかりアート展やあかりの町並みに代表される各種イベントの開催や、駐車マナー向上の取り組み、路上喫煙の禁止など、市民の皆さんと協働して町なかの魅力やにぎわいをより一層高めてまいります。また、文化財の保存・発掘に努め、県指定文化財の修理に対する助成や、市内に残る民族資料の収集調査、展示などにつきましても引き続き実施してまいります。

一方で、森林や里山、清流のある原風景につきましても、美濃市の大切な財産であります「日本まん真ん中 美濃市まるごと川の駅構想」により、森林や川がかかわる環境を大切に

し、その魅力を生かしたまちづくりを進め、後世へも誇りを持って継承できるまちにしていきたいと考えております。また、アウトドア志向の高まりにより、自然に触れ親しみながら、山や川で一日をゆっくり・ゆったりとレジャーを楽しむ人々も増加しており、サイクルシティの実現と川の駅構想の具現化によりまして、事業展開を図りながら、スローライフの時代にふさわしい良好な多自然景観の創出と、安心・安全で活用しやすい環境の整備を進めてまいります。特に森林につきましては荒廃が懸念されております中、水源の涵養を初め森林の持つ多面的な機能を発揮させるため、市民参加による里山の保全や景観整備、間伐、野生生物の生息環境の保全などを推進するほか、森林ボランティアの養成や「みどりの少年団」の活動促進に努めてまいります。新年度では、NPO「柚の社学舎」や森林ボランティアグループ等の協力を得ながら、人と森とのきずなの再生や野生生物との共存に向けた森林整備を図る「絆の森整備基本計画」の策定や、乙狩瀧神社周辺の森林整備、鶴形山の遊歩道整備などによる森林の景観整備を実施してまいります。また、市内各所には河川の景勝地が数多く点在しております。こうした川の魅力を一層高めていくため、川の駅構想の一つとして、河川沿いの竹林等の整備や花木等の植栽などによる景観整備を進めてまいります。洲原地区では、地域の皆さんによって、洲原神社の周辺整備や河川の竹林整備など河川沿いの美しい景観づくりが進められております。他の地域におきましても、例えば中有知地区であります。花木の植栽や雑木等の伐採・除草など、さまざまな河川の環境美化活動に取り組まれており、今後もこうした活動の輪を一層広げていただけるよう、地域づくり支援事業を初めとする支援の充実に努めながら、市と市民の皆さんが一体となった環境整備を推進してまいります。

近年、特に自然が生み出した多様な生物による生態系保全の取り組みが盛んに求められています。ウシモツゴや蛍等の希少野生生物の保護活動の促進や自然保護団体の育成支援にも努めながら、生物多様性重視の取り組みを進めてまいります。

このほか水質保全を図る下水道等への接続促進を初め、空き地等における適正管理の指導、放置自転車・自動車の適正処理、人に優しい道路整備などさまざまな生活環境に関連する施策とも合わせながら、人や自然に優しい快適な環境づくりに取り組んでまいります。

次に、施策大綱の4. 「より豊かに暮らせる 魅力ある強い経済のまち」についてであります。生活の快適性や利便性と経済活動を支える都市基盤整備を推進するとともに、産業の振興と雇用の創出に努め、安定した市民生活と魅力のある強い経済のまちづくりを推進してまいります。まちの骨格をなす道路整備では、広域的な都市間道路として重要な東海環状自動車道の西回りルートの新設促進を初め、国・県・市道の計画的な整備促進に努めてまいります。また、整備に当たりましては、自然環境や景観に十分配慮するとともに、サイクルシティ構想により、拠点と拠点を結ぶ、自転車や歩行者など人に優しい安全・安心な道路整備を推進してまいります。

国道156号の泉町歩道拡幅整備につきましては、平成23年度完了に向けた整備促進に努め、県道では、上野・関線の御手洗・半道間の整備を初め、岐阜・美濃線、美濃・洞戸線、美濃・川辺線などの整備促進に努めてまいります。市道につきましては、松森・上条線、広岡

町・松森線の舗装工事を初め、住宅建設を誘導できるような市道整備や幹線市道、生活道路の改良・維持修繕、交通安全対策などに努めてまいります。新年度におきましては、土木関連予算の重点配分に努めたところであり、できる限り今年度は自治会要望にもこたえてまいりたいと思っております。

また、サイクルシティ関連道路としまして、国の第1次補正、緊急経済対策の交付金を活用して、引き続き蕨生・上野線の交通安全施設整備を実施するほか、ぎふ清流国体ロードレース開催に向けまして、道路補修等による県道整備を県へ要望してまいります。また、市民参加型による道普請方式の事業促進につきましましては、地域づくり支援事業とも連動させながら、さらに活用等の啓発に努めてまいります。

次に、区画整理であります。優良な宅地が供給できる区画整理事業は、定住人口の増加や商業振興、税収増による安定的な財源確保など最も重要な施策であり、今後におきましても区画整理事業を積極的に推進し、活力ある良好な新市街地形成に努めてまいります。美濃インター前は工事もほぼ完了し、第1種住居地区の保留地33区画のうち28区画が売却済みとなり、残りました5区画の保留地と準工業地区の24区画の保留地につきましても商業施設等の誘致に取り組むなど、できるだけ早期に処分できるよう努めてまいります。吉川地区、あるいは上生櫛地区での区画整理事業につきましましては、役員の皆さんとの協議や地権者説明会等を重ねながら、早期に事業の立ち上げができるよう努めてまいります。他地区における候補地の検討などにつきましても鋭意取り組んでまいります。そのほか人口対策として、優良宅地供給促進奨励制度や賃貸共同住宅等建築奨励制度の活用を促進してまいります。

快適な市民生活と河川の水質保全を図る公共下水道や農業集落排水につきましましては整備もほぼ完了し、1月末における水洗化率は、公共下水道で57.3%、農業集落排水で74.8%と、まだまだ接続が進まない状況にあり、特別会計の健全化のためにも、引き続きもったいない運動を展開する中で、水洗化率の向上に努めてまいります。

水道事業では、老朽化した配水管の布設がえ工事や半道簡易水道の井戸改良工事を実施してまいります。水道ビジョンに基づく安全な水の安定供給と水道事業の経営の健全化を図ってまいります。

市民の通勤・通学、あるいは通院の足としての公共交通につきましましては、コミュニティバス「わっちも乗ろCar」や自主運行バス牧谷線、路線バス、長良川鉄道、高速バスなどがございますが、利用者の増加を図る効率的な運行が最重要でありますので、市を挙げてこの問題に取り組み、全般的な見直しを行ってまいりたいと思います。そのため、新年度におきましては、美濃地区におきまして、スクールバスの空き時間を利用した循環バス運行の社会実験を行い、その効果等も実証する中で、将来のバス運行のあり方等を検討していきたいと考えております。

次に、産業振興でございます。産業振興による地域経済の活性化は、雇用の創出と定住人口の増加を促し、市域の活力とゆとりのある市民生活をつくり出すとともに、市の安定した財政基盤確立のためにも重要な課題であります。将来の市域の安定的な発展を期すためには、

新たな工業団地開発が最も重要な課題であると考えており、（仮称）池尻・笠神工業団地開発の促進に取り組んでいるところでございます。環境影響評価調査と基本調査・基本設計が早期に着手できるよう、現在、県と美濃市、関市の3者により、費用の負担割合等についての協議を進めているところでございます。協議が整い次第、新年度中での調査に向け、対応できるようにしてまいりたいと考えております。

そのほか各産業の振興につきまして、順を追って説明します。

農業でございますが、本市におきましても、農業従事者の減少や高齢化、消費者ニーズの多様化など農業を取り巻く環境は厳しいものがございますが、効率的な農業経営や担い手の育成強化を初め、地域の特色を生かした付加価値の高い美濃特産品の生産振興、学校給食や農産物直売所を活用した地産地消の推進など農業の再生に取り組んでまいります。新年度では、美濃特産品としての「仙寿菜」の生産販売とレシピの開発など、ブランド化に向けた支援を行うほか、道の駅「美濃にわか茶屋」では、生産者組合も立ち上がりましたので、組合の育成に努めてまいります。また、遊休農地や耕作放棄地などの農地情報を実態調査により把握し、効率的な利用促進による優良農地の確保に努めてまいります。また昨年、全国的にも問題になりました有害鳥獣駆除対策では、防護さく設置補助や駆除の委託、捕獲おりの増設のほか、地域住民の狩猟免許取得に対する助成など予算を拡充し、地域の皆さんや猟友会と連携しながら防除対策の強化を図ります。また、鳥インフルエンザにつきましては、市内での被害は出ておりませんが、庁内での対策本部も設置しており、万一の場合は的確に対応してまいります。

林業につきましては、国産材の需要の低迷に伴い、未整備の森林がふえているため、優良材生産のための間伐事業や病害虫の防除対策、里山の整備などに努め、適正な森林管理を推進します。新年度では、市内250ヘクタールの間伐事業や805ヘクタールの森林整備地域活動支援事業、ナラ枯れ病被害調査などを実施してまいります。

商工業の振興では、雇用を確保し、定住人口の増加を図るため、商工会議所や各業界と連携し、市内の遊休地等を活用した優良企業の誘致などに積極的に取り組み、産業の集積に努めてまいります。中小企業については、時代に即した元気な企業へと転換できるよう、中小零細企業の振興対策や小口融資のあっせん、利子補給などを推進してまいります。また、美濃商工会議所が取り組まれるIT活用ビジネスチャンス創出事業に対する支援を初め、空き店舗対策の商店街活性化事業や景観に合った魅力的な店舗づくりのアドバイス事業、民間活力創生基金の活用による支援を行い、魅力ある商店の出店や改装の促進にも努めてまいります。買い物弱者対策となる商店を支援する地域ふれあい商店支援事業も新たに立ち上げてまいります。

伝統産業としての美濃和紙につきましては、岐阜県紙業連合会や美濃手すき和紙協同組合、美濃和紙ブランド協同組合とも連携を図りながら、美濃和紙の一層のブランド化を目指し、新商品開発や後継者の育成支援などにも取り組み、市場の確保や経営の基盤強化に努めるとともに、国際化や企画宣伝を充実して和紙産業の活性化を図ってまいります。

そのほか国の緊急経済対策としての緊急雇用創出事業につきましても、引き続きさまざまな分野で実施し、雇用の拡大を図ってまいります。

観光の面では、観光協会を初め観光関連団体やボランティア団体とも協働し、連携を図りながら、年間を通した多彩なイベントや固有の観光資源、伝統芸能、美しい自然景観など、美濃市の魅力を国内外に情報発信し、おもてなしの心で誘客を図るとともに、近隣県等とも広域連携による交流人口の拡大や、観光交流などによる外国人の誘客に努めてまいります。

先月上旬には、美濃と越前を結ぶ旧街道沿いの4市、美濃市、郡上市、大野市、福井市が集まり、お互いが連携して広域観光の推進を図ることを確認し、越前美濃街道広域観光交流推進協議会設置の合意書に調印いたしましたところでございます。設立総会は4月中ごろの予定でございますが、今後、この協議会を中心として、広域的な観光交流の推進により、人・モノ・文化等の交流拡大を図ってまいります。また、美濃市のPR推進のため、観光キャンペーンの実施や旅行会社へのプレゼンテーションなどに積極的に取り組むほか、あかりアート作品の展示につきましても、国内各所のみならず韓国原州市におきましても実施してまいりたいと思います。また、商工会議所や観光協会等と連携しながら、B級グルメ新商品の開発にも取り組んでまいります。

このほか外国人誘客を図るため、外国語表記のパンフレットや案内標識など受け入れ体制の強化を図ります。特にアジアからの誘客を図るため、民間交流を促しながら、韓国や台湾、中国との関係強化を進めていきたいと考えております。

美濃和紙の里会館では、韓国原州市の韓紙テーマパークとの作品交流を契機に、美濃和紙を世界にPRするとともに、企画展の内容充実や市民手づくりの多彩な企画展もあわせて開催するなど、入館者の誘客に努めてまいります。また、本美濃紙の世界無形文化遺産登録につきましては、本年の秋には間違いなく登録されるものと確信しておりますので、その対応等の準備を早目にしてまいりたいと思います。

川の駅構想とサイクルシティ美濃を具現化しながら、市街地からさらに面を広げ、旧市街地と道の駅や和紙の里、大矢田神社、洲原神社などを拠点として、沿道の自然を楽しみながらサイクリングが楽しめるよう、安全な道路整備やサイン、ミニステーションなどの整備を進め、市全体の観光化と商業の活性化に努めてまいります。

次に、基本目標の三つ目、「持続可能な新しい公共による市民主役の市政」についてであります。この施策大綱の5.「市民一人ひとりの力が活かされる 新しい公共と交流によるまち」と施策大綱の6.「市民目線に立った 健全な行政運営によるまち」を掲げておりますが、まず、施策大綱の5.「市民一人ひとりの力が活かされる 新しい公共と交流によるまち」についてであります。第5次総合計画の根幹をなすものは、市民の力を結集した新しい公共によるまちづくりの推進にあります。地域主権社会の促進は、単に国と地方自治体との関係を変えていくとするのみならず、地域に住む住民がみずからの判断と責任により、みずからが暮らす地域の未来を築いていく住民自治の確立でもあります。子育てや教育、健康づくり、高齢者対策、景観づくり、環境保全、地域防災、地域の活性化など、あらゆる分野

において複雑多様化する行政需要に対応できる社会を築いていくためには、市民・団体・企業などが自主的・主体的に、共助も含めて新しく「公」を担う活動を活性化させ、市民と行政とが役割分担やルールなどを定めながら、共に「公」を担う協働の領域をふやしていく必要があります。また、新しい公共を推進していくためには、ボランティア組織やNPO活動への支援や、さまざまな分野での活動の牽引役ともなる地域リーダーの育成や活用も重要となってまいります。

美濃市では、美濃和紙あかりアート展に代表されるさまざまなイベントや道普請事業、地域づくり支援事業など、市民が主体となった事業が定着してきております。また、従前からの自治会や公民館活動なども精力的に取り組まれ、地域ふれあいセンターが地域の活動拠点として本格的に利用されるなど、地域の皆さんの力が発揮されるようになってまいりました。こうした中、地域づくり支援事業や道普請事業は、地域の皆さんがみずからの判断と責任において、地域課題に取り組み解決する仕組みづくりとして、また地域コミュニティの活性化にもつながるなど、新しい公共による元気な地域づくりを進める有効な方策の一つでありますので、引き続き事業を継続し、地域活動の促進を図ってまいります。また、地域ふれあいセンターは、自治会や地域づくり委員会、各種団体など地域の皆さんのさまざまな活動の拠点として、さらに地域の皆さんの触れ合いや憩いの場としても重要な役割が果たせるよう、より一層の機能強化を図るとともに、子供から年寄りまで、地域の皆さんがいつでも気軽に立ち寄っていただけるよう施設等の整備を進めてまいります。市内には、ボランティアやサポーター、NPO、市民団体、地域組織などが多数活動しており、またさまざまな分野で担い手となる有能な人材も多くあります。新しい公共を推進するため、こうした団体や個人の活動状況などに関する情報を一元的に集約し、情報を共有し、活用できるような情報センター的に広聴広報活動を展開し、市民や各種団体の皆さんの活動のよりどころとするとともに、市内外への発信に努めたいと考えております。さらにこうした情報をもとに、研修会や情報交換会、交流会なども開催しながら、団体間のネットワークづくりや、活動の促進、ボランティアや指導者等の養成にも努めてまいります。NPO法人につきましても、設立促進を図るため、制度の周知と設立手続の円滑化に努めてまいります。

行政におきましては、行政運営の最適化と効率化を図りながら、市民のニーズや地域の実情に合った最適な行政サービスの提供に努めてまいります。国や県からの権限移譲につきましても、補完性の原理による市民サービスに直結するものは積極的に受け入れ、新年度では、7月からパスポートの旅券取扱窓口を開設してまいります。また、各事業の効率化の観点から、自治体間における新たな連携や事務事業の共同処理など、広域的体制が構築できるよう関係自治体とも協議を進めてまいります。

このほか市民の力が生かされる美濃市の魅力を高めていくためには、国内外における他都市等との多彩な交流を促進していく必要があると思っております。国内では、姉妹都市を初め防災や観光に関する協定締結の都市やスローライフ加盟市など、本市のまちづくりと共通目標を持った各都市との交流を進めており、海外では、韓国、台湾、中国の都市とも友好関

係ができつつあります。こうした関係がより強固なものとなり、またさまざまな分野において今後のまちづくりに生かされ、本市の特色が国内外に発信できるよう、民間レベルでの交流を促すための支援にも努めてまいりたいと思います。

次に、最後になりますが、施策大綱の6.「市民目線に立った 健全な行政運営によるまち」についてであります。地域主権社会の進展に伴う複雑多様化する行政課題や市民ニーズの中にありまして、健全財政を維持しつつ、市民に信頼され、市民が主体のまちづくりを推進するためには、十分な説明と公正で透明性の高い開かれた行政運営が求められます。そのため、市政の重要課題を初め、市政に関するさまざまな情報を個人情報保護に留意して積極的に市民の皆さんにお知らせするとともに、市政に関するさまざまな意見や要望など、常に市民の皆さんの声を伺うことができるよう体制をきちんと整えていく必要があります。特に第5次総合計画や歴史的風致向上計画のほか、子育てなど市政の重要課題につきましては、市民みずからの力が発揮できるよう、市政懇談会やパブリックコメント、ワークショップなどさまざまな機会を通して、市民の皆さんから意見や提案・評価などをいただき、しっかりと住民自治の確立を目指してまいります。

広聴・広報につきましては、「広報みの」やホームページの充実に加え、ケーブルテレビやマスメディア等も十分に活用しながら、市政に関する情報の提供に一層努めてまいります。また、市長との対話事業であります市長への手紙やEメール、夢トーク、おしゃべりサロンなどにつきましても、さらに充実を図りながら、あらゆる機会を通して市民の夢や希望、市政に対する率直な意見を広く伺い、市民に開かれ、信頼される市政運営につなげてまいります。

また、持続可能な財政運営を目指し、これまで平成まちづくり改革による行財政改革に取り組み、人件費の削減を初め事業見直しなど、経費の節減や補助金の適正化、市税等の収率の向上などにも努めてきたところでございます。今後におきましても、自主財源の積極的な確保を初め人件費や経常経費の節減、公債費の削減、基金等の適正規模の確保、施策・事業の選択と集中など、徹底した行財政改革に取り組み、中期の財政見通しを検証しながら、安定した健全な財政運営に努めてまいります。課題としております経常収支比率の改善や公債費等の将来負担比率の抑制にも十分留意し、将来に過度の負担を残さないよう努めてまいります。また、各種の事務事業につきましては、市民の満足度を高めるため、PDCAマネジメントサイクル（計画・実行・評価・改善）を徹底して、業務の改善を図ってまいります。事務事業評価等により一定の役割を終えた事業につきましては、廃止するなど適切に対応してまいります。

平成まちづくり改革と連動した取り組みとして、もったいない運動を推進しておりますが、この運動は長期にわたる取り組みでもあり、無駄をなくし、資源や市民力を活用するため、市民運動として一層盛り上げてまいります。今後におきましても、さまざまな場面で積極的な啓発に努め、下水道への接続や納税意識の向上を初めごみの減量化や環境美化、サイクリングも含めた健康づくり、景観づくりなど、あらゆる分野での運動を市民と協働で実践して

まいります。

また、市民に信頼され、親しまれる、そして親切・丁寧な行政サービスを提供するためには、職員みずからが資質の向上を図り、高い行政知識を修得していくことはもちろんのことであり、簡素で柔軟な行政運営に努めていくことが大切であります。職員研修などの場を通じ、公務員倫理の徹底やさまざまな課題に対して迅速で的確に対応していけるよう、専門的な知識や行政経営管理能力の修得など職員の育成に努めてまいります。特に接遇に関しましては、日ごろから職員に対し、親切で丁寧な市民目線に立った接遇に心がけるよう指導しておりますが、一層の接遇向上を図るため、庁内に若手職員による接遇マナー向上委員会を設置し、現在その委員会でマニュアル等の作成に取り組んでおります。今後、これを全職員に徹底し、細やかな快い接遇で、おもてなしの心を込めた行政サービスの提供や、窓口のワンストップ化を進めてまいります。

以上が、新年度における主要な取り組みの考え方と概要でございますが、そのほか新年度は、地方統一選挙の年でもあり、岐阜県議会議員選挙を初め市議会議員選挙、市長選挙、農業委員選挙が予定されていますので、いずれも適正な執行に努めてまいります。

20年以上低迷してきました日本経済は、いまだ回復の軌道に乗っておらず、景気回復のおくれから、多くの地方自治体の財政状況は極めて深刻な状況となっております。本市におきましても例外ではなく、財政環境は厳しいものとなっております。国において地方交付税などでの一定の配慮はあるものの、少子・高齢化などに伴う社会福祉関連経費の増加など、健全財政を脅かす要素の拡大が危惧される状況にあります。ねじれ国会の中で、今後の国政の流れも不透明な状況にありますが、今以上に地方負担を強いられることのないよう、積極的に国に働きかけていきます。厳しい局面ではありますが、一方で、すべての市民が歴史や文化を大切にし、自然と調和する中で、ゆっくり・ゆったりとスローライフを楽しみながら、健康で生きがいに満ちた心豊かな日々を過ごすことができ、また多くの人たちに美濃市を訪れていただくためには、多種多様な施策に取り組むことが肝要であります。健全財政を堅持しながら、市民の目線に立ち、10年先を見据えた事業を選択し、限られた財源で最大限の効果を引き出さなければなりません。そのためには、将来を見通した強力なリーダーシップと市民に信頼される市政運営に努め、市民と協働でもったいない運動を展開しながら、さらなる行財政改革を推進し、行政のスリム化を図るとともに、新たな財源の発掘に努めてまいります。市民と行政が協働して創意工夫を凝らし、力を結集して、我慢するところは我慢し、未来に向かって互いに力を合わせて頑張っていくことが、第5次総合計画が目指す10年後の「市民がつくる 小さくともキラリと光るオンリーワンのまち」への道であり、これが市政運営の基本であります。

市長は、新しい公共と言われるように、市と議会、市民が結束して力を合わせ、市民が安心して子育てができ、かつ健康で安心・安全に暮らせる活力あるまちづくりに取り組み、第5次総合計画の目標達成に向け、着実に前進させていかなければなりません。市政運営に当たりまして、私は、「清新」を常に掲げ、21世紀型の市民協働による清潔で新しい政治に徹

し、私を初め職員一人ひとりが目標を達成するため、みずからを高め、市民に信頼され、かつ期待をされるよう努力をしてみいました。また、常に市民の立場に立ち、市民のために奉仕するという公務員としての責任と自覚を認識し、市民が主役の個性と魅力のあるまちづくりに職員や議会の皆様と共に全力を傾注してみいました。

最後に、私は議会や市民の皆様の信頼を得て、今日まで互いに頑張れたことを大変光栄に、かつ喜びとしております。任期まで市長としてその責任を果たすために、常に先頭に立ち、市民の最大の幸福が得られるよう市政を着実に進めてまいります。市長の今後につきましても結論を出す時期が近づいておりますが、市民の皆様、議員の皆様のさらなる御指導・御理解をよろしくお願い申し上げます。

以上、新年度に対する基本方針と主要施策について申し述べさせていただきました。どうぞよろしくお願いいたします。大変長時間にわたり御苦労さまでございました。ありがとうございました。

○議長（佐藤好夫君） これより10分間休憩いたします。

休憩 午前11時16分

---

再開 午前11時26分

○議長（佐藤好夫君） ただいまから休憩前に引き続き会議を開きます。

#### 第4 議第2号から第47 議第45号まで（提案説明）

○議長（佐藤好夫君） 日程第4、議第2号から日程第47、議第45号までの44案件について、日程の順序を一部変更し、一括して議題といたします。

職員の朗読を省略し、提出者の説明を求めます。

最初に議第2号について、副市長 加納和喜君。

○副市長（加納和喜君） おはようございます。

それでは、議第2号 平成23年度美濃市一般会計予算について御説明申し上げます。

平成23年度の予算編成に当たりましては、第5次総合計画のスタートの年として、その基本理念である「市民がつくるキラリと光るオンリーワンの「住みたいまち 訪れたいまち 夢かなうまち」の実現を目指して、三つの基本目標を推進してまいります。その中でも、特に「子育て支援」と「高齢者、障がい者の健康や生きがづくり」、そして「市民力が輝く 人間力・文化力が豊かなまち」を予算編成の重点課題といたしました。

当市の財政状況につきましては、わずかに改善の兆しが見られるものの、依然として硬直化は変わりなく、非常事態は継続中であり、極めて厳しい状況は続いております。こうした厳しい状況の中、引き続き徹底した行財政改革を進め、持続的な財政運営に努めることにより、第5次総合計画の推進を図るため、真に必要な施策の選択と限られた財源で効果的な施策展開を図ることを重点に、平成23年度予算編成をいたしました。

それでは、予算の内容について御説明申し上げます。赤スタンプ2番の平成23年度美濃市

予算書の1ページをお開きください。

第1条は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ89億3,000万円と定め、予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額を「第1表 歳入歳出予算」によると定めるものと定めております。

第2条は、翌年度以降にわたり債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額を「第2表 債務負担行為」によるものと定めるものであります。

第3条は、地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還方法を「第3表 地方債」によると定めるものであります。

第4条は、予算の執行に当たり、資金繰りのため借り入れる一時借入金の最高限度額を10億円と定めるものであります。

第5条は、歳出予算の各項の経費の金額を流用することのできる費目として、給料、職員手当及び共済費の予算に過不足を生じた場合の同一款内での流用を定めるものであります。

次に、2ページをお開きください。

第1表は、平成23年度歳入歳出予算を款項の区分ごとに金額を定めたもので、後ほど内容とあわせて御説明申し上げます。

次に、9ページをお開きください。

この表は、第2条で定める債務負担行為で、公共用地等の取得費、火葬場建設事業、美濃中学校プール建築事業等12の事業について、その期間や限度額を定めるものであります。

次に、10ページをごらんください。

この表は、第3条で定める地方債で、その目的を火葬場建設事業、簡易水道改良事業の辺地対策事業債、美濃中学校プール建築事業、臨時財政対策債の4件とし、限度額の合計を6億4,560万円とするものと定めております。

次に、赤スタンプ6番の平成23年度美濃市一般会計当初予算説明資料により、歳入歳出予算の内容を御説明申し上げます。1ページをお開きください。

この表は、歳入の当初予算の比較表でございます。各款ごとに、構成比の大きなもの及び前年度と比較して増減の著しいものについて御説明申し上げます。

第1款 市税は28億1,632万円、構成比31.5%、前年度対比1.6%、4,484万円の減額となりました。これは主に個人市民税、市たばこ税の減少を見込んで計上いたしました。

次に、第10款 地方交付税は24億8,500万円、構成比27.8%、前年度対比5.2%、1億2,300万円の増額となりました。

次に、第14款 国庫支出金は7億6,677万2,000円、構成比8.6%、前年度対比7.6%、5,419万2,000円の増額となりました。これは、松森・上条線ほか舗装事業等の社会資本整備総合交付金、社会福祉費、児童福祉費、子ども手当等の負担金でございます。

次に、第15款 県支出金は6億4,902万円、構成比7.3%、前年度対比36%、1億7,180万9,000円の増額となりました。これは、グループホーム等整備のための介護基盤緊急整備等特別対策事業費、緊急雇用創出事業費等の増額でございます。

次に、第18款 繰入金は5億4,791万1,000円、構成比6.1%、前年度対比47.4%、1億

7,624万7,000円の増額となりました。これは、財政調整基金繰入金1億9,000万円の増額でございます。

次に、第21款 市債は6億4,560万円、構成比7.3%、前年度対比28.3%、1億4,260万円の増額となりました。これは、火葬場、プールの建設に係る増額でございます。

次に、2ページの歳出について御説明申し上げます。

第1款 議会費は1億6,132万7,000円で、構成比1.8%、前年度対比3,339万1,000円、26.1%の増で、これは、地方議会議員年金制度廃止に伴う議員共済負担金の増額でございます。

第2款 総務費は10億7,341万5,000円で、構成比12.0%、前年度対比852万7,000円、0.8%の減となりました。主な事業の内訳は、地域ふれあいセンター事務経費、地域づくり支援事業、コミュニティバス運行事業、スクールバス住民利用事業、県議会議員、市議会議員、市長選挙関係経費でございます。

第3款 民生費は27億5,417万9,000円で、構成比30.8%、前年度対比3億1,673万2,000円、13.0%の増となりました。増額の主なものは、グループホーム等の整備のため介護基盤緊急整備等特別対策事業、国保特別会計への繰出金、子ども手当給付経費の増額によるものでございます。主な事業の内訳は、結婚活動支援費、福祉医療費、障がい者自立支援費、保育所運営経費、保育所改修補助、国保特別会計、老人・介護・後期高齢者特別会計への繰出金等でございます。

第4款 衛生費は9億7,198万円で、構成比10.9%、前年度対比1億9,435万2,000円、25.0%の増となります。衛生費は前年度に比べて大きく増額となっておりますが、これは火葬場建設を本年度より行うためでございます。その他の主な事業は、予防接種事業、母子保健事業、健康増進事業、簡易水道会計、美濃病院事業会計、中濃広域行政事務組合への繰出金等でございます。

第5款 労働費は545万円で、構成比0.1%、前年度対比58万5,000円、9.7%の減となりました。主な内訳は、雇用対策事業補助経費、県勤労者生活資金融資預託金でございます。

第6款 農林水産業費は3億857万円で、構成比3.5%、前年度対比257万8,000円、0.8%の増となりました。主な事業は、戸別所得補償制度推進事業、絆の森整備事業、間伐事業、有害鳥獣対策、農業集落排水特別会計繰出金、中濃地域農業共済組合負担経費等でございます。

第7款 商工費は2億8,323万8,000円で、構成比3.2%、前年度対比4,619万7,000円、19.5%の増となりました。主な事業は、地域ふれあい商店支援、電動アシスト自転車購入補助、買い物弱者実態調査、観光協会や商工会議所への補助経費、産業祭、あかりアート展開催補助経費等でございます。

第8款 土木費は9億3,117万8,000円で、構成比10.4%、前年度対比1,460万1,000円、1.6%の増となりました。主な事業は、道路新設改良費やサイクルシティ関連の交通安全施設費、美濃インター前土地区画整理受託事業、景観形成整備事業、新婚世帯家賃支援事業、

下水道特別会計繰出金等でございます。

第9款 消防費は3億7,801万1,000円で、構成比4.2%、前年度対比1億4,792万3,000円、28.1%の減となりました。大きく減額となった理由は、中有知地区の地域防災交流センター整備事業が完了したことによるものでございます。主な事業は、消防団等運営補助経費、小型動力ポンプつき積載車更新事業、AEDの設置、中濃消防組合負担経費等でございます。

第10款 教育費は10億7,534万2,000円で、構成比12.1%、前年度対比1億7,365万7,000円、19.3%の増となりました。増額の主なものは、美濃中プール建築事業、市民球場改修、国体自転車リハーサル大会でございます。その他主な事業は、少人数学習指導等教育推進経費、町並み保存整備事業、ツアー・オブ・ジャパン開催補助経費等でございます。

第11款 災害復旧費は2万円でございます。

第12款 公債費は9億7,679万円で、構成比10.9%、前年度対比6,147万3,000円、5.9%の減となりました。内訳は、市債償還に係る元金と利子でございます。

第13款は、諸支出金50万円、第14款は、予備費で1,000万円でございます。

以上、歳入歳出の合計は89億3,000万円で、前年度に比べて5億6,300万円、6.7%の増となります。

次に、3ページをお開きください。

この表は、歳出予算を性質別に分類したものでございます。主な内容でございますが、1の人件費は16億9,958万8,000円で、前年度対比3,818万3,000円、2.2%の減であります。2の物件費は11億3,199万5,000円で、前年度対比5,579万9,000円、5.2%の増であります。3の維持補修費は4,003万1,000円で、前年度対比155万5,000円、3.7%の減であります。4の扶助費は14億1,618万7,000円で、前年度対比9,795万円、7.4%の増であります。5の扶助費等は12億3,412万7,000円で、前年度対比4,982万5,000円、4.2%の増であります。6の普通建設事業費は7億9,732万3,000円で、前年度対比3億2,831万円、70.0%の増となりました。これは主に火葬場建設事業、美濃中プール建築事業であります。8の公債費は9億7,674万円で、前年度対比6,147万3,000円、5.9%の減であります。12の繰出金は、下水道、介護保険、国民健康保険、後期高齢者医療等の特別会計への繰出金で15億8,724万6,000円で、前年度と比べますと1億3,410万6,000円、9.2%の増となります。

次に、4ページをごらんください。

この表は財源を比較したもので、左の表は一般財源と特定財源に区分して、23年度と22年度の予算額、構成比と伸び率をあらわしたものでございます。

一般財源66億9,594万3,000円で、構成比は74.9%で、伸率は4.1%となります。特定財源は22億3,405万7,000円で、構成比は25.1%、伸率は15.6%となっております。なお、自主財源は39億9,100万8,000円、依存財源は49億3,899万2,000円となっております。

以上で、議第2号の説明を終わります。御審議のほどよろしく願いをいたします。

○議長（佐藤好夫君） 次に、議第3号、議第4号、議第8号、議第9号、議第14号、議第15号、議第16号、議第20号、議第21号、議第28号、議第30号、議第31号、議第32号、議第33号

の14案件について、民生部長 梅村健君。

○民生部長（梅村 健君） おはようございます。

それでは、議第3号 平成23年度美濃市交通災害共済事業特別会計予算について御説明いたします。赤スタンプ2番の予算書147ページをお開きください。

交通災害共済事業につきましては、市民各位の御理解と御協力によりまして、平成23年1月末現在の加入者は9,813人、加入率は43.06%という状況でございます。今後もより一層多くの市民の方々に御加入いただくよう、啓発に努力してまいりたいと存じます。

第1条では、歳入歳出予算の総額をそれぞれ379万1,000円と定めるものでございます。

次に、149ページをお開きください。歳入歳出予算事項別明細書の総括によりまして説明をさせていただきます。

歳入の1款 交通災害共済事業収入300万6,000円は、加入者8,349人分の会費で、平成22年度の実績を勘案して算出したものでございます。

2款 繰入金77万4,000円は、就学前2年の幼児、小学生、中学生、交通指導隊員及び女性交通安全委員の方々合計2,149人分の会費を一般会計から繰り入れるものであります。

3款 繰越金1,000円は前年度からの繰越金であり、4款 財産収入9,000円は準備積立金の運用収入、5款 諸収入1,000円は預金利子であります。

次に、歳出について御説明いたします。

1款 交通災害共済事業費は379万1,000円で、この内容は、交通災害共済審査委員の報酬、共済給付金、事務費等であり、歳入歳出ともに合計は379万1,000円となります。

150ページ以降の説明を省略させていただき、議第3号についての説明を終わります。

次に、議第4号 平成23年度美濃市国民健康保険特別会計予算につきまして御説明申し上げます。

予算書の157ページをお開きください。

初めに、国保を取り巻く状況は、高齢者や低所得者の増加、医療の高度化、税収の減少などによりまして大変厳しい状況に置かれております。国におきましては、第1段階として後期高齢者医療制度を廃止し、平成26年3月から、75歳以上について財政運営を都道府県単位化し、第2段階として、平成30年に全年齢での都道府県単位化を目指す検討がされております。特定健診・保健指導につきましては引き続き行われますので、平成23年度の美濃市の特定健診受診率の目標を40%と設定しております。美濃市の平成22年度の一般保険給付費の決算見込みは、前年度と比較いたしまして11.9%の伸びとなっており、こうした状況等を勘案いたしまして、平成23年度は一般保険給付費を前年比5.1%の伸びと見込み、一般会計からの繰り入れと保険税の引き上げにより予算編成をしたところでございます。

第1条は、予算の総額を歳入歳出それぞれ26億6,989万3,000円と定めるものでございます。

第2条は、一時借入金の最高額を1億5,000万円と定めたものでございます。

第3条は、歳出予算の流用についての規定であります。保険給付費にあっては款の中で流用できるものと定めたものでございます。

次に、163ページをお開きください。

歳入歳出予算事項別明細書の総括の表により、歳入から御説明いたします。

1款 国民健康保険税 7億3,428万円は、一般被保険者と退職被保険者等の医療分、後期高齢者支援分、介護分の現年度、過年度分の保険税でございます。

2款 使用料及び手数料32万3,000円は、保険税の督促手数料でございます。

3款 国庫支出金 6億2,819万2,000円は、療養給付費、療養費の見込み額により算定した療養給付費負担金、高額医療費共同事業負担金、財政調整交付金及び特定健康診査等負担金などの収入を見込んだ額でございます。

4款 療養給付費交付金 1億2,848万1,000円は、退職被保険者の療養給付に係る社会保険診療報酬支払基金からの交付金でございます。

5款 前期高齢者交付金 4億9,444万7,000円は、20年度に創設された前期高齢者交付金でございます。

6款 県支出金 1億1,568万8,000円は、国と同様な高額医療費共同事業負担金、特定健康診査等負担金、財政調整交付金と国保助成金でございます。

7款 共同事業交付金 3億20万1,000円は、県国保連合会が行う高額医療費共同事業及び保険財政共同安定化事業の交付金でございます。

8款 繰入金 2億3,824万円は、一般会計からの繰入金でございます。

9款 繰越金2,600万円は、前年度からの繰越金を見込んだものでございます。

10款 諸収入404万1,000円は、交通事故などによる第三者納付金等でございます。

次に、164ページをお開きください。

歳出の1款 総務費6,495万円は、主に職員人件費などの一般管理費、賦課徴税费、特別事業費、国保運営協議会費等でございます。

2款 保険給付費18億2,587万1,000円は、療養諸費、高額療養費、移送費、出産育児諸費及び葬祭諸費等で、前年度予算対比10.8%の伸びを見込んでおります。

3款 後期高齢者支援金等 2億9,429万9,000円は、20年度から始まりました後期高齢者医療保険への支援金等でございます。

4款 前期高齢者納付金等71万7,000円は、20年度から始まりました前期高齢者医療制度で、社会保険診療報酬支払基金への納付金でございます。

5款 老人保健拠出金12万円は、老人保健廃止に伴う支払いで、社会保険診療報酬支払基金への拠出金でございます。

6款 介護納付金 1億4,223万3,000円は、介護保険に係る納付金でございます。

7款 共同事業拠出金 3億684万6,000円は、80万円以上の高額医療に係る高額医療費共同事業及び30万円以上の高額医療に係る保険財政共同安定化事業に係る県国保連への拠出金でございます。

8款 保健事業費1,538万5,000円は、特定健康診査・保健指導及び保健衛生普及啓発事業、健康づくり推進事業、医療費通知実施事業、人間ドック助成事業等で、疾病予防の推進を図

るものでございます。

9款 公債費25万円は、一時借り入れが生じたときの借入利子でございます。

10款 諸支出金161万円は、保険税の還付金等に充てるものでございます。

11款 予備費は1,761万2,000円を計上いたしました。

以上、歳入及び歳出合計はそれぞれ26億6,989万3,000円となったところでございます。

なお、165ページ以降の説明は省略させていただきまして、議第4号の説明を終わります。

次に、議第8号 平成23年度美濃市介護保険特別会計予算について御説明いたします。

予算書の253ページをお開きください。

第1条は、歳入歳出予算総額をそれぞれ17億3,276万1,000円と定めたものでございます。

第2条は、一時借入金の最高額を8,000万円と定めたものでございます。

257ページをお開きください。歳入歳出予算事項別明細書の総括の表により御説明いたします。

歳入、1款 保険料2億3,497万2,000円は、65歳以上の第1号被保険者の現年度、過年度の介護保険料でございます。

2款 使用料及び手数料4万円は、介護保険料の督促手数料等でございます。

3款 国庫支出金4億1,133万5,000円は、介護給付費の負担金と調整交付金等でございます。

4款 支払基金交付金4億9,814万4,000円は、介護給付費交付金と地域支援事業支援交付金でございます。

5款 県支出金2億5,043万4,000円は、介護給付費交付金と介護予防事業交付金でございます。

6款 財産収入3万2,000円は、基金の利子でございます。

7款 繰入金3億3,749万9,000円は、介護給付費、介護予防事業費等に係る一般会計からの繰入金と基金からの繰入金でございます。

8款 繰越金30万円は、前年度からの繰越金でございます。

9款 諸収入5,000円は、第三者納付金等でございます。

次に、258ページをお開きください。

歳出、1款 総務費4,718万8,000円は、人件費と国保連合会負担金、介護認定事務費等でございます。

2款 保険給付費16億4,364万9,000円は、在宅介護、地域密着型介護、施設介護の給付費等で、特別養護老人ホーム美和の里の40床増床などに伴い、前年度に比較して16.8%の伸びでございます。

3款 地域支援事業費4,138万3,000円は、介護予防事業、包括的支援事業費でございます。

4款 基金積立金4万1,000円は、基金の利子等を積み立てるものでございます。

5款 公債費20万円は、一時借入金が生じたときの借入利子でございます。

6款 諸支出金30万円は、過年度分保険料還付金でございます。

以上、歳入及び歳出予算総額はそれぞれ17億3,276万1,000円でございます。

259ページ以降の説明は省略させていただきます、議第8号の説明を終わらせていただきます。

○議長（佐藤好夫君） これより昼食のため休憩いたします。午後1時から会議を開きます。

休憩 午前11時57分

---

再開 午後1時01分

○議長（佐藤好夫君） ただいまから休憩前に引き続き会議を開きます。

○民生部長（梅村 健君） それでは次に、議第9号 平成23年度美濃市後期高齢者医療特別会計予算について御説明いたします。

赤スタンプ2、予算書の277ページをお開きください。

第1条は、歳入歳出予算総額をそれぞれ4億7,461万5,000円と定めたものでございます。

第2条は、一時借入金の最高額を6,000万円と定めたものでございます。

予算編成に当たりましては、岐阜県後期高齢者医療広域連合が算定いたしました療養給付費、保険基盤安定や保健事業費等の美濃市負担分と保険料徴収経費等を推計し、総額を算定いたしました。

それでは、281ページをお開きください。歳入歳出予算事項別明細書の総括の表により御説明いたします。

歳入、1款 後期高齢者医療保険料1億5,493万1,000円は、被保険者の現年度、過年度の保険料で、平成23年度の保険料は据え置きとなっております。

2款 使用料及び手数料5万円は、保険料の督促手数料でございます。

3款 後期高齢者医療広域連合委託金429万円は、保健事業委託金でございます。

4款 繰入金3億1,454万2,000円は、療養給付費、保険基盤安定、事務費負担金等に係ります一般会計からの繰入金でございます。

5款 繰越金40万円は、前年度繰越金でございます。

6款 諸収入40万2,000円は、預金利子、保険料等負担金過年度返還金でございます。

282ページをお開きください。

次に歳出、1款 総務費327万2,000円は、保険料の徴収経費等でございます。

2款 後期高齢者医療広域連合納付金4億6,665万3,000円は、保険料、療養給付費、保険基盤安定、事務費等の美濃市負担分でございます。

3款 保健事業費429万円は、健診経費でございます。

4款 公債費20万円は、一時借入金が生じたときの借入利子でございます。

5款 諸支出金20万円は、過年度分の保険料還付金でございます。

以上、歳入及び歳出予算総額はそれぞれ4億7,461万5,000円でございます。

283ページ以降の説明は省略させていただきます、議第9号の説明を終わらせていただきます。

次に、議第14号 平成22年度美濃市交通災害共済事業特別会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

それでは、赤のスタンプ4番の補正予算書の48ページをお開きください。

今回、補正をお願いいたしますのは、年度末を控えまして予算の執行状況及び決算見込みを検討し、補正をお願いするものであります。

第1条は、歳入歳出それぞれ14万5,000円を減額し、補正後の総額をそれぞれ396万1,000円と定めるものでございます。

予算の内容につきましては、事項別明細書総括の歳出の表により、歳入もあわせて御説明いたしますので、50ページをお開きください。

歳出の1款 交通災害共済事業費は14万5,000円を減額し、396万1,000円とするもので、内容は委員報酬、交通災害共済給付金の減額と積立金の増額でございます。平成22年度における給付状況は、死亡1件、傷害は未審査分を含めて20件の見込みとなっております。財源内訳は事業収入51万3,000円、繰入金2万5,000円の減額と繰越金37万9,000円、その他財源として財産収入1万4,000円の増額でございます。

51ページ以降の説明を省略させていただき、議第14号の説明を終わります。

次に、議第15号 平成22年度美濃市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。

補正予算書の56ページをお開きください。

今回の補正は、主に歳入では、国民健康保険税の減額、共同事業交付金の増額、歳出では、保険給付費の増額の予算措置等をお願いするものでございます。

第1条は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,594万6,000円を追加し、補正後の総額をそれぞれ25億3,126万8,000円とするものでございます。

60ページをお開きください。歳入歳出補正予算事項別明細書の総括により御説明いたします。

歳入の1款 国民健康保険税は5,344万5,000円を減額するもので、課税所得の減に伴うものでございます。

3款 国庫支出金は437万4,000円を増額するもので、過年度療養給付費負担金等によるものでございます。

4款 療養給付費交付金は174万7,000円を減額するもので、本年度の見込みによるものでございます。

5款 前期高齢者交付金は429万3,000円を減額するもので、本年度見込みによるものでございます。

6款 県支出金は2,827万3,000円を減額するもので、財政調整交付金等の減額によるものでございます。

7款 共同事業交付金は1億418万8,000円を増額するもので、本年度分が確定したことによるものでございます。

8款 財産収入は6万円を減額するもので、基金利息の減収によるものでございます。

9款 繰入金は2,913万4,000円を増額するもので、本年度分の基盤安定繰入金が確定したことによるものでございます。

10款 繰越金は393万2,000円の減額で、繰越金の確定によるものでございます。

次に、61ページの歳出に移りますが、1款 総務費は195万3,000円を増額するもので、これはシステム最適化経費の負担金等でございます。

2款 保険給付費は1億135万5,000円を増額するもので、これは療養給付費の増加によるものでございます。

3款 後期高齢者支援金等は2,052万5,000円の減額で、支援金の確定によるものです。

4款 前期高齢者納付金等は35万4,000円の減額で、納付金等の確定によるものです。

5款 老人保健拠出金は55万5,000円の減額で、拠出金の確定によるものです。

6款 介護納付金は510万5,000円の減額で、納付金の確定によるものです。

7款 共同事業拠出金は2,716万4,000円の減額で、高額医療費共同事業、保険財政共同安定化事業の医療費拠出金の決算見込みによるものです。

8款 保健事業費は378万円の減額で、特定健康診査等事業費等の見込みによるものでございます。

9款 基金積立金は6万円の減額で、基金利息の減に伴うものです。

11款 諸支出金の18万1,000円を増額は、過年度分の国庫支出金の返還金でございます。

62ページ以降の説明を省略いたしまして、議第15号の説明を終わらせていただきます。

次に、議第16号 平成22年度美濃市老人保健特別会計補正予算（第2号）について御説明いたします。

補正予算書の72ページをお開きください。

今回、補正をお願いいたしますのは、第三者行為に対する国・県等への老人医療給付費負担金を返還するための増額をお願いするものでございます。

第1条は、歳入歳出それぞれ47万6,000円を追加し、補正後の総額をそれぞれ70万1,000円とするものでございます。

内容につきましては、歳入歳出補正予算事項別明細書の総括の歳出の表により、歳入もあわせて御説明いたしますので、74ページをお開きください。

歳出の3款 諸支出金は47万6,000円を追加し、補正後の額を53万9,000円とするもので、第三者行為に対する国・県等への老人医療給付費負担金の返還金であり、財源内訳は、その他財源としまして医療費返納金であります。なお、老人保健法の規定により今年度末をもちまして老人保健特別会計は閉鎖することになります。

75ページ以降の説明を省略させていただきます、議第16号の説明を終わらせていただきます。

次に、議第20号 平成22年度美濃市介護保険特別会計補正予算（第3号）について御説明いたします。

補正予算書の102ページをお開きください。

今回の補正は、平成22年11月までの実績から各介護給付費等の決算見込みを算出し、総額で減額をお願いするものでございます。

第1条は、歳入歳出それぞれ6,167万4,000円を減額し、補正後の総額をそれぞれ15億1,200万7,000円とするものでございます。

内容につきましては、歳入歳出補正予算事項別明細書の総括の歳出の表により、歳入もあわせて御説明いたしますので、105ページをお開きください。

歳出の1款 総務費は32万5,000円を減額し、補正後の額を3,846万4,000円とするもので、内容はパソコン等のリース料の減額でございます。財源は一般会計からの繰入金を減額するものでございます。

2款 保険給付費は6,141万1,000円を減額し、補正後の額を14億2,377万7,000円とするもので、内容は、介護給付費支払業務手数料の追加と地域密着型介護サービス給付費、施設介護給付費、介護予防給付費等の減額でございます。財源内訳は、保険料176万円、国・県支出金2,713万5,000円、交付金2,818万3,000円をそれぞれ減額し、その他財源は一般会計からの繰入金776万4,000円、基金繰入金1,480万5,000円の減額と、繰越金1,823万6,000円を増額するものでございます。

3款 地域支援事業費は財源内訳の変更で、保険料22万1,000円、国・県支出金66万2,000円の減額と一般会計からの繰入金88万3,000円を増額でございます。

4款 基金積立金は6万2,000円を追加し、補正後の額を24万5,000円とするもので、介護保険給付準備基金積立金の増額でございます。財源内訳は、保険料3,000円、その他財源は、基金利子5万9,000円をそれぞれ増額するものでございます。

106ページ以降の説明を省略させていただきまして、議第20号の説明を終わらせていただきます。

次に、議第21号 平成22年度美濃市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について御説明いたします。

補正予算書の112ページをお開きください。

今回の補正は、後期高齢者医療広域連合への負担金と健診経費の決算見込みを算出し、総額で減額をお願いするものでございます。

第1条は、歳入歳出それぞれ200万4,000円を減額し、補正後の総額をそれぞれ4億7,915万7,000円とするものでございます。

内容につきましては、歳入歳出補正予算事項別明細書の総括の歳出の表により、歳入もあわせて御説明いたしますので、114ページをお開きください。

歳出の2款 後期高齢者医療広域連合納付金は33万6,000円を減額し、補正後の額を4億7,225万4,000円とするもので、保険基盤安定負担金の減額でございます。財源は財源変更も含めまして、一般会計からの繰入金1,754万9,000円の減額と、その他財源として広域連合からの過年度返還金1,514万4,000円と繰越金206万9,000円を増額するものでございます。

次に、3款 保健事業費は166万8,000円を減額し、補正後の額を263万8,000円とするもので、内容は後期高齢者健診経費を減額するものでございます。財源内訳は、広域連合からの委託金179万8,000円の減額と、その他財源として繰越金13万円を増額するものでございます。

115ページ以降の説明は省略させていただきまして、議第21号の説明を終わらせていただきます。

次に、議第28号 美濃市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、提案理由と改正内容について御説明申し上げます。

赤スタンプ1番の議案集の6ページ及び赤スタンプ5番の美濃市条例の制定改正等の概要の8ページをお開きください。

美濃市の国民健康保険につきましては、平成21年度に保険税条例を改定し、平均10%の引き上げを行い、2年間運営をしてまいりましたが、平成22年度は一般保険給付費の伸びが対前年比11.9%と県下でも高く、特に高額医療費の給付や景気後退による税収の減少等により、健全な財政運営を圧迫しております。財政調整基金は、平成22年度に取り崩しますと基金は枯渇いたします。平成23年度の予算では、医療費の伸びや財政調整基金からの繰り入れがなくなることや、繰越金の減少により1億9,185万円の財源不足が生じますので、一般会計からの繰り入れと被保険者の負担によりまして、財政運営の危機を乗り越えたいと考えております。こうした危機的な現状を踏まえまして、今後の国民健康保険事業の経営の安定化・健全化を図るため、被保険者1人当たり平均20%の税率引き上げをお願いするものでございます。

それでは、赤スタンプ5番の9ページをごらんください。条例の新旧対照表で詳しく御説明いたします。

第3条は、国民健康保険の被保険者に係る所得割額を定めておりまして、その率を「100分の5.35」から「100の7.07」に改めるものでございます。

第4条は、資産割額を定めており、その率を「100の31.83」から「100分の36.9」に改めるものでございます。

第5条は、被保険者均等割額を定めており、被保険者1人について「2万5,800円」を「3万400円」に改めるものでございます。

第5条の2は、世帯別平等割額を定めており、特定世帯以外の世帯は「2万1,100円」を「2万2,900円」に、特定世帯は「1万550円」を「1万1,450円」に改めるものでございます。

第6条は、後期高齢者支援金等課税額の所得割額を定めており、その率を「100の1.5」から「100分の1.99」に改めるものでございます。

第7条は、後期高齢者支援金等課税額の資産割額を定めており、その率を「100分の8.86」から「100分の10.34」に改めるものでございます。

第7条の2は、後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額を定めており、被保険者1人について「7,100円」を「8,400円」に改めるものでございます。

第7条の3は、後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額を定めており、特定世帯以外の世帯は「5,800円」を「6,400円」に、特定世帯は「2,900円」を「3,200円」に改めるものでございます。

第8条は、介護納付金課税被保険者に係る所得割額を定めており、その率を「100分の1.36」から「100分の1.88」に改めるものでございます。

第9条は、資産割額を定めており、その率を「100分の8.56」から「100分の10.39」に改めるものでございます。

第9条の2は、被保険者均等割額を定めており、1人について「9,200円」を「1万500円」に改めるものでございます。

第9条の3は、世帯別平等割額を定めており、1世帯について「5,400円」を「5,900円」に改めるものでございます。

第23条は、保険税の減額について定めており、第1号では7割軽減世帯を定めておりまして、アは、被保険者に係る被保険者均等割額の減額を1人について「1万8,060円」を「2万1,280円」に改めるものでございます。イは、世帯別平等割額の減額について定めており、特定世帯以外の世帯について「1万4,770円」を「1万6,030円」に、特定世帯について「7,380円」を「8,010円」に改めるものでございます。ウは、後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額の減額について定めており、1人について「4,970円」を「5,880円」に改めるものでございます。エは、世帯別平等割額の減額について定めており、特定世帯以外の世帯について「4,060円」を「4,480円」に、特定世帯について「2,030円」を「2,240円」に改めるものでございます。オは、介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額の減額について定めており、1人について「6,440円」を「7,350円」に改めるものでございます。カは、世帯別平等割額の減額について定めており、1世帯について「3,780円」を「4,130円」に改めるものでございます。

同条第2号は、5割軽減世帯を定め、アは、被保険者に係る被保険者均等割額の減額を1人について「1万2,900円」を「1万5,200円」に改めるものでございます。イは、世帯別平等割額の減額について定めており、特定世帯以外の世帯について「1万550円」を「1万1,450円」に、特定世帯について「5,270円」を「5,720円」に改めるものでございます。ウは、後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額の減額について定めており、1人について「3,550円」を「4,200円」に改めるものでございます。エは、世帯別平等割額の減額について定めており、特定世帯以外の世帯について「2,900円」を「3,200円」に、特定世帯について「1,450円」を「1,600円」に改めるものでございます。オは、介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額の減額について定めており、1人について「4,600円」を「5,250円」に改めるものでございます。カは、世帯別平等割額の減額について定めており、1世帯について「2,700円」を「2,950円」に改めるものでございます。

同条第3号は、2割軽減世帯を定め、アは、被保険者に係る被保険者均等割額の減額を1人について「5,160円」を「6,080円」に改めるものでございます。イは、被保険者に係る世

帯別平等割額の減額について定めており、特定世帯以外の世帯について「4,220円」を「4,580円」に、特定世帯について「2,110円」を「2,290円」に改めるものでございます。ウは、後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額の減額について定めており、1人について「1,420円」を「1,680円」に改めるものでございます。エは、世帯別平等割額の減額について定めており、特定世帯以外の世帯について「1,160円」を「1,280円」に、特定世帯について「580円」を「640円」に改めるものでございます。オは、介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額の減額について定めており、1人について「1,840円」を「2,100円」に改めるものでございます。カは、世帯別平等割額の減額について定めており、1世帯について「1,080円」を「1,180円」に改めるものでございます。

次に、赤スタンプ1番の7ページをごらんください。

附則の第1項では、施行期日を平成23年4月1日からとし、第2項では、適用区分を平成23年度分の国民健康保険税からとするもので、平成22年度分までの国民健康保険税については、従前の例によるものでございます。

以上で、議第28号の説明を終わります。

次に、議第30号 公の施設の指定管理者の指定について御説明申し上げます。

それでは、議案集の9ページをお開きください。

提案の理由について御説明申し上げます。

美濃市福祉会館の指定管理期間が平成23年3月31日をもって終了いたしますので、地方自治法第244条の2第3項の規定による公の施設の指定管理者を指定することについて議会の議決が必要であるため、美濃市公の施設に係る指定管理者の指定手続に関する条例第2条の公募を行わない指定管理者の指定に基づき、指定管理者を指定するものでございます。

美濃市福祉会館の指定管理者として、社会福祉法人美濃市社会福祉協議会を引き続き指定し、指定期間は平成23年4月1日から平成28年3月31日までの5年間とするものであります。

なお、以後の議案につきましては、提案理由及び指定期間は同様でございますので、説明を省略させていただきますので、よろしく願いいたします。

10ページをお開きください。

議第31号 公の施設の指定管理者の指定について御説明申し上げます。

美濃北デイサービスセンターの指定管理者として、社会福祉法人美濃市社会福祉協議会を引き続き指定したいので、議会の議決をお願いするものであります。

11ページをお開きください。

議第32号 公の施設の指定管理者の指定について御説明申し上げます。

美濃市みのりの家作業所の指定管理者として、社会福祉法人美濃市社会福祉協議会を引き続き指定したいので、議会の議決をお願いするものでございます。

12ページをお開きください。

議第33号 公の施設の指定管理者の指定について御説明申し上げます。

美濃市みのりの家ふれあいホームの指定管理者として、社会福祉法人美濃市社会福祉協議

会を引き続き指定したいので、議会の議決をお願いするものであります。

以上で説明を終わります。よろしく御審議を賜りますようお願いいたします。

○議長（佐藤好夫君） 次に、議第5号、議第6号、議第7号、議第11号、議第17号、議第18号、議第19号、議第23号、議第43号、議第44号の10案件について、建設部長 丸茂勝君。

○建設部長（丸茂 勝君） こんにちは。

それでは、議第5号 平成23年度美濃市簡易水道特別会計予算について御説明申し上げます。

赤スタンプ2番、予算書191ページをお開きください。

簡易水道は、5施設によって、市民生活の向上のため、安全で安定した生活用水の供給を行っております。平成23年度は、主な事業といたしまして半道簡易水道改良事業及び片知簡易水道膜ろ過の膜洗浄事業などを実施いたします。各施設につきましては、給水施設の定期点検、水質管理に努め、安全で安定した生活用水の供給を図るとともに、引き続き経費の節減と効率のよい運営に努めてまいりたいと存じます。

第1条は、予算の総額を歳入歳出それぞれ1億3,995万1,000円とするものであり、予算の款項の区分及び区分ごとの金額は、次のページの「第1表 歳入歳出予算」のとおりでございます。

第2条は、地方債の起債の目的、限度額等を194ページ第2表のとおり定めるものでございます。

191ページに戻っていただきまして、第3条は、一時借入金の借り入れの最高額を5,000万と定めております。

それでは、195ページの歳入歳出予算事項別明細書の総括の表によりまして、歳入から御説明申し上げます。

第1款 使用料及び手数料7,228万8,000円は、水道使用料及び手数料でございます。

第2款 工事費収入15万7,000円は、給水工事の受託費でございます。

第3款 負担金102万5,000円は、新規加入者の加入負担金でございます。

第4款 繰入金5,737万5,000円は、一般会計からの繰入金でございます。

第5款 繰越金4,000円は、前年度からの繰越金でございます。

第6款 諸収入2,000円は、預金利子等でございます。

第7款 市債910万円は、半道簡易水道改良事業に伴う市債でございます。

次に、歳出について御説明申し上げます。

第1款 簡易水道費6,258万9,000円は、人件費や事務経費、各施設の電力料等運用経費及び施設の保守経費、牧谷簡易水道配水管布設がえ工事費、半道簡易水道改良事業費などがございます。

第2款 公債費7,686万2,000円は、市債の元利償還金でございます。

第3款 予備費50万円を計上いたしました。

196ページ以降の説明は省略させていただきます。議第5号の説明を終わります。

次に、議第6号 平成23年度美濃市農業集落排水事業特別会計予算について御説明申し上げます。

赤スタンプ2番、予算書の211ページをお開きください。

農業集落排水事業は、農業用水路や公共用水域の水質保全、農村の生活環境の向上を図るために、7地区で供用開始しております。平成23年度も引き続き経費の節減と効率のよい運営に努めるとともに、もったいない運動の一環として水洗化率の向上を図ってまいります。

第1条は、予算の総額を歳入歳出それぞれ2億2,065万9,000円とするものであり、予算の款項の区分及び区分ごとの金額は、次のページの「第1表 歳入歳出予算」のとおりでございます。

第2条は、債務負担行為の事項、期間、限度額を定めるものであり、214ページの「第2表 債務負担行為」のとおりでございます。

また211ページに戻っていただきまして、第3条は、一時借入金の最高額を5,000万円と定めるものでございます。

それでは、215ページの歳入歳出予算事項別明細書の総括の表により、歳入から御説明申し上げます。

第1款 分担金及び負担金210万円は、新規加入者に伴う分担金でございます。

第2款 使用料及び手数料5,006万8,000円は、農業集落排水使用料などでございます。

第3款 財産収入2万1,000円は、農業集落排水事業減債基金の利子でございます。

第4款 繰入金1億6,846万7,000円は、一般会計及び農業集落排水事業減債基金からの繰入金でございます。

第5款 繰越金1,000円は、前年度からの繰越金でございます。

第6款 諸収入2,000円は、預金利子等でございます。

次に、歳出について御説明申し上げます。

第1款 農業集落排水事業費1億52万1,000円は、施設維持管理経費並びに事務経費等でございます。

第2款 公債費1億2,013万8,000円は、市債の元利償還金でございます。

なお、216ページ以降の説明は省略させていただきます。以上で議第6号の説明を終わらせていただきます。

次に、議第7号 平成23年度美濃市下水道特別会計予算について御説明申し上げます。

赤スタンプ2番、予算書231ページをお開きください。

公共下水道は、都市の健全な発達及び公衆衛生の向上に寄与するとともに、公共用水域の水質保全を図るため、三つの処理区で整備を進めております。整備率は99%を超えておりまして、さらなる水洗化の向上に努めてまいります。

第1条は、予算の総額を歳入歳出それぞれ8億5,975万6,000円とするものであり、予算の款項の区分及び区分ごとの金額は、次のページの「第1表 歳入歳出予算」のとおりでございます。

第2条は、債務負担行為の事項、期間、限度額を定めるものであり、234ページの「第2表 債務負担行為」のとおりでございます。

231ページに戻っていただきまして、第3条は、地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を定めるものであり、234ページの「第3表 地方債」のとおり、限度額を5,550万円で、利率、償還の方法は表に記載したとおりでございます。

また231ページに戻っていただきまして、第4条は、一時借入金の最高額を4億円に定めるものでございます。

それでは、235ページの歳入歳出予算事項別明細書の総括の表により、歳入から御説明申し上げます。

第1款 分担金及び負担金2,368万2,000円は、受益者負担金などでございます。

第2款 使用料及び手数料2億391万2,000円は、下水道使用料などでございます。

第3款 国庫支出金1,035万円は、国からの下水道事業に対する交付金でございます。

第4款 財産収入1万5,000円は、下水道事業基金及び減債基金の利子でございます。

第5款 繰入金5億6,477万円は、一般会計並びに下水道事業基金及び減債基金からの繰入金でございます。

第6款 繰越金1,000円は、前年度からの繰越金でございます。

第7款 諸収入152万6,000円は、左岸処理場の雨水排水ポンプ維持管理費負担金収入でございます。

第8款 市債5,550万円は、管渠整備及び舗装復旧費を対象事業とした市債でございます。次に、歳出について御説明申し上げます。

236ページをお開きください。

第1款 総務費6,708万8,000円は、事務経費等でございます。

第2款 下水道事業費1億9,017万5,000円は、施設維持管理経費、管渠建設費、舗装復旧費でございます。

第3款 公債費6億249万3,000円は、市債の元利償還金でございます。

なお、237ページ以降の説明は省略させていただきます。以上で議第7号の説明を終わらせていただきます。

次に、議第11号 平成23年度美濃市上水道事業会計予算について御説明申し上げます。

赤スタンプ2番、予算書の323ページをお開きください。

上水道事業は、前野水源地設備改良工事及び配水管布設がえ工事など、施設の更新により安定した給水の確保と、公的資金補償金免除繰り上げ償還などにより、経費の節減を図り、健全な経営に努めてまいります。

それでは、予算書により御説明申し上げます。

第1条は、総則でございます。

第2条は、業務の予定量を定めるものでございます。

第3条は、収益的収入及び支出の予定額を定めるもので、収入の第1款 水道事業収益の

予定額を3億2,297万9,000円に定めるものでございます。

次の324ページをお開きください。

支出の第1款 水道事業費用の予定額は2億5,865万3,000円に定めるものでございます。

第4条は、資本的収入及び支出の予定額を定めるもので、収入の第1款 資本的収入の予定額は5,251万2,000円に定めるものでございます。

支出の第1款 資本的支出の予定額は2億3,360万円に定めるものでございます。したがって、資本的収入額が資本的支出額に対して1億8,108万8,000円不足いたしますので、第4条本文の括弧内において、不足額は当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額と過年度分損益勘定留保資金で補てんする旨、定めるものでございます。

次のページの第5条は、起債の目的、限度額などを表の記載のとおり定めるものでございます。

第6条は、一時借入金の限度額を1億円と定めるものでございます。

第7条では、議会の議決を経なければ流用することができない経費、職員給与費を2,933万3,000円と定めるものでございます。

327ページ以降の説明は省略させていただきます、議第11号の説明を終わります。

議第17号 平成22年度美濃市簡易水道特別会計補正予算（第3号）について御説明申し上げます。

赤スタンプ4番、補正予算書の78ページをお開きください。

今回、補正をお願いします主な内容は、年度末を控え事業の確定などに伴い、所要の調整を行うものでございます。

第1条は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ466万4,000円を減額して、歳入歳出予算の総額を1億2,252万4,000円とするものでございます。また、補正の款項の区分及び区分ごとの金額並びに補正後の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」のとおりでございます。

それでは、80ページの歳入歳出補正予算事項別明細書の1. 総括の歳出により、歳入もあわせて御説明申し上げます。

歳出の第1款 簡易水道費は、補正前の額から466万4,000円を減額し、補正後の額を4,516万2,000円とするものであり、その内容は施設維持管理経費の減額と工事費の確定による減額でございます。補正額の財源内訳は、使用手数料432万6,000円を減額し、その他で一般会計繰入金33万8,000円を減額するものでございます。

第2款 公債費は、財源内訳の変更で、使用手数料の159万4,000円の増額とその他で一般会計繰入金159万4,000円の減額でございます。

81ページ以降の説明は省略させていただきます、議第17号の説明を終わります。

次に、議第18号 平成22年度美濃市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。

赤スタンプ4番、補正予算書の84ページをお開きください。

今回、補正をお願いいたします主な内容は、年度末を控え事業の確定等により、所要の調

整を行うものでございます。

第1条は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ390万4,000円を減額して、歳入歳出予算の総額を2億2,595万9,000円とするものでございます。また、款項の区分及び区分ごとの金額並びに補正後の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」のとおりでございます。

それでは、86ページの歳入歳出補正予算事項別明細書の1. 総括の歳出によりまして、歳入もあわせて御説明申し上げます。

第1款 農業集落排水事業費は、補正前の額から390万4,000円を減額して、補正後の額を1億304万6,000円とするもので、内容は事務経費、施設維持管理経費の確定見込みによる減額等でございます。補正額の財源内訳は、一般会計からの繰入金で234万3,000円の減額と、使用料等その他財源156万1,000円の減額でございます。

なお、87ページ以降の説明は省略させていただきます。議第18号の説明を終わります。

次に、議第19号 平成22年度美濃市下水道特別会計補正予算（第3号）について御説明申し上げます。

赤スタンプ4番、補正予算書の92ページをお開きください。

今回、補正をお願いします主な内容は、年度末を控えまして事業の確定等に伴い、補正を行うものでございます。

第1条は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3,018万8,000円を減額して、歳入歳出予算の総額を8億5,007万5,000円とするものでございます。また、補正の款項の区分及び区分ごとの金額並びに補正後の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」のとおりでございます。

第2条は、地方債の限度額を改めるものであり、管渠整備事業費の減額補正に伴い、94ページの第2表のとおり、下水道事業債の限度額を5,700万円に減額変更するものでございます。

それでは、96ページの歳入歳出補正予算事項別明細書の1. 総括の歳出によりまして、歳入もあわせて説明申し上げます。

歳出の第1款 総務費は、補正前の額に71万9,000円を増額して、補正後の額を5,138万6,000円とするもので、内容は基金積立金などの確定見込みによるものでございます。財源内訳は、県支出金が77万8,000円を増額、一般会計繰入金が14万3,000円の減額、その他で繰越金など8万4,000円を増額でございます。

第2款 下水道事業費は、補正前の額から3,090万7,000円を減額し、補正後の額を1億9,160万6,000円とするもので、内容は施設維持管理費、管渠整備事業費などの確定見込みによるものでございます。財源内訳は、地方債が1,800万円の減額、一般会計繰入金が1,555万2,000円の減額、その他で雑入など264万5,000円を増額するものでございます。

第3款 公債費は、財源内訳の変更で、一般会計繰入金が651万4,000円の減額で、その他で負担金651万4,000円を増額するものでございます。

なお、97ページ以降の説明は省略させていただきます。議第19号の説明を終わります。

次に、議第23号 平成22年度美濃市上水道事業会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。

赤スタンプ4番、補正予算書の130ページをお開きください。

今回の補正をお願いします主な内容は、年度末を控え予算の適正な執行を行うための補正でございます。

第1条は、総則でございます。

第2条は、収益的収入及び支出の補正で、収入の第1款 水道事業収益は、既決予定額に240万円を増額し、3億2,766万7,000円とするものでございます。

支出の第1款 水道事業費用は、既決予定額から22万2,000円を減額して、2億6,844万2,000円とするものでございます。

第3条は、資本的収入及び支出の補正で、収入の第1款 資本的収入は、既決予定額から1,240万円を減額して、5,015万6,000円とするものでございます。

支出の第1款 資本的支出は、既決予定額から1,825万6,000円を減額して、2億1,333万円とするもので、資本的収入額が資本的支出額に対して1億6,317万4,000円不足しますので、第3条本文の括弧内において、不足額は当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額、過年度分損益勘定留保資金で補てんする旨、改めるものでございます。

第4条は、企業債の限度額を定めるもので、上水道第5次拡張事業の起債の限度額を1,240万円減額して、4,660万円に改めるものでございます。

132ページ以降の説明は省略させていただきます、議第23号の説明を終わります。

次に、議第43号 市道路線の認定について御説明申し上げます。

赤スタンプ1番、議案集の23ページをお開きください。

今回の認定をお願いいたします路線は、美濃市美濃インター前土地区画整理事業区域内の区画道路完成に伴い、下の表の整理番号1番、美濃中央11号線から次のページの整理番号23番松森110号線までの23路線と、民間開発道路の移管による整理番号24番、美濃205号線の1路線でございます。この24路線は、道路法第8条第2項の規定に基づき、市道路線の認定を行うものでございます。

下の表に認定する路線名と起点、終点、重要な経過地を掲載しております。また、市道認定要図を25ページから48ページまでに掲載し、認定する路線を黒塗りで図示しておりますので御参照ください。

以上で、議第43号の説明を終わります。

次に、議第44号 市道路線の廃止について御説明申し上げます。

同、議案集の49ページをお開きください。

今回、廃止をお願いいたします路線は、道路法第10条第3項の規定に基づき、市道路線の廃止を行うもので、整理番号1の生櫛11号線から整理番号4の松森43号線の4路線は、先ほど議第43号で御説明しましたとおり、土地区画整理事業区域内の区画道路の完成に伴い、廃止する路線でございます。

下の表に廃止する路線名と起点、終点、重要な経過地を掲載しております。また、市道廃止要図を50ページから53ページに記載し、廃止する路線を黒塗りで図示しておりますので御参照ください。

以上で、議第44号の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（佐藤好夫君） これより10分間休憩いたします。

休憩 午後2時01分

再開 午後2時11分

○議長（佐藤好夫君） ただいまから休憩前に引き続き会議を開きます。

議第10号、議第22号の2案件について、美濃病院事務局長 西部繁雄君。

○美濃病院事務局長（西部繁雄君） それでは、議第10号 平成23年度美濃市病院事業会計予算につきまして御説明申し上げます。

ホスタンプ2、平成23年度美濃市予算書の291ページをお願いいたします。

初めに、平成23年度におきましても、美濃市立美濃病院改革プランに沿いまして、市民の皆様が安心して生活できる基盤づくりと信頼していただける医療の提供に努め、地域から選ばれる満足度の高い医療の提供を目指すという理念に基づきまして、また2次医療機関としての医療体制及び診療内容の充実を図ることにより、美濃病院の安定経営に努めてまいります。

それでは、予算書に従いまして御説明申し上げます。

第1条は、総則でございます。

第2条は、業務の予定量を定めるもので、病床数は122床、年間患者数は、入院患者数で3万9,894人、1日平均患者数は109人、外来患者数につきましては8万5,400人、1日平均350人でございます。

第3条は、収益的収入及び支出の予定額を定めるもので、収入の第1款 病院事業収益は22億8,990万9,000円で、対前年比1.6%、額にして3,591万6,000円の増額となりました。

第1項 医業収益は22億627万8,000円で、主なものは入院及び外来の収益でございます。

第2項 医業外収益は8,363万1,000円で、一般会計からの負担金及び補助金が主なものでございます。

支出の第1款 病院事業費用は23億4,814万6,000円で、対前年比0.7%、額にして1,620万7,000円の増額でございます。

第1項 医業費用は22億6,237万1,000円で、給与費、材料費、経費が主なものでございます。

第2項 医業外費用は7,977万5,000円で、企業債の利息が主なものでございます。

このほか、第3項 特別損失は、過年度損益修正損500万円、第4項では、予備費で100万円でございます。

この収支をいたしますと、5,823万7,000円の支出超過の予算となっておりますが、現金

支出を伴わない減価償却費、資産減耗費などの合計は1億7,600万円で、これらを除きましたものについては、収入が支出を上回る予算となっております。

292ページに移りまして、第4条は、資本的収入及び支出の予定額を定めるもので、収入の第1款 資本的収入は1億1,238万7,000円で、全額一般会計からの出資金でございます。

支出の第1款 資本的支出は1億9,146万6,000円で、第1項 建設改良費の2,288万5,000円は、医療機器等整備を図るものでございます。

第2項 企業債償還金1億6,858万1,000円は、企業債の償還元金でございます。

なお、資本的収支において不足額する額7,907万9,000円につきましては、本文括弧書きに記載のとおり、過年度分損益勘定留保資金等で補てんをするものでございます。

第5条は、ここに掲げる経費の予定支出において金額を流用することができるものについて定めております。

第6条は、議会の議決を経なければ流用できない経費について、それぞれ費目と金額を定めるものでございます。

293ページに移りまして、第7条は、棚卸資産である医薬品の購入限度額を3億2,000万円と定めるものでございます。

第8条は、債務負担行為に係る美濃病院看護職員奨学金としての事項、期間、限度額をこの表に定めるものでございます。

294ページ以降の説明を省略させていただきまして、議第10号の説明といたします。

続きまして、議第22号 平成22年度美濃市病院事業会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。

赤スタンプ4、補正予算書の118ページをお願いいたします。

第1条は、総則でございます。

第2条は、予算第3条に定めております収益的収入及び支出について、年度末を控え、それぞれ予定額の執行状況から補正をお願いするものでございます。

収入の第1款 病院事業収益の既決予定額に4,160万2,000円を追加し、23億1,628万9,000円とするものでございます。この内容は、第1項 医業収益では、入院及び外来収益の増額、第2項 医業外収益は、子ども手当に対する対象者の確定に伴い、他会計補助金の増額をお願いするものでございます。

一方、支出の第1款 病院事業費用は、既決予定額から475万5,000円を減額し、23億2,129万6,000円とするものでございます。その内容は、第1項 医業費用は、既決予定額から605万5,000円の減額をお願いするもので、給与費、経費を減額する一方、減価償却費、資産減耗費等につきましては増額をお願いするものでございます。

第2項 医業外費用は、既決予定額に130万円を追加するもので、課税売り上げ等の増加によりまして、消費税を増額するものでございます。

119ページに移りまして、第3条は、予算第6条に定めております給与費について、今回補正をお願いすることに伴い、11億3,206万2,000円とするものでございます。

第4条は、美濃病院看護職員奨学金に係る債務負担行為の期間、限度額をこの表のように改めるものでございます。

120ページ以降の説明を省略させていただきますして、議第22号の説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（佐藤好夫君） 次に、議第12号、議第13号、議第24号、議第29号、議第42号の5案件について、総務部長 平林泉君。

○総務部長（平林 泉君） それでは、議第12号 平成22年度美濃市一般会計補正予算（第7号）について御説明申し上げます。

赤スタンプ3番、補正予算書の2ページをお開きください。

今回の補正は、厳しい経済情勢に対応し、デフレ脱却と景気の自律的回復を確かなものとしていくため、昨年11月26日に円高・デフレ対応のための緊急総合経済対策を盛り込んだ国の補正予算が成立したことに伴いまして、地域活性化に資する事業及び当面の課題に対応が必要な事業の補正予算をお願いするものでございます。

第1条は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ5,576万2,000円を追加して、補正後の予算の総額を87億1,320万1,000円にするものでございます。

補正をいたします款項の区分、補正額、補正後の予算額は、「第1表 歳入歳出予算補正」のとおりでございます。

第2条は、翌年度に繰り越して使用することができる経費を4ページの「第2表 繰越明許費」のとおりとするものでございます。明許繰越をお願いいたします事業名と金額は、市道舗装改良事業800万円、美濃橋維持修繕事業900万円、昭和中学校校舎改修事業1,050万円、曾代テニスコート改修事業200万円でございます。

5ページに移りまして、補正の内容につきましては、歳入歳出補正予算事項別明細書の総括の歳出の表により、歳入もあわせて御説明申し上げます。

2款 総務費は1,000万円を追加して、補正後の額を11億1,413万7,000円にするものでございます。これは、国の緊急経済対策による補正に伴う住民生活に光をそそぐ基金への積立金で、財源はすべて国庫補助金でございます。

8款 土木費は2,717万2,000円を追加して、補正後の額を10億2,468万2,000円にするものでございます。これは市道舗装改良事業、美濃橋維持修繕事業、除雪費用で、財源は国庫補助金1,560万8,000円、一般財源1,156万4,000円でございます。

10款 教育費は1,859万円を追加して、補正後の額を9億3,595万1,000円にするものでございます。これは、昭和中学校校舎改修事業、曾代テニスコート改修事業、各小・中学校及び図書館図書購入事業で、財源は国庫補助金1,790万円、一般財源69万円でございます。

以上、今回の補正総額は5,576万2,000円で、その財源内訳は、国・県支出金4,350万8,000円、一般財源1,225万4,000円でございます。一般財源は繰越金でございます。

6ページ以降につきましては説明を省略させていただきますして、以上で議第12号の説明を終わります。

次に、議第13号 平成22年度美濃市一般会計補正予算（第8号）について御説明申し上げます。

赤スタンプ4番、補正予算書の2ページをお開きください。

今回の補正予算は、年度末に当たり各種事務事業の決算見込みによる予算整理を初め、当面する課題に対応するため所要の補正をお願いするものでございます。

第1条は、予算の総額に歳入歳出それぞれ9,930万9,000円を追加し、補正後の予算総額を88億1,251万円にするものでございます。補正をいたします款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」とおりでございます。

第2条は、繰越明許費の補正で、「第2表 繰越明許費補正」によるものでございます。

第3条は、債務負担行為の補正で、「第3表 債務負担行為補正」によるものでございます。

第4条は、地方債の補正で、「第4表 地方債補正」によるものでございます。

それでは、補正の内容につきまして御説明いたしますので、9ページをお開きください。

第2表の繰越明許費の補正につきましては、浄化槽設置整備事業補助経費、松森・上条線道路改良事業、地域防災交流センター整備事業を追加するもので、それぞれの繰越額は表のとおりでございます。

次に、第3表 債務負担行為補正につきましては、美濃手すき和紙後継者育成奨励金で、期間及び限度額をそれぞれ変更するものでございます。

10ページをお開きください。

次は、債務負担行為の廃止で、公共用地等取得費、金融機関の美濃市土地開発公社に対する貸付金の債務保証、農業近代化資金利子補給、森林整備地域活動支援事業、工場誘致奨励金、小規模企業設備資金利子補給をそれぞれ廃止するものでございます。

第4表 地方債補正につきましては、美濃インター前公園整備事業、松森・上条線道路改良事業、河川災害復旧事業の限度額をそれぞれ変更するものでございます。

次に、歳入歳出予算の補正の内容につきましては、歳入歳出補正予算事項別明細書の総括の歳出の表によりまして、歳入もあわせて御説明いたしますので、12ページをお開きください。

1款 議会費は41万円を減額し、補正後の額を1億2,625万7,000円にするもので、議会運営経費等の減額によるものでございます。財源は一般財源41万円を減額いたします。

2款 総務費は1億7,319万7,000円を追加し、12億8,733万4,000円にするもので、財政調整基金積立金、長良川鉄道損失補てん負担金、ふるさと美濃応援団うだつ基金などを増額し、人件費、民間活力創生事業費等を減額するものでございます。財源は、国県支出金を160万5,000円、民間活力創生基金の繰入金などのその他財源897万円をそれぞれ減額し、一般財源1億8,377万2,000円を増額いたします。

3款 民生費は7,072万4,000円を減額し、24億7,884万円にするもので、国民健康保険特別会計繰出金などを増額し、後期高齢者医療特別会計繰出金、生活保護経費、子ども手当給

付経費等をそれぞれ減額をいたします。財源は、国県支出金を3,806万円、留守家庭児童教室の負担金等のその他財源を59万9,000円、一般財源3,206万5,000円をそれぞれ減額いたします。

4款 衛生費は9,488万1,000円を追加し、8億8,007万2,000円にするもので、美濃病院建設基金積立金、予防接種事業等を増額し、指定ごみ袋関係経費、し尿収集運搬業務委託経費等を減額するものでございます。財源は、国県支出金34万3,000円、清掃手数料等のその他財源358万7,000円をそれぞれ減額し、一般財源9,881万1,000円を増額いたします。

5款 労働費は100万円を減額し、補正後の額を503万5,000円にするもので、融資預託金を減額するものでございます。財源は、勤労者生活資金預託金返戻金のその他財源100万円を減額いたします。

6款 農林水産業費は675万円を減額し、3億824万7,000円にするもので、農業集落排水事業特別会計繰出金、絆の森整備事業等の減額をするものでございます。財源は、国県支出金225万円、水産業費寄附金等のその他財源を9万9,000円、一般財源440万1,000円をそれぞれ減額いたします。

7款 商工費は890万4,000円減額し、2億5,079万3,000円にするもので、小口融資貸付金、和紙の里会館企画展事務経費、中小企業ものづくり総合支援事業補助経費、美濃手すき和紙後継者育成事業補助経費等を減額するものでございます。財源は、国県支出金16万円、紙業振興基金、美濃和紙の里会館事業基金の繰入金等のその他財源906万5,000円をそれぞれ減額し、一般財源32万1,000円を増額いたします。

8款 土木費は3,862万6,000円を減額し、9億8,605万6,000円にするもので、下水道特別会計繰出金、土地区画整理組合補助経費等の減額によるものでございます。財源は、国県支出金を580万4,000円、一般財源を3,803万5,000円それぞれ減額し、地方債を520万円、基金利子等のその他財源1万3,000円をそれぞれ増額いたします。

9款 消防費は財源の組み替えで、国県支出金145万円を増額し、一般財源を145万円減額をいたします。

10款 教育費は4,134万5,000円を減額し、8億9,460万6,000円にするもので、美濃中学校プール改修事業、学校給食センター事務経費等をそれぞれ減額するものでございます。財源は、国県支出金24万7,000円、一般財源4,113万円をそれぞれ減額し、基金利子のその他財源3万2,000円を増額いたします。

11款 災害復旧費は101万円を減額し、408万5,000円にするもので、現年補助災害復旧事業を減額するものでございます。財源は、国県支出金67万4,000円、地方債30万円、一般財源3万6,000円をそれぞれ減額いたします。

12款 公債費は財源の組み替えで、その他財源1,000円増額し、一般財源1,000円を減額いたします。

以上、今回補正をお願いいたします総額は9,930万9,000円を増額するもので、その財源内訳は、国県支出金4,769万3,000円、その他財源2,327万4,000円をそれぞれ減額いたしまして、

地方債490万円、一般財源 1 億6,537万6,000円をそれぞれ増額いたします。一般財源は、地方交付税 2 億円、繰越金4,986万3,000円、諸収入4,470万5,000円、地方消費税交付金600万円、地方譲与税420万円などをそれぞれ増額し、財政調整基金、減税補てん債の繰入金 1 億3,709万円などをそれぞれ減額いたしております。

13ページ以降につきましては説明を省略させていただきます、以上で議第13号の説明を終わります。

次に、議第24号 美濃市住民生活に光をそそぐ基金条例について御説明をいたします。

赤スタンプ 1 番、議案集の 1 ページと、赤スタンプ 5 番、議案説明資料の 1 ページをお開きください。

この条例は、円高・デフレ対応のための緊急総合経済対策が昨年の臨時国会で成立したことに伴い、地域活性化に資する事業で、これまで住民生活にとって大事な分野でありながら、光が十分当てられてこなかった分野に対する取り組み強化を図るための基金の設置に関し、必要な事項を定めるものでございます。

第 1 条は、基金設置の目的を定めております。

第 2 条は、基金の額は、国から受けた地域活性化交付金の額とすることにしております。

第 3 条は、基金の管理に関すること。

第 4 条は、基金の運用益の処理について。

第 5 条は、基金設置目的を達成するための財源充当について。

第 6 条は、委任事項について定めております。

附則は、条例の公布の日から施行し、平成25年 3 月31日限りで失効するとしており、基金に残額があるときは国庫に返還することとしております。

以上で、議第24号の説明を終わります。

次に、議第29号 公の施設の指定管理者の指定について御説明申し上げます。

赤スタンプ 1 番の議案集の 8 ページをお開きください。

地区集会施設の指定管理期間が平成23年 3 月31日をもって満了になります。公の施設の指定管理者の指定につきましては、地方自治法第244条の 2 第 3 項及び第 6 項の規定により、議会の議決が必要でございます。したがって、美濃市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第 2 条の、公募を行わない指定管理者の指定の規定に基づき、地区集会施設22施設の指定管理者の指定について議決をお願いするものでございます。

施設の名称及び指定管理者の名称は表のとおりでございます。指定期間は、平成23年 4 月 1 日から平成28年 3 月31日までの 5 年間とするものでございます。

以上で、議第29号の説明を終わります。

次に、議第42号 美濃市辺地総合整備計画の策定について御説明を申し上げます。

同じく赤スタンプ 1 番、議案集の21ページをお開きください。

大矢田半道簡易水道は、渇水期に井戸の水位が低下し、給水に支障を来しており、改良が必要になっております。半道地区は、辺地に係る公共的施設整備のための財政上の特例措置

等に関する法律に基づく辺地になっておりまして、この法律に基づく辺地総合整備計画を策定し、その事業費の財源に辺地対策事業債を借り入れして整備するため、議会の議決をお願いするものでございます。

この事業の総合整備計画書は、22ページのとおりでございます。

以上で、議第42号の説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（佐藤好夫君） 次に、議第25号について、秘書課長 市原英樹君。

○秘書課長（市原英樹君） こんにちは。

それでは、議第25号 美濃市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

赤スタンプ1の議案集の3ページをお開きください。また、あわせて赤スタンプ5、議案説明資料の2ページを御参照ください。説明させていただきます。

今回の改正につきましては、全国的な医師不足や地域格差が表面化している中、医療業務に従事する医師確保の観点から、医師の定年の年齢を改正するものでございます。内容としましては、医療業務に従事する医師の定年となる年齢を現在の60歳から65歳に延長するものでございます。

条文につきましては、第3条の末尾に「ただし、医療業務に従事する医師の定年は、年齢65年とする。」をただし書きとして加えるものでございます。

附則では、平成23年4月1日から施行することを規定しております。

以上で、議第25号についての説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（佐藤好夫君） 次に、議第26号、議第27号、議第34号、議第35号、議第36号、議第37号、議第38号、議第39号、議第40号、議第41号の10案件について、産業振興部長 宮西泰博君。

○産業振興部長（宮西泰博君） それでは、議第26号 美濃市道の駅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

赤スタンプ1番、議案集の4ページと、赤スタンプ5番、条例の改正等の概要の4ページ、5ページを御参照してください。

今回の改正につきましては、土地区画整理法の換地処分による土地の登記ため、駅の位置を改正するものでございます。

第2条の表中「美濃市曾代214番地」を「美濃市曾代2007番地」に改めるものであります。

附則は、公布の日から施行するものであります。

以上で、議第26号の説明を終わります。

続きまして、議第27号 美濃市農業委員会の選挙による委員の定数条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

赤スタンプ1番、議案集の5ページと、赤スタンプ5番の条例の改正等の概要の6ページ、7ページを御参照してください。

今回の改正につきましては、近年の農家戸数の減少、近隣市町の農業委員数を勘案し、美

濃市農業委員会の選挙による委員の定数を改正するものであり、本則中「16名」を「9人」に改めるものであります。

附則は、公布の日から施行し、施行の日以後、初めてその期日が告示される一般選挙から適用するものであります。

以上で、議第27号の説明を終わります。

続きまして、議第34号 公の施設の指定管理者の指定について御説明申し上げます。

赤スタンプ1番、議案集の13ページをお開きください。

提案の理由について御説明申し上げます。

美濃市転作促進技術研修施設の指定管理期間が平成23年3月31日をもって終了いたしますので、地方自治法第244条の2第3項の規定による公の施設の指定管理者を指定することについて、同条第6項の規定により議会の議決が必要であるため、美濃市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第2条の、公募を行わない指定管理者の指定の規定に基づき、転作促進技術研修施設3施設の指定管理者の指定を行おうとするものでございます。施設の名称及び指定管理者の名称は、表のとおりでございます。なお、指定期間は、平成23年4月1日から平成28年3月31日までの5年間とするものであります。

なお、これ以降の議案につきましては、提案理由及び指定期間は同様でございますので、説明を省略させていただきますので、よろしくお願いいたします。

14ページをお開きください。

議第35号 公の施設の指定管理者の指定について御説明申し上げます。

みちくさ館の指定管理者として、美濃特産物直売組合を指定したいので、議会の議決をお願いするものであります。

15ページをごらんください。

議第36号 公の施設の指定管理者の指定について御説明申し上げます。

横持集会場の指定管理者として、保木脇自治会を、板山集会場の指定管理者として、片知板山自治会をそれぞれ引き続き指定したいので、議会の議決をお願いするものであります。

16ページをお開きください。

議第37号 公の施設の指定管理者の指定について御説明申し上げます。

美濃市こうぞ加工施設の指定管理者として、美濃市こうぞ生産組合を引き続き指定したいので、議会の議決をお願いするものであります。

17ページをごらんください。

議第38号 公の施設の指定管理者の指定について御説明申し上げます。

美濃市こうぞ乾燥調製施設の指定管理者として、美濃市こうぞ生産組合蕨生支部を引き続き指定したいので、議会の議決をお願いするものであります。

18ページをお開きください。

議第39号 公の施設の指定管理者の指定について御説明申し上げます。

美濃市女性商工会館の指定管理者として、特定非営利活動法人美濃のすまいづくりを引き

続き指定したいので、議会の議決をお願いするものであります。

19ページをごらんください。

議第40号 公の施設の指定管理者の指定について御説明申し上げます。

美濃市観光案内所の指定管理者として、美濃市観光協会を引き続き指定したいので、議会の議決をお願いするものであります。

20ページをお開きください。

議第41号 公の施設の指定管理者の指定について御説明申し上げます。

旧名鉄美濃駅の指定管理者として、美濃市観光協会を引き続き指定したいので、議会の議決をお願いするものであります。

以上で、説明を終わります。よろしく御審議を賜りますようお願いいたします。

○議長（佐藤好夫君） 次に、議第45号について、市長 石川道政君。

○市長（石川道政君） 議第45号 美濃市公平委員会委員の選任同意について御説明を申し上げます。

スタンプナンバー1、議案集の54ページをごらんください。

現在、公平委員会委員としてお務めをいただいております中田和子さんの任期が本年3月31日をもって満了となります。引き続き中田和子さんを選任いたしたく、地方公務員法第9条の2第2項の規定により、御同意をお願いするものでございます。

中田さんは、住所が美濃市生櫛379番地、生年月日は昭和26年4月3日生まれの59歳で、平成19年4月から委員をお務めいただいております。福祉委員、健康づくり推進協議会委員などを歴任されており、市民からの信望も厚く、知識も豊富で、人格・識見ともにすぐれた人柄であり、公平委員会委員として適任であると存じますので、選任の御同意を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（佐藤好夫君） 以上で44案件の説明は終わりました。

---

#### 第14 議第12号並びに第26 議第24号及び第47 議第45号（質疑・討論・採決）

○議長（佐藤好夫君） ただいま執行部より提案説明のありました議題のうち、議第12号、議第24号、議第45号の3案件を審議いたします。

これより議案精読のため、暫時休憩いたします。

休憩 午後2時47分

---

再開 午後2時48分

○議長（佐藤好夫君） ただいまから休憩前に引き続き会議を開きます。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤好夫君） 特に質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題の3案件については委員会付託を省略いたしたいと思  
います。これに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤好夫君） 御異議がないものと認めます。よって、ただいま議題の3案件につ  
いては委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤好夫君） 特に討論はないものと認めます。

これをもって討論を終わります。

これより採決をいたします。

最初に、議第12号について、原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（佐藤好夫君） 挙手全員であります。よって、議第12号は原案のとおり可決いたしま  
した。

次に、議第24号について、原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（佐藤好夫君） 挙手全員であります。よって、議第24号は原案のとおり可決いたしま  
した。

次に、議第45号について、本案に同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（佐藤好夫君） 挙手全員であります。よって、議第45号は原案のとおり同意するこ  
とに決定いたしました。

---

#### 第48 請第1号（提案説明・委員会付託）

○議長（佐藤好夫君） 次に、日程第48、請第1号について紹介議員による説明を許します。  
1番 並信行君。

○1番（並 信行君） 議長さんから指名を受けましたので、お手元にあります請願文書表を  
読み上げまして、請願の提案説明とさせていただきます。

請願第1号、件名、住宅リフォーム助成制度創設を求める請願でございます。請願者は、  
美濃市生櫛1237番地3、須田共幸。賛同署名者は397名でございます。紹介議員は、私、並  
信行でございます。

請願の趣旨は、中小企業は日本の企業数の99.7%を占め、69.4%の雇用を守っております。  
また、地域に根づく多くの取引業者を持ち、地域経済に大きく貢献しております。しかし、  
金融危機を引き金にした世界同時不況からの回復を見ぬまま、急速な円高とデフレにより、

中小零細業者の経営は極めて深刻な状況にあります。建築業界では、住宅着工数が2008年の109万3,485戸から2009年の78万8,410戸と、約30万5,000戸も減少をしております。岐阜県の建設事業所数は、2004年の1万2,353事業所から、2006年は1万1,914事業所と2年間で439事業所が減少、この2年間の建設従業者数は8.1%の減少となっております。地域経済の衰退は雇用の創出のみならず、生活保護受給者の増加や市税収入の落ち込みに結びついていきます。

今、全国各地で創設されている住宅リフォーム助成金制度は、すそ野が広い地域の建設業者を元気づけるとともに、家電製品や室内外の装飾品などの購入にまで結びつきます。秋田県では20自治体に創設されており、8,901件の申し込みで、対象工事高は194億円、岩手県宮古市では、申込数1,872件、7億8,000万円の工事高になっております。また、岩手県八幡平市では、助成金を市内共通商品券にして、商業者にも経済波及する工夫がされております。

地域経済の発展は、行政、地域住民、地元商工農林業者、みんなで考えていかなければならない問題です。地域にお金が循環する経済システムづくりの第一歩としてぜひ美濃市でも住宅リフォーム助成制度の創設を求めます。

請願項目、

1. 市内の施工業者に工事依頼をすることを条件に、市内の集合住宅を含む住宅をリフォームした場合の住宅リフォーム助成金制度を創設すること。

以上、よろしく御審議のほどお願いをいたします。

○議長（佐藤好夫君） 以上で説明は終わりました。

ただいま議題の請第1号については、会議規則第132条第1項の規定により、産業建設常任委員会へ審査を付託いたします。

〔追加議案配付〕

○議長（佐藤好夫君） お諮りいたします。ただいまお手元に配付いたしましたとおり、市議第1号 美濃市議会委員会条例の一部を改正する条例についてが提出されました。この際これを日程に追加し、直ちに議題といたしたいと思っております。これに御異議はありますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤好夫君） 御異議がないものと認めます。よって、これを日程に追加し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

---

#### 市議第1号（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（佐藤好夫君） 市議第1号を議題といたします。

職員の朗読を省略し、提出者の説明を求めます。

市議第1号について、11番 平田雄三君。

○11番（平田雄三君） ただいま上程されました市議第1号 美濃市議会委員会条例の一部を改正する条例について、提案理由とその内容について御説明をいたします。

平成22年第7回市議会定例会において、美濃市議会議員定数条例の一部改正が議決をされ、

次回の市議会議員選挙から定数が2人削減され13人になることに伴い、常任委員会の名称、委員の定数及びその所管に関する事項、議会運営委員会の委員の定数を改めるものでございまして、その内容につきましては議案集の1ページ、並びに美濃市条例の改正の概要をあわせてごらんください。

第2条第1号中「(1) 総務常任委員会 5人」を、「(1) 総務産業建設常任委員会 7人」に改め、「産業振興部の所管に属する事項」「建設部の所管に属する事項」「農業委員会の所管に属する事項」を追加し、「(2) 民生教育常任委員会「5人」を、「(2) 民生教育常任委員会「6人」に改め、「(3) 産業建設常任委員会 5人」「産業振興部の所管に属する事項」「建設部の所管に属する事項」「農業委員会の所管に属する事項」を削除するものでございます。

さらに、常任委員会が2委員会になることで、議会運営委員会の委員の定数を6人から5人とするものでございます。

附則では、施行日を平成23年4月1日以後、初めてその期日を告示される一般選挙の後に開かれる最初の議会の招集日からとするものでございます。

以上で、市議第1号の説明を終わります。よろしく御審議いただきますようお願いを申し上げます。

○議長(佐藤好夫君) 以上で説明は終わりました。

これより議案精読のため暫時休憩いたします。

休憩 午後2時59分

---

再開 午後3時00分

○議長(佐藤好夫君) ただいまから休憩前に引き続き会議を開きます。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(佐藤好夫君) 特に質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題の案件については委員会付託を省略いたしたいと思えます。これに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(佐藤好夫君) 御異議がないものと認めます。よって、ただいまの案件については委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(佐藤好夫君) 特に討論はないものと認めます。

これをもって討論を終わります。

これより採決をいたします。

市議第1号について、原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（佐藤好夫君） 挙手全員であります。よって、市議第1号は原案のとおり決定いたしました。

お諮りいたします。議案精読のため、あすから3月14日までの11日間休会いたしたいと思  
います。これに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤好夫君） 御異議がないものと認めます。よって、議案精読のため、あすから3  
月14日までの11日間休会することに決定いたしました。

なお、発言通告書は、一般質問については3月4日の午後4時まで、質疑については3  
月8日の正午までに事務局へ御提出ください。

---

#### 散会の宣告

○議長（佐藤好夫君） 本日はこれをもって散会いたします。

3月15日は午前10時から会議を開きます。当日の議事日程は追って配付いたします。

本日は御苦労さまでございました。

散会 午後3時02分

前記のとおり会議の次第を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成23年3月3日

美濃市議会議長                      佐   藤   好   夫

署 名 議 員                      武   井   牧   男

署 名 議 員                      市   原   鶴   枝

平成23年3月15日

平成23年第2回美濃市議会定例会会議録（第2号）

## 議 事 日 程 (第 2 号)

平成23年 3月15日 (火曜日) 午前10時開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 議第 2 号 平成23年度美濃市一般会計予算
- 第 3 議第 3 号 平成23年度美濃市交通災害共済事業特別会計予算
- 第 4 議第 4 号 平成23年度美濃市国民健康保険特別会計予算
- 第 5 議第 5 号 平成23年度美濃市簡易水道特別会計予算
- 第 6 議第 6 号 平成23年度美濃市農業集落排水事業特別会計予算
- 第 7 議第 7 号 平成23年度美濃市下水道特別会計予算
- 第 8 議第 8 号 平成23年度美濃市介護保険特別会計予算
- 第 9 議第 9 号 平成23年度美濃市後期高齢者医療特別会計予算
- 第10 議第10号 平成23年度美濃市病院事業会計予算
- 第11 議第11号 平成23年度美濃市上水道事業会計予算
- 第12 議第13号 平成22年度美濃市一般会計補正予算 (第 8 号)
- 第13 議第14号 平成22年度美濃市交通災害共済事業特別会計補正予算 (第 1 号)
- 第14 議第15号 平成22年度美濃市国民健康保険特別会計補正予算 (第 2 号)
- 第15 議第16号 平成22年度美濃市老人保健特別会計補正予算 (第 2 号)
- 第16 議第17号 平成22年度美濃市簡易水道特別会計補正予算 (第 3 号)
- 第17 議第18号 平成22年度美濃市農業集落排水事業特別会計補正予算 (第 2 号)
- 第18 議第19号 平成22年度美濃市下水道特別会計補正予算 (第 3 号)
- 第19 議第20号 平成22年度美濃市介護保険特別会計補正予算 (第 3 号)
- 第20 議第21号 平成22年度美濃市後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 1 号)
- 第21 議第22号 平成22年度美濃市病院事業会計補正予算 (第 2 号)
- 第22 議第23号 平成22年度美濃市上水道事業会計補正予算 (第 2 号)
- 第23 議第25号 美濃市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例について
- 第24 議第26号 美濃市道の駅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 第25 議第27号 美濃市農業委員会の選挙による委員の定数条例の一部を改正する条例について
- 第26 議第28号 美濃市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 第27 議第29号 公の施設の指定管理者の指定について
- 第28 議第30号 公の施設の指定管理者の指定について
- 第29 議第31号 公の施設の指定管理者の指定について
- 第30 議第32号 公の施設の指定管理者の指定について
- 第31 議第33号 公の施設の指定管理者の指定について
- 第32 議第34号 公の施設の指定管理者の指定について
- 第33 議第35号 公の施設の指定管理者の指定について

- 第34 議第36号 公の施設の指定管理者の指定について  
 第35 議第37号 公の施設の指定管理者の指定について  
 第36 議第38号 公の施設の指定管理者の指定について  
 第37 議第39号 公の施設の指定管理者の指定について  
 第38 議第40号 公の施設の指定管理者の指定について  
 第39 議第41号 公の施設の指定管理者の指定について  
 第40 議第42号 美濃市辺地総合整備計画の策定について  
 第41 議第43号 市道路線の認定について  
 第42 議第44号 市道路線の廃止について  
 第43 市政に対する一般質問

### 本日の会議に付した事件

第1から第43までの各事件

### 出席議員（15名）

|      |           |      |           |
|------|-----------|------|-----------|
| 1 番  | 並 信 行 君   | 2 番  | 古 田 豊 君   |
| 3 番  | 太 田 照 彦 君 | 4 番  | 森 福 子 君   |
| 5 番  | 山 口 育 男 君 | 6 番  | 佐 藤 好 夫 君 |
| 7 番  | 武 井 牧 男 君 | 8 番  | 市 原 鶴 枝 君 |
| 9 番  | 鈴 木 隆 君   | 10 番 | 岩 原 輝 夫 君 |
| 11 番 | 平 田 雄 三 君 | 12 番 | 日 比 野 豊 君 |
| 13 番 | 児 山 廣 茂 君 | 14 番 | 野 倉 和 郎 君 |
| 15 番 | 塚 田 歳 春 君 |      |           |

### 欠席議員（なし）

### 説明のため出席した者

|   |             |                        |           |
|---|-------------|------------------------|-----------|
| 市 長                                       | 石 川 道 政 君   | 副 市 長                  | 加 納 和 喜 君 |
| 教 育 長                                     | 藤 川 久 男 君   | 総 務 部 長                | 平 林 泉 君   |
| 民 生 部 長                                   | 梅 村 健 君     | 産 業 振 興 部 長            | 宮 西 泰 博 君 |
| 建 設 部 長                                   | 丸 茂 勝 君     | 会 計 管 理 者 兼<br>会 計 課 長 | 瀬 瀬 恒 雄 君 |
| 教 育 次 長 兼<br>教 育 総 務 課 長 兼<br>学 校 教 育 課 長 | 藤 田 裕 明 君   | 総 務 課 長                | 西 部 真 宏 君 |
| 総 合 政 策 課 長                               | 太 田 己 代 治 君 | 市 民 生 活 課 長            | 宮 西 嘉 弘 君 |
| 健 康 福 祉 課 長                               | 佐 藤 祥 一 君   | 産 業 課 長                | 猿 渡 政 明 君 |

観光課長 澤村幸夫君

土木課長 丸茂賢治君

秘書課長 市原英樹君

教育委員会  
人づくり文化課長 篠田克志君

---

職務のため出席した事務局職員

議会事務局長 平野廣夫

議会事務局  
議長 井上 司

議会事務局  
書記 長屋充宏

○議長（佐藤好夫君） 皆さん、おはようございます。

去る3月11日午後2時46分ごろ発生しました東北地方太平洋沖地震におきまして、多数の方が被災され、今なお大勢の皆さんの安否確認がされておりません。一日も早い救出を願うものでございます。

さらに未曾有の地震で、広域的に家屋の流出やインフラが機能しなくなるなど、中には壊滅的な自治体があるようです。被災されました皆様方には心からお見舞いを申し上げます。

ただいまから、東北地方太平洋沖地震で亡くなられました皆様の御冥福をお祈りするため、1分間の黙祷をささげたいと思いますので、御起立をお願いいたします。

東北地方太平洋沖地震における犠牲者の御冥福をお祈りするため、黙祷、始め。

〔黙 祷〕

○議長（佐藤好夫君） 黙祷終わり。御着席ください。

---

### 市長あいさつ

○議長（佐藤好夫君） 開会に先立ちまして、市長から今回の東北地方太平洋沖地震における市の対応について、発言を求められておりますので、これを許可いたします。

市長 石川道政君。

○市長（石川道政君） 皆さん、おはようございます。

ただいまは黙祷をありがとうございました。

東北地方太平洋沖地震によりまして、犠牲となられました方々並びに被災地の皆様方、そしてこの中にも御親戚やらあるいは御兄弟その他においてまだ行方不明の方等もあるかもしれませんが、そういった方々にお見舞いと、心から御冥福をお祈り申し上げたいと思います。

この3月11日の14時46分ごろ、この三陸沖を震源とするマグニチュード9.0の巨大地震については宮城県、福島県、岩手県の3県を初め、東北関東の広範囲にわたり甚大な被害が発生しました。これまでに経験したことがないような大規模震災であり、死者・行方不明者が約5,000人、中にはもう既に1万人を超えているという話もあり、大変その安否が気遣われるところであり、また被災者の救援が求められているところでありまして、そういった報道が今なされているところであります。これはまさに国難、このいいようのない試練に当たっていると私は思います。日本を挙げて、国民一人ひとりが力を合わせてこの被災者を応援し、被災地のみならず、日本が立ち直るために頑張らなければならないと私は思っている次第であります。

本市におきましても、私は市民一人ひとりが心を痛め、どのように支援をしたらいいのか、あるいはこの地震が美濃市に来たときにはどうしたらいいのかというような、大変不安を持っておられる方が多くおられます。そこで本日、自治会を通じまして配布したような資料を市民各戸に配布をいたしたところであります。

全国市長会といたしましても、義援金の口座を設ける、あるいは各地の被災地の状況を視察し、その上で国に対して各市を代表して要請をしていくこと、あるいは各市において取り

まとめをしながら、それぞれの友好都市、並びにそれぞれの各県の市長会を通して応援をしていくことにいたしております。私は東海市長会の代表、あるいは岐阜県の市長会の会長として取りまとめに当たり、とりあえず岐阜県の市長会といたしましては、被災の大きい犠牲者のある5県に対しては市長会としては20万円、その他の県に対しては10万円を直ちに市長会を通して送ることにいたしているところであります。また各市におきましては、国・県の要請に基づき、あるいは友好都市の関係によって、それぞれ今支援をしているところであります。

美濃市の支援策といたしましては、ライフラインである上下水道の復旧に技術職の職員2名派遣することとし、県からの出動要請があり次第、派遣をするというつもりでおります。また、中濃消防組合、関市との広域組合であります。既に10名の救助隊員が出動しておるところであり、また2名が待機をしております。支援物資としては、既に日常生活に必要と思われる物資としてトイレトーパー5万ロールの手配を行ったところであり、受け入れ態勢が整い次第、直ちに現地へ向けトラックで搬送いたす予定であります。そのほか、食料品や毛布、給水車、ごみ収集車、バキュームカー等々につきましても、要請があり次第、支援を行う予定であります。美濃病院では、被災地の透析患者の受け入れ登録を既に行っており、医師の派遣が要請されれば、医師会を通して、これを検討し派遣をしたいと、このように思っています。

また、一人ひとりの市民の力を集めて被災者を応援したいと考えますので、市と連合自治会、社会福祉協議会が一体になりまして連携し、義援金を募ってまいります。当面は市役所を初め、各地域のふれあいセンター、福社会館、道の駅、観光協会に義援金の受付窓口を設置し、そしてまとめて美濃市として、美濃市の総意をもって被災地に届けたいとこのように思っております。

それから、市民の皆さんからボランティアや救援物資の援助などの御好意に対しましては、現時点では現地の受け入れ態勢が整っていないこともありますので、各種の情報を確認しながら、整い次第、皆様のそういった物資についても届ける方向でまとめていきたいと、このように思っております。

こうした災害は、いつ、どこで起きるかわかりません。そういう意味では市といたしましても、市民に万が一の備えをしていただく必要があるというふうに思っておりますので、市民の皆様には日ごろの備えをお願いしたいと思ひまして、きょう皆さんにお配りした「至急」という市民の皆さんへのチラシを出したところであります。

市としましては、同報無線や防災ラジオ、防災安心メール、ケーブルテレビなど、あらゆる手段を駆使して市民の皆さんに迅速な情報発信に努めたいし、こういったときにはそのようにしたいと思ひますし、備蓄につきましても、市役所や道の駅等に非常食や毛布、飲料水などを備えておりますが、そのほかジャスコ美濃店やオークワなどのスーパーや最寄りの食料品店の支援協定もございまして、緊急時には、それ以外の最寄りのコンビニ、あるいは食料品店から直ちに食料を供給するような用意をしていきたいと思ひまして、市民の皆さんが

不安に陥らないようにしていきたいと。また災害相互応援協定を締結しているほかの自治体もありますので、場合によっては、こうしたところへの応援要請も行い、また私たちが応援をしていきたいとこのように思います。

ぜひとも市民の皆様には、こうした状況が起きたときには沈着冷静に対応していただくこと、いざというときに備えていただきますようお願いした文書を、ぜひ議員の皆様方も、市民の皆様方に徹底していただきたいと、このようにお願いいたします。

このたびの東北地方太平洋沖地震における市としての支援や義援金の窓口をお知らせしまして、これから広報等におきまして対応していきたいと思っておりますので、どうぞ御協力をよろしくお願い申し上げ、私の東北地方太平洋沖地震についての支援体制と、それから市民に対するアピールを終わりたいと思っております。どうぞ御理解と御協力をよろしくお願いいたします。

---

### 開議の宣告

○議長（佐藤好夫君） 場内の皆様をお願いします。携帯電話をお持ちの方は、マナーモードにするか電源をお切りください。

ただいまから本日の会議を開きます。

開議 午前10時11分

---

○議長（佐藤好夫君） 本日の日程は、お手元に配付したとおり定めました。

---

### 第1 会議録署名議員の指名

○議長（佐藤好夫君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、9番 鈴木隆君、10番 岩原輝夫君の両君を指名いたします。

---

### 第2 議第2号から第11 議第11号まで及び第12 議第13号から第22 議第23号まで並びに第23 議第25号から第42 議第44号までと第43 市政に対する一般質問

○議長（佐藤好夫君） 日程第2、議第2号から日程第11、議第11号、日程第12、議第13号から日程第22、議第23号、日程第23、議第25号から日程第42、議第44号までの41案件を一括して議題といたします。

日程第43、市政に対する一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許します。

最初に、4番 森福子君。

○4番（森 福子君） おはようございます。

私は一般質問に入ります前に、このたびの東北地方太平洋沖地震においてお亡くなりになられた方々の御冥福をお祈りするとともに、被災された方々に心からお見舞いを申し上げます。

それでは発言のお許しをいただきましたので、一般質問2点についてお尋ねいたします。

初めに1点目、スクールバスの有効利用について、二つ伺います。

私の回りには、高齢になって自家用車の運転をあきらめてしまった方々がたくさん見えます。そして、車のない生活がこんなに不便と思わなかったと言われ、美濃市の最も身近な交通移動手段であるバス運行について、もっと便利にしてほしいと訴えられています。

本市のバス事業について、これまで市民の皆様や議会からさまざまな提案がなされ、ダイヤ改正など見直しを実施されてきましたが、まだまだ課題もあり、市民の皆様にご満足していただくには至っておりません。

昨年の9月定例会に、岐阜バス八幡線の廃止による市の対応について、私は議会質問をいたしました。

市は、スクールバスの活用により、市民の利便性が悪くならないようにサービスの向上に向け、新年度は努力してまいりたいとする前向きな答弁を市長からいただきました。高齢化が進む本市において、交通弱者等の日常生活の足として、スクールバスを有効利用する市のお考えに市民の皆様は期待をされ、早い実施を心待ちしてみえます。

そうした経緯の中で、2月22日、地域住民等の参加による住民運行試乗会が行われました。参加された方のお話では、全体に1時間ぐらいかかったと聞きましたが、どのようなルートであったかは詳しくはわかりません。今後においても、今回のような社会実験を続けられるのか。また、参加された方々にアンケート調査等をお願いされたのか、大変気になるところであります。

そこで一つ目、スクールバスの社会実験、住民運行試乗会を実施されたが、バス停の数や運行経路など、参加住民からどのような意見や要望があったのか、お尋ねいたします。

次に二つ目、本年からスタートする第5次総合計画には、公共交通機関利便増進対策とする基本計画が挙げられています。自立した生活を支えるコミュニティーバス「わっちも乗るCar」やスクールバスなどバスの有効利用と、バスの安心・安全の運行は、住民サービスを提供する上で市の課題と私は思っています。今年度、スクールバス住民利用運行事業として約700万円計上されていますが、今後の本格的な運行開始に向けて、利用料の設定や市民の意見や要望を取り入れた運行ルートの設定など、市のお考え方はどのようになりますか、総務部長にお尋ねいたします。

次に2点目、平成23年度新規事業、病児・病後児保育について、美濃病院で開設されると聞いていますが、整備計画の内容と事業開始予定についてお尋ねいたします。

バブルの崩壊後、経済の変化等により女性の価値観も多様化する中で、男女雇用均等法や男女共同参画社会基本法の制定により、女性の働き方の選択肢が広がり、現在では専業主婦と兼業主婦の割合が逆転するなど、夫婦で生活を支える家庭が急増しています。

私も働きながら3人の子供を育てた経験者ですが、家庭と仕事の両立は女性には厳しい現実がございます。私は、本市についても家庭と仕事の両立に向けて頑張っている世帯が増加する中で、自立した家庭生活が継続できるように子育て世代を応援したいと、本市の少子化対策の重要課題と位置づけ、病児・病後児保育の実現に以前から議会質問等で訴え努力して

まいりました。

3月3日の定例会の冒頭、石川市長は平成23年度施政方針において、美濃市においても人口増加対策や健全な地域社会の形成などの観点からも総合的な子育て支援は、最重要課題であり、新年度では子育てと就労の両立支援となるよう病気回復期等にあるお子さんを一時的に保育する病児・病後児保育を市内にて実施し、看護師確保等の課題はあるが、美濃病院での開設を考えておりますとされ、今年度に新規事業として予算が計上されています。

私も、市議会議員に選出していただいて2期8年になろうとしています。これまで、多くの議会質問や要望をさせていただき、そうしたこれまでの案件に対し、実現や検討していただいておりますが、殊のほか、この病児・病後児保育は、子育て世帯を初め、乳幼児保育の現場である保育所関係者等からも、市長への要望事項に上げられるなど、多くの市民が待ち望む事業であります。

地方自治が厳しい現在、美濃市の厳しい財政の中で、市長は美濃市に合った発想、美濃病院で病児・病後児保育を実施すると判断され、開設に向け具体化をいただいております。このようにきらりと光る持続可能な美濃市を目指して、市長は献身的に市政運営をされ、今年度から始まる第5次総合計画についても策定されています。4期16年にわたる経験は、まことに貴重であり、今後も引き続き美濃市のリーダーシップをとっていただけたらと思うものであります。

平成23年度の病児・病後児保育の事業には二つの予算がありますが、私は今後の具体的な実施に向けて、安全で安心な施設の整備と利用しやすい内容に取り組んでいただくことをお願いしたいと思います。

そこで、美濃病院開設に向けて整備計画の内容と事業の開始予定はいつごろになりますか、民生部長にお尋ねいたします。

○議長（佐藤好夫君） 総務部長 平林泉君。

○総務部長（平林 泉君） おはようございます。

それでは、森議員の一般質問の1点目、スクールバスの有効利用についての一つ目、スクールバスの社会実験、住民運行試乗会が実施されたが、バス停の数や運行経路など参加住民からどのような意見や要望があったかについてお答えします。

市のバス交通の現状につきましては、一般路線では岐阜バスによります岐阜美濃線と高美線が、高速路線バスでは、東海北陸自動車道を利用しました高速名古屋線、高速八幡名古屋線、高速京都線、高速高岡・氷見線が運行しておりますが、多くの路線の利用客が低迷しているのが現状でございます。

市の自主運行バスにつきましては、牧谷線とコミュニティーバス「わっちも乗ろCar」でございまして、合計いたしますと13コースの運行を行っております。このほかに、小学生を対象としたスクールバスが、3校下で9台の車両を運行されております。このようなバス交通路線と長良川鉄道路線を含めました交通移動手段の効率的な運行など、新たな交通ネットワークの形成が必要であると考えております。

今回のスクールバスの社会実験は、こうした考えの中でスクールバスが運行していない時間帯の有効利用を目的としております。社会実験の経路につきましては、現行バス路線が美濃病院、長良川鉄道美濃市駅を経由していることや医療機関への通院や日常品の買い物への利便性、ふえ続けております観光客の移動手段の確保などから判断しまして、道の駅美濃にわか茶屋を起終点とします左回りと右回りで、梅山駅、観光ふれあい広場、美濃市駅、てらしまクリニック、ジャスコ、サピー、オークワ、岡田医院、美濃病院、中央公民館、市役所など市街地を中心とした施設を巡回する経路としております。運行は2台のスクールバスで行いまして、運行時間は児童の登下校に支障がない午前9時から午後1時までの間で、左回りと右回りとともに4回の運行を予定しております。

本路線の試乗は、先般2月22日に実施しておりまして、御協力いただきました方は、市に設置しております地域公共交通会議の委員と各地区連合自治会長、美濃商工会議所会頭、警察署交通課長、学校長に、議会からは議長、副議長に各常任委員長の皆さんでございまして、市からは市長、副市長に関係部署の職員が参加しております。試乗は、路線や24カ所のバス停の安全確認と利用者から見た利用しやすい視点に、実験路線を実際にスクールバス2台で分乗して行っております。試乗後に、参加者から安全面での一部バス停のこと、経路の見直しなどの御意見をいただいております。また、わかりやすいダイヤ編成や緊急時の対応、車への表示方法などの要望もいただいております。これをもとに現在最終調整を進めております。

御質問の2点目、今後の本格的な運行開始に向けて利用料の設定や運行ルートなど、市の考え方はどのようににつきましては、今回の社会実験は、無料で4月7日から10月末日までの半年間を予定しております。

この間に、文部科学省が示します国庫補助金により取得したスクールバスの住民利用に関する承認要領をもとに、児童の登下校に支障がないことや気象警報、集団風邪等による緊急時や夏休み中のプールの利用時等への対策、運行の安全・安心性や利用者の状況、ニーズ調査などを検証してまいりたいと考えております。

本格的な運行開始時期につきましては、検証結果を踏まえまして、市地域公共交通会議にもお諮りをしながら検討してまいりたいと考えております。

超高齢社会を迎える中、新たなコ・モビリティ手段の確保の観点からスクールバスを活用し、2台の「わっちも乗るCar」と併用することで、市民のバス交通に対します利便度、満足度を高めてまいりたいと考えておりますので、御理解賜りますようお願い申し上げますと答弁とさせていただきます。

○議長（佐藤好夫君） 民生部長 梅村健君。

○民生部長（梅村 健君） おはようございます。

それでは、森議員の御質問の2点目、平成23年度新規事業、病児・病後児保育について、美濃病院で開設されると聞いているが整備計画の内容と事業予定について、お答えいたします。

病児・病後児保育につきましては、何年来、その開設について保護者の皆さんから強い要望がございました。そのため市の単独での開設や広域での開設に向けた検討を行ってまいりました。

平成23年度は、美濃市第5次総合計画のスタートの年となります。すべての市民が心身ともに健康で、心豊かに、ゆっくり、ゆったりと生活を楽しみ、安全・安心な市民の暮らしを重視したまちづくりが望まれているところでございます。そうした中、人口増対策や健全な地域社会の形成のために、総合的な子育て支援は最重要課題であり、若者の出会い、結婚、そして子育てと、市はもちろんのこと、市民ぐるみで育児の応援ができるよう第5次総合計画の目標としております。そのため、子供の保育の充実とその親の就労支援を同時に図っていかうと、かねてから開設要望が寄せられておりました病児・病後児保育を計画したところでございます。

開設場所は、小児科医がいる美濃病院を考えております。病院建物内では保育のスペースが確保できかねますが、敷地内の一角に医師住宅が2棟あり、そのうちの1棟は、現在1階部分を院内保育に供しております。その棟の2階部分を改修して病児保育の専用スペースとし、利用していきたいと考えております。一日の利用定員は3人までとし、利用日は月曜日から金曜日までと考えておりますが、対象児童を何歳までにすとか、利用時間、利用料金、事業の対象となる病気の範囲については、ただいま美濃病院と調整中でございます。また利用に当たっては、美濃市に事前に登録をしていただき、利用日前日には電話等で申請をいただくことになろうかと考えております。受付の方法や利用料金の収納方法等につきましても、今後美濃病院と調整してまいります。

病児・病後児保育の国の補助基準では、利用児童10人につき1人の看護師、利用児童3人につき1人の保育士が最低限必要となりますが、利用児童が全くいない日も考えられますので、今後、看護師、保育士等の適切な人員配置については、検討が必要でございます。事業の開始に当たりましては、美濃病院や市内の保育園等とも十分に協議を進めるとともに、新年度になりましたら早速2階部分の改修や備品の購入等に着手し、できるだけ早期に開設していきたいと考えております。

なお、現在市外に居住されている民間の方が、市内の空き家を利用して病児・病後児保育を実施したいと検討を進めてみえます。その方とも連携を取り合い、御提案があればそれも検討し、美濃市の病児・病後児保育を進めていきたいと考えており、御理解賜りますようお願い申し上げます。

[4番議員挙手]

○議長（佐藤好夫君） 4番 森福子君。

○4番（森 福子君） 御答弁ありがとうございました。

1点、2点、了解いたしますが、少々の意見と、そして1点目については要望をいたします。

道の駅にわか茶屋を起点とします市街地を中心とした施設を巡回する経路とこのようにお

っしゃっていただきました。確かに八幡線廃止、美濃市内については、こういう今回の社会実験において住民の足を確保するという事は可能になったかもしれません。しかし、道の駅から遠方の方々、この方は「わっちも乗るCar」と長良川鉄道、こういった現状のままでございます。遠方の方が美濃市へ、美濃の町の中へ買い物に出てきやすい、そういった検討も今後進めていただきたいと要望いたします。

これで私の一般質問を終わります。

○議長（佐藤好夫君） 次に、14番 野倉和郎君。

○14番（野倉和郎君） おはようございます。

まずは、このたびの東北地方太平洋沖地震に当たり、被災された方々に心からお見舞い申し上げます、多数の亡くなられた方々の御冥福をお祈り申し上げます。

それでは、一般質問を行います。

今後の市政運営について、御質問します。

市長、あなたは、平成7年7月26日の初登庁以来、公平、公正、清潔を政治信条に実に4期16年の長きにわたり、決してとまることなく、ひるむことなく前へ前へと、スローガンの「住みたいまち 訪れたいまち 美濃市づくり」に邁進されてみえました。

こうしたこれまでの功績を私なりにまとめてみますと、就任1期目では、新しい梅山住宅の整備、立花ふれあいセンターの建設、美濃中学校校舎の建設や公共下水道の整備への取り組みを行われ、2期目では、現在の観光交流人口の基礎となります伝統的建造物群保存地区の保存事業、市街地歴史地区の電線類地中化工事や町並み整備の積極的な推進、さらには、医療基盤の充実に向けた新美濃病院の建設や生活道路としての市道広岡・松森線、六反・志摩線の整備や土地区画整理、和紙の里わくわくファームの建設に取り組みされました。

そして2期目では、何とんでも関市との合併協議に端を発した合併の是非をめぐる住民投票が思い起こされます。市政始まって以来の住民投票は、当面合併せず単独の道を歩むことに決定したわけではありますが、この選択が正しかったかどうかの判断につきましては、さらに時間を要すると考えます。

しかし、投票結果を受け3期目では、「平成まちづくり改革」「もったいない運動」への積極的な取り組みが行われておりまして、議会へも健全財政の堅持が報告されているところであります。3期目の主な事業としましては、道の駅にわか茶屋の建設、地域ケーブルテレビ施設整備事業、インター前区画整理事業、観光ふれあい広場整備事業が行われ、そして4期目では、ツアー・オブ・ジャパン美濃ステージの開催、庁舎耐震工事や地域ふれあいセンターのオープンがされますとともに、新たに国際交流にも取り組み、特に韓国原州（ウォンジュ）市との交流には、昨年10月8日に原州市との「韓紙と和紙 友好交流に関する協定」が締結され、以降毎月のように美濃市に訪問いただきまして関係者との交流が進展しているようでございます。

その他、福祉、教育など充実にも取り組まれておりますが、何とんでも4期目の一番の出来事は、昨年6月13日に53年ぶりに天皇・皇后両陛下が美濃市を行幸啓されたこと

であります。ほとんどの市民が沿線でマナーを守りお迎えする中を、お車の窓をあけ、手を振って歓声にこたえられた両陛下のお姿は、市民の一生の思い出と、市の歴史の中にしっかりと刻まれたことと考えます。

両陛下の行幸啓は、4期にわたる石川市長のまちづくりの功績が認められたことでありまして、まさに石川市政の集大成と言えます。さらに、現在県下市長会の会長の要職も務められておられ、その名声が高まるばかりであります。日々の激務の中で年齢とともに、体力の低下は避けられないものでありますが、市長の行動力、美濃市を愛する心、市民を思う心には衷心より敬服いたします。しかし、どんなにすばらしいリーダーでも、いつかは退く時期が参りますのが世のならわしでございます。その時期が年齢からなのか、体力・気力なのか、それとも期数なのかわかりませんが、その判断が厳しいことは私も十分に承知しております。また石川市長は、年頭に一文字でその年の考えをあらわしておみえですが、平成21年は結ぶの「結」を、平成22年には達成の「達」を、そして本年は、展開の「展」を選んでみえます。この一文字から勝手に解釈しますと、結び、達成感の中、新しい方に展開を託すような考えも見え隠れしますが、実際のところ美濃市のまちづくりを次代の新しいトップに引き継ぐことも大きな功績の一つと考えます。

いよいよ平成23年度からは、これからの10年後の美濃市をつくる第5次総合計画のスタートが切られます。市民がまちづくりへの変化、そして風の変化を感じるスタートの年でもあり、市長は昨年12月の議会において、本年7月の市長選挙について、今少し時間をいただき熟慮を重ねたいと答弁されました。任期満了まで5ヵ月を切り、市民も動向を注視しておりますが、熟慮の結果、どのように御判断、結果を出されたのか御発表いただきたいと考えますので、よろしく願いいたします。

次に、建設部長に質問をさせていただきます。サイクルシティ構想により各地域に整備された駐輪場の利用状況について、お尋ねします。

サイクルシティ構想に関連します事業への取り組みは、ツアー・オブ・ジャパン美濃ステージの開催や財団法人国際交通安全学会との連携による電動アシスト機能つき自転車や超小型電気自動車の社会実験を初め、駐輪場の整備や自転車道の整備などが認められています。また、新年度からは、新たに電動アシスト自転車購入費補助事業の実施や公用車としての導入などが予算化されるなど、大変厳しい財政状況にありながらも積極的な事業の推進を図ってまいります。

サイクルシティ構想の考えは、自動車から自転車社会への交通手段を見直すことで、自由な移動の確保や自転車を通じた健康づくり、スローライフな生活、自然環境への配慮など、少子・高齢化の進展が著しい美濃市の状況から、これまで市長が提唱される考えに、私も賛同しているところであります。

しかし、市街地や蕨生弁天様付近にあります駐輪場を注意深く観察しておりますと、私自身これまで利用されたところを見たことがありません。また、知る限りでは利用者を見たと言う人も知りません。私の知らない時間帯に利用されているかも知れませんが、厳しい予算

の中で優先的に実施されたこうした事業が有効的に活用されていると信じておりますが、これまでの整備と利用状況につきまして、お尋ねいたします。

御答弁をよろしくお願いいたします。

○議長（佐藤好夫君） 市長 石川道政君。

○市長（石川道政君） 野倉議員の一般質問、今後の市政運営についてお答えをいたします。

ただいまは、私の4期16年の市政運営に対し、過分なる評価をいただき、まことにありがとうございます。

おかげをもちまして、私は平成7年7月に市長に就任以来、「住みたいまち 訪れたいまち 美濃市」の実現に向け、住む人にも訪れる人にも魅力のあるまちを目指し、そして「清潔で新しい政治」これをモットーに、議員各位を初め市民の皆様、あるいは職員のお力添えをいただきながら、市民福祉の向上と美濃市の活性化に全力で取り組んできたところでございます。

この16年を振り返りますと、就任当初に、私は、今では全国的な流れになっておりますが、当時はまだ行われていなかった「市民との協働」や「男女共同参画」あるいは「自然と文化を大切にすまちづくり」、こうした目標、施策を展開し、さらには市民の声を大きく聞くということで、市長への手紙やファクス、おしゃべりサロン、イブニング夢トーク、あるいはいきいき女性室の設置等、市民の声を市政に反映し、市民主役の政治に心がけてきたところでございます。

議員御発言にありましたように、都市整備としては、市民生活に密着した政策に心がけ、公共下水道事業や梅山市営住宅の建設、あるいは美濃病院の建設、コミュニティーバス「わっちも乗るCar」の運行、あるいはうだつ基金の創設、ケーブルテレビの開局等、そういった事業を展開してまいりました。全国に向けて市民に誇りを持っていただくことと市民の活力を呼び起こすためには、まず伝統的建造物群の保存地区選定に伴う町並みの修景事業、あるいはツアー・オブ・ジャパンの美濃ステージの開催、アーティスト・イン・レジデンス美濃紙の芸術村等、国際的事業や数多くの事業を展開しまして、先ほどございましたように、多くの賞をいただくこともできました。これはまさに市民の力が、結束したことだと思っております。

私は、常に美濃市の発展や活性化に、そして市民福祉の向上を念頭に置いて市政に取り組んだことを認めていただき、ありがたいと思っております。

こうした中で、平成の合併という嵐がありました。美濃市は、私は平成17年1月に住民投票によりまして「小さくてもキラリと光るオンリーワンのまち」を目指すと、こうした市民の決断により単独の道を歩む、これを誇りを持って、市民は厳しいけれど、こうした単独の道を選んだということについて、市民、議会、市が一体となって美濃市の未来を切り開いていかなければいけない、こういう心を持ったところでございます。これを受けまして、私は決意を新たに、市民の負託にこたえるべく、地方の時代にふさわしい「住みたいまち 訪れたいまち 美濃市づくり」と市民参加による創意工夫のまちづくりに務めるため、スロー

ライフやサイクルシティー、川の駅構想を重点としたまちづくりや新たに地域づくりや福祉、教育に取り組んできたところであります。

議員がおっしゃったように、去年は、そうした結果、天皇・皇后両陛下が美濃市に行幸されまして、うだつの上がる町並みなどを散策することができまして、大きくまちづくりの実が結ぶ、そんな年になったのではないかと市民ともども喜んだところでございます。

さて、御質問の市政運営については、平成23年度は美濃市10年後の未来を築く第5次総合計画がスタートする年でございますので、そのため、まずはこの7月の任期満了まで全力で市政運営に努めますので、御理解と御協力をよろしくお願い申し上げます。

なお、7月に行われます市長選挙については、野倉議員の発言の趣旨、いわゆる新しい人にとのお考えは承りました。どのような判断、結論かについては、前向きに熟慮を重ねているところではございますが、この後、山口議員からも御質問でございますので、その質問の趣旨をお聞きかせいただきまして、両議員の質問の内容を統合した上で、あわせて私の判断をしたいと、このように思いますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（佐藤好夫君） 建設部長 丸茂勝君。

○建設部長（丸茂 勝君） おはようございます。

野倉議員の一般質問の2点目、サイクルシティー構想により各地域に整備された駐輪場の利用状況についてお答えいたします。

美濃市はスローライフシティーをキーワードに、人の心を大切に、自然と共生し、ゆとりと豊かさのある暮らしを目指す「キラリと光るオンリーワンのまちづくり」を進めています。その一つに自転車を利用したまちづくり、サイクルシティー構想がございます。この構想は、安全・安心な道路整備はもちろん、生活の中に自転車を取り入れることによって、ゆったりとした時間を過ごすことにより地域の魅力を再確認し、コ・モビリティ社会、すなわち地域の自由な人と人の触れ合いや人と地域の場の触れ合いを形成していきます。また、地球環境をよくすることや省エネ、だれもが健康で生きがいを持って快適な生活ができるクオリティー・オブ・ライフの向上を目指していきます。

平成16年2月に国土交通省が進めるサイクルツアー推進事業のモデル地区に指定を受け、これまでにモデルコースの設定を初め、自転車で安全に走行できる道路整備、サイクルステーションの建設、案内板、沿道の景観形成、駐輪場などの整備を進めてまいりました。

御質問をいただきました駐輪場は、加治屋町を初め、神洞ほたるの里公園、片知入り口、大矢田神社入り口、台山グラウンド、そして蕨生弁天様付近の計6ヵ所に整備を行いました。大半の駐輪場は経済性も考え、簡易なアーチ型のパイプによる自転車つなぎ場ではありますが、蕨生の駐輪場は、ポケットパークの整備と合わせ、自転車のデザインを少しグレードアップしました駐輪場になっております。当駐輪場は、県道美濃洞戸線が開通したときに残地をポケットパークに整備し、地元ボランティアに花植えや草引きなど管理をお願いしてきましたが、ここ数年、高齢化によりほとんど管理がなされない状況でした。こうした中、サイクル

のモデルコースでもあります本地区に、駐輪場を兼ねたポケットパークを建設し、自転車利用者の休息所として整備を行いました。駐輪場は、議員御指摘のように、まだまだ利用が少ない現状でございますが、ツアー・オブ・ジャパン美濃ステージの開催の影響もあり、一般の自転車愛好家による市内走行は年々ふえてきております。

さらに当蕨生地区は、手すき和紙生産の拠点であることから、現在、手すきの伝統工芸技術を無形文化遺産として登録されるよう申請がなされております。今後は、美濃和紙文化とこの周辺の歴史的風致維持向上計画により整備されることによって、今まで以上に美濃和紙の里会館を拠点とした当地域の活性化が図られ、自転車で訪れる人がふえると予想されます。

サイクルコースの整備とあわせて自転車を活用した新しい観光の普及に努めてまいりたいと考えておりますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。

[14番議員挙手]

○議長（佐藤好夫君） 14番 野倉和郎君。

○14番（野倉和郎君） 要望をしておきます。

常日ごろ厳しい予算の中、事業の推進に当たって優先順位をつけて実施すると申されてみえますが、将来的な投資の必要性も理解はできますが、一方では、もったいない運動の推進といわれます。どのような調整の中で意志決定されているのか、いささか疑問を感じます。

また、今議会では、美濃市国民健康保険税の20%の引き上げが提案されております。過日の全員協議会で国保加入者は低所得者が多い趣旨の御発言もありました。まさにこうした低所得者の方にとりましては、日々の生活が大変な状況にあり、保険料の納付まで余力のないのが本音だと思います。医療の受診まで手持ちの生活費と相談しながらという方にとりましては、今活用されていない駐輪場などの施設整備を将来に必要なだからだけでは、とても納得できないと思います。こうした費用を市民生活に直結するサービスに充てることは重要であると私は思います。

事業の実施につきましては、もう少ししっかりと市民の目線に立った考えの中で、投資的な考えは極力控えていただきますようお願いいたします。質問を終わります。

○議長（佐藤好夫君） これより10分間休憩いたします。

休憩 午前10時57分

---

再開 午前11時07分

○議長（佐藤好夫君） ただいまから休憩前に引き続き会議を開きます。

5番 山口育男君。

○5番（山口育男君） 質問に入ります前に、このたびの東北地方太平洋沖地震におきまして被害を受けられました多くの被災者の方々に心よりお悔やみやらお見舞いを申し上げます。

さて、議長より発言のお許しをいただきましたので、通告書に従い、美濃市議会市政クラブを代表しまして、一般質問、平成23年度施政方針及び予算編成方針について市長にお尋ね

をいたします。

去る3月3日の市議会定例会の冒頭において平成23年度施政方針を述べられました。その中で、個人所得の減少や企業収益の悪化等による市税の落ち込みなど、財政環境は一段と厳しいものはあるが、新年度は第5次総合計画のスタートの年として、美濃市の10年後を見据えながら、市民の皆さんが安全・安心で希望の持てる「住みたいまち 訪れたいまち 夢かなうまち」の実現を目指す。そのために、第5次総合計画に掲げる三つの基本目標「潤いある、人・暮らし・地域コミュニティづくり」「自然・文化と共生した元気で魅力あるまちづくり」「持続可能な新しい公共による市民主体の市政」の推進に最大限の努力をすることとあります。

また、平成23年度の予算編成に当たっては、財政環境は厳しく非常事態であるとの認識の上に立ち、将来を見据え、市民の目線に立った真に必要な施策や時代を先取りした施策を選択するとともに、市民ぐるみのもったいない運動や平成まちづくり改革による徹底した行財政改革を進め、安定財源を確保し、無駄を省き、かつ次世代に過度な負担を残さない、持続可能な予算編成に努めたとも述べられました。さらに市政運営に当たっては、「清新」を常に掲げ、21世紀型の市民協働による清潔で新しい政治に徹し、市長を初め、職員一人ひとりが目標を達成するため、自己高揚に努め、市民に信頼され、かつ期待をされるよう努力をしてきました。また、常に市民の立場に立ち、市民のために奉仕するという公務員としての責任と自覚を認識し、市民が主役の個性と魅力あるまちづくりに職員や議員と共に全力を傾注してきたとの意欲的な発言もなされました。

そこでお尋ねをいたしますが、平成22年第7回美濃市議会定例会において、平田議員が新年度を迎えるにあたっての展望と施策についてを質問をされました。その中で、この7月に予定されている市長選挙につきましては、市長は美濃市第5次総合計画の基本計画の策定、23年度の予算編成等当面する市政に全力で取り組んでおり、また県市長会長の責務もあり、今少しの時間をいただき熟慮を重ねさせていただきたいとの旨の答弁がありました。去る3月2日には、美濃市総合計画審議会からこの5次総に対し、異議なしとの答申もあったところでございます。

そうしたことを踏まえ、この新年度は、この美濃市総合計画がスタートする大変重要な年であり、将来のかじ取りを間違えたら大変な年になるかもしれません。市長は、最も必要な事業に予算配分し、自信を持って年間予算を提出されたとのこととありますが、新年度を間近に控え、その各種施策の実現への展望とあわせて、この7月に市長選挙が迫ってきております。市長という要職は、想像以上に大変な任務、職務であります。石川市長におかれましては、まだまだ心・技・体を兼ね備えておられるとお見受けをいたします。市長選挙に向けて、この5次総スタートの重要な年に、引き続き市政のかじ取りをお願いしたいというふうを考えておりますが、どのように考えておられるのかお尋ねをしまして、明確な御答弁をお願いするものでございます。

○議長（佐藤好夫君） 市長 石川道政君。

○市長（石川道政君） 山口議員の一般質問、平成23年度施政方針及び予算編成方針について、お答えをしたいと思います。

ただいま、私に対し、過分なるお言葉を、また激励を賜りましてまことにありがとうございます。

山口議員の御発言は、美濃市議会最大会派の市政クラブを代表してのお言葉であるということ非常に重く受けとめさせていただきました。大変、心強く思いました。私は、きょうまで4期16年間、市議会の皆様と一体となって、市政運営に努めるよう努力をしまいたつつもりでございますが、最大会派の市政クラブからのこうした温かい御支援のお言葉をいただくことは、今までの市政運営に間違いがなかったものと感じ、感無量でございます。

さて、おかげをもちまして新年度は、議員各位を初め、市民各界の皆様方の御尽力をいただきまして、第5次総合計画のスタートの年とすることができました。今後は、美濃市の10年後を、さらにその先を見据えながら、将来都市像である「住みたいまち 訪れたいまち 夢かなうまち」の実現に向けて最大限の努力をしまいたいと思います。

そこで議員の、新年度を間近に控え、その各種施策の実現への展望について御質問でございますので、それについてお答えをしたいと思います。私は、平成23年度の最重点目標を、第4次総計画とは違い、5次総のスタートの年として、子育て支援と高齢者・障がい者の健康や生きがいがづくり及び元気な地域づくりを最大目標としております。

子育て支援では、出会いから結婚、そして子供を産み育てる喜びが実感でき、地域社会の中で支え合い、助け合い、安心して子育てができる環境づくりを推進するため、特に新年度には、独身男女の皆さんの結婚活動を支援する事業や新婚世帯に対する家賃補助、病後児保育等の保育の充実への取り組みを積極的に進めたいと思っています。

また、高齢者・障がい者の健康や生きがいがづくりでは、高齢者については、いつまでも元気で生きがいをもって住みなれた地域の中で活動できるよう、健康づくりや介護予防等の施策として、グループホームの建設支援、電動アシスト自転車購入事業、買い物弱者対策事業を計画してまいりたいと思います。また、障がい者については、自立社会、自立をして社会活動に参加できる環境をつくるための障がい者福祉計画をつくっていききたいとこのように思っております。

次に重点目標であります元気な地域づくりでございますけれども、新しい公共、いわゆる役所やあるいは市民の皆さんとともに公共を担うという新しい考え方でございますが、これを目的達成するために、ボランティア組織やNPO法人の設立促進を図る、あるいはボランティアのそうしたNPOの制度の周知、あるいは設立手続の円滑化、こういった支援をし、また、指導者の育成にも努めてまいりたいと思います。新年度ではそういった中、地域総合型スポーツクラブを目指した美濃市独自のNPO法人「美濃うだつアップクラブ」の設立が認可されましたので、全面的に支援していききたいと思います。地域づくり支援事業は、また、初め、8月には中国杭州市で上演される市民ミュージカルの支援とか、あるいは海外観光交流事業等も積極的に実施してまいりたいと、このように思っております。

そして、新年度は第5次総合計画がスタートする大変重要な年でありますので、施政方針で申し上げたとおり、「市民がつくるキラリと光るオンリーワンのまちづくり」ということを目指して事業を展開してまいりたいと思いますので、御理解をよろしくお願いします。

次に、7月に行われる市長選挙についてでございますけれども、議員の御指摘どおり、昨年12月の平田議員の御質問には、今少しお時間をいただきたいと、熟慮を重ねさせていただきたいとこういうお答えをしたところでございます。今、野倉議員、そして今、山口議員からも御意見をいただきました。私としては、今ここでその決意を、その決断をお約束どおりしなきゃいけないと判断をいたします。次に、これから私の思いを伝えさせていただきたいと思います。

私は、今年度第5次総合計画を策定するに当たり、目まぐるしく変化する社会情勢の中で、市民だれもが安全で安心な生活ができること、幸せに暮らせることを念頭にしておりました。今後は地域主権が進む中で、新たな市政の取り組みとなる市民力を生かした新しい公共の推進や、地域固有の財産を生かした持続可能なまちづくりを進めていく必要があるというふうに思います。そのためには、今後の4年間は大変重要な、大切な年というふうに痛感いたします。

私としては、4期16年にわたり市政を担当し、年齢も70歳になりました。特に4期目は単独の道を選んだ市民の皆さんの負託に応え、安定した財政と市の発展を実現することに力を入れてまいりました。新人のつもりでというふうに申し上げましたが、私はこれを最後の務めと考えておりました。したがって、任期後は一市民として応援させていただくという思いでございました。しかし、清流会の森議員の御発言や、先ほどの山口議員からの市政クラブを代表しての、5次総スタートの重要な年に、引き続き市政のかじ取りをとるようにとの、こうした御発言、さらに私を応援していただいております数多くの市民の皆様から、引き続き市政のかじ取りをしてほしいとの御意見が私のもとに届いているところであります。また、私は第5次総合計画を策定したことから、10年後の「住みたいまち 訪れたいまち 夢かなうまち」に向け、この計画を軌道に乗せる責任も痛感をしております。また、順調に皆様の御協力により進んでおります市政を、今ここで途切らせるということについては、大変皆様に心配をかけているおるところであり、私自身もこれを継続させていく責任を痛感しております。

そうしたことから、私としては、市議会の皆様の御理解や市民の皆様の御支援をいただけるのであれば、私的感情を捨てて、ここはむち打って市民の皆様や議会の御指導とそして職員の協力を得て、大変僭越で、微力でございますけれども、今までの経験を生かして引き続き市政を担当し、市長としての責任を果たし、清潔で新しい政治をさらに進める覚悟をいたしました。第5次総合計画の将来の都市像である「住みたいまち 訪れたいまち 夢かなうまち」を市民の皆さんと一緒に必ず実現したいとこのように思うところでございまして、御理解を賜り、また御支援を賜りたいと思います。

私は70歳という年を考えますと、十分これからも健康にも留意して、市政の進展に支障の

ないように、私自身の体を、健康にも十分管理をして、また議員皆様の力強い御指導、御鞭撻をお願いし、市民の御支援、御指導をお願いし、私の決意のほどとさせていただきます。

山口議員さんには、大変激励をいただき、ありがとうございました。

〔5番議員挙手〕

○議長（佐藤好夫君） 5番 山口育男君。

○5番（山口育男君） 石川市長におかれましては、大変力強い御答弁をいただきました。ありがとうございます。

本年度は、第5次総合計画のスタートの年でもあり、その土台づくりに向けて、非常に厳しい財政の中、大変な市政運営が残されていると思います。そんな中で、市長の思いをしっかりと受けとめさせていただきました。先ほども申し上げましたけれども、市長におかれましては、まだまだ、その激務といいますか、責務に十分耐えうる心・技・体を兼ね備えておられると十分に思っておりますので、市民力の構築、また健康、福祉、まちづくり、スポーツ等々、多くの主要施策の実現に向け、最大限の努力をいただきたいと思っております。ますます市政発展のために、また「住みたいまち 訪れたいまち 夢かなうまち」の実現に向け、また市民の幸せのために、全力を傾注されることを希望し、要望事項とさせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（佐藤好夫君） 次に、3番 太田照彦君。

○3番（太田照彦君） 最初に、太平洋沖地震で被害を受けられました方々にお悔やみとお見舞いを申し上げます。

では、発言のお許しをいただきましたので通告に従いまして、3点について一般質問をいたします。

1点目に、地域づくり支援事業について、総務部長にお尋ねをいたします。

私はこの件につきまして、事業がスタートする直前の平成20年3月定例会で質問をさせていただきました。執行部答弁は、今までの制度に加え、地域の自由な発想・考え方のもとで、地域の個性、特色を生かした元気な地域づくり活動を実践できる制度として、各地域において市民の皆さんがみずから考え、提案し、みずから協働して取り組むことで市民力が高まり、地域力はもとより、市域全体の活力が大きく飛躍するとの説明でした。

中学校区を一定エリアとして各地域で委員会が設置され、その会議に担当課から出席して、事業の趣旨や参考事業など細部にわたり指導され、事業の促進を図られてきたところであります。平成22年2月23日の全員協議会で20年度と21年度、去る2月18日の全員協議会では22年度の各地区の事業進捗状況の説明がありました。平成20年3月3日の全員協議会での説明、あるいは資料では、ほか助成制度を優先するため、ほか助成制度のないものや、箱物への縛りとか、従前から実施している事業は内容を変更した上で認めるなど、対象事業や対象経費に対してかなり厳しい条件や事業の例示も細かく示されていました。これは税金の適正な使途として当然のことと思います。さて、過去3年間の各地区で実施された事業の内容を見ますと、果たして、この制度のとおり、事業の目的である地域住民みずからが考え取り組む

地域づくり事業が推進されてきたのかどうか、一部疑問を持つものでお尋ねをいたします。

また、この事業は、平成20年度から平成22年度までの時限制度であります。毎年事業成果など検討し、3年を過ぎた時点で継続するかどうか検討するとされておりました。ここで当初予定の3年間の経過し、これらの実績をもとにどのように分析され、成果をどのように評価されているのか。今まで、地域によっては、事業推進に大変苦慮されていたところもあったと伺っております。地域の皆さんの意見はどうであったか、厳しい財政事情の中で3年間の成果をどのような形で生かしていくのかについて、お伺いいたします。

2点目に、生涯学習センターの管理と活用について、教育長にお尋ねをいたします。

長瀬生涯学習センターは、今月7日から下牧保育園としてリニューアルオープンしましたので、現在、市内には5施設の生涯学習センターがあります。

去る1月12日から上牧生涯学習センターにおいて、民俗資料展示会が開催されました。市内外の皆さんの協力で、寄贈された昔の民具や道具がたくさん展示されましたが、期間中、特に休日になりますと美濃市を離れて生活してみえる方たちが、懐かしさを求めて入館されていたように見受けました。

上牧生涯学習センターで、子供から高齢者まで幅広い皆さんに足を運んでいただけるような催しを計画し、高齢者の方には民俗資料の説明をしていただいたりしながら、開館中の管理もお願いができないだろうかと思うのであります。小学校がなくなり、地域ではますます若い人たちが住まなくなり、高齢化が進む寂しさと心配が強くなりますが、その施設が生涯学習センターとして残っているのですから、ぜひ、ただいま申し上げたような形で維持・管理、あるいは民俗資料を保存しながら、地域の皆さんの憩いの場として再生を図ることができないか、質問いたします。

3点目に、小・中学校における英語教育について、教育長にお尋ねをいたします。

これから、ますます国際化時代が進み、次代を担う児童生徒が世界で活躍する機会がふえてくるものと思います。今後、国際化社会の中で生き抜くために、小さいころから日常的に英語の基礎能力を育成することが非常に大切であると思います。特に、小学校の英語教育は、中学校や高等学校での英語学習の素地をつくるもので、楽しく学ばせることが重要であると考えます。

幸い当市は、学校再編成を推進する上で、美濃市の児童生徒はみんな英語が話せる学校づくりをしようと、教育プランの中で、特色ある学校づくりの一つに英語教育を取り入れられ、市独自の英語教育指導助手を配置し、小・中学校の英語活動や英語学習を推進したり、毎年度、小学校2校を英語活動推進校として指定するなど、小・中学校の英語に対する水準は高められていることは十分承知しています。

そこで、今日まで美濃市として、小・中学生の英語教育の取り組みにより、どのような成果を上げられたのか、お尋ねいたします。

また、文部科学省の新学習指導要領や県教育委員会の指導により、小学校高学年の英語教育が始まりますが、市の低学年が英語に親しむ英語活動はさらに大切かと思っております。よって、

今後、美濃市として小・中学校の英語力アップを図るために、何を目指して取り組まれるのか、独自の具体的な施策があるかどうかをお尋ねいたします。

以上3点について、御答弁、よろしくお願ひいたします。

○議長（佐藤好夫君） 総務部長 平林泉君。

○総務部長（平林 泉君） それでは、太田議員の一般質問の1点目、地域づくり支援事業について、お答えをいたします。

地域づくり支援事業につきましては、地域の皆さんがみずからの判断と責任において、地域課題に取り組み、課題解決に向けたさまざまな地域活動を促すことにより、新たな地域コミュニティの形成と地域の活力を引き出すことをねらいとしたものでございます。

事業を立ち上げまして、3年が経過するところでありますが、この3年間における各地区での取り組み状況を見ますと、当初は戸惑いの声もございましたが、事業化の決定に時間を要した地区も一部ございました。総じて、各地区の地域づくり委員会の皆さんが主体となって、活発に議論していただき、積極的に取り組んでいただけるようになってまいりました。市としましても、事業を計画するに当たり、特に厳しい条件をつけるものでもなく、地域の皆さんの力が結集され、生かされるような事業の奨励に努めてきたところでございます。

各地域での主な取り組みの成果としましては、美濃地区では小倉山の環境整備や名鉄停車場跡地の憩いの広場の整備、洲原地区では洲原神社周辺やサイクリングコース等の景観整備、下牧地区では景観美事業、上牧地区では防災対策事業やふれあい遊歩道の整備、大矢田地区では憩いの広場の整備や今昔本「よもやま見聞録」こういったものの作成、藍見地区ではビオトープづくりや神話の里づくり事業、中有知地区の地域防災交流センターの建設など、各地域で地域の特色を生かした事業が実践されております。

初年度より2年目、3年目となるに従いまして、年々事業内容の充実が図られまして、地域の皆さんの力が発揮されるようになってきております。地域づくり支援事業を通し、市民が主体となった地域づくり活動が盛んになり、さらには、地域の皆さんが改めて地域を見直し、地域の課題や解決策について、議論を交わしていただくきっかけづくりになるなど、着実にその成果が上がってきているものと評価しているところでございます。

市といたしましては、この事業に対する地域の皆さんの機運の高まりを大切にしたいと考えており、また、第5次総合計画におきましても、「持続可能な新しい公共による市民主役の市政」これを基本目標の一つに掲げておりまして、その中でも地域づくり支援事業は、市民の力を結集した元気な地域づくりを進める有効な施策となることから、引き続き事業を継続することにいたしましたものでございます。

3年間の取り組みを通し、来年度以降の事業継続を望まれる御意見を多くいただく一方で、地域の実情により、取り組みに苦慮されている地域もございますので、今後、こうした地域につきましては、地域づくり委員会の皆さんの意見をお聞きしながら、情報の提供や相談・助言等によるサポート体制もさらに強化をいたしまして、この事業がより効果的なものとなるよう一層努めてまいりたいと考えております。

また、地域づくり支援事業を初めとした地域づくり活動の拠点としても重要な役割を果たしてまいります地域ふれあいセンターにつきましても、この機能強化に努めてまいりたいと考えておりますので、御理解賜りますようお願い申し上げますとさせていただきます。

○議長（佐藤好夫君） 教育長 藤川久男君。

○教育長（藤川久男君） おはようございます。

太田議員の一般質問の2点目、生涯学習センターの管理と活用について、お答えいたします。

上牧生涯学習センターにおける民俗資料の展示は、ことし1月12日から3月6日までの54日間、「民具は癒す、古民具の世界」と題し、開催をいたしました。期間中の来場者は888名で、うち保育園児75名、小学生158名が来場し、千歯こきによる脱穀、唐箕による選別などの精米体験、製縄機による縄ない、石うすによるきな粉づくり、てんびん棒によるてんびん担ぎなど、体験コーナーに大好評をいただきました。また、多くのお年寄りの方々からも大変懐かしいとの、ほのぼのとした顔を拝見することができました。今回展示いたしましたのは、民俗資料2,000点余りのうち、800点ほどでございますが、今後も体験を通じた古民具展を実施してまいりたいと考えており、地域の皆様がふれあい祭りで使用されている期間においても、いりり部屋と皆様が休憩できるようにしてある畳の部屋は、地域の皆様の御理解がいただければ、現状のまま利用していきたいと考えております。

いずれにいたしましても、地域の皆様が今まで培った体験を振り返り、訪れたお客さんに御説明願えるようなことがあれば大変すばらしいことであり、議員御指摘のことも取り入れながら、今後の生涯学習センターの活用を図り、地域の皆様が集える触れ合いの場・拠点施設として、充実に努めてまいりたいと考えております。

市といたしましても、第5次総合計画でそれぞれの地域ではぐくまれた誇れる郷土の歴史と文化を理解し、郷土を愛する心を醸成する「美濃学」を実施してまいりたいと考えており、より一層の御支援と御協力を賜りますようお願い申し上げますとさせていただきます。

次に、太田議員の3点目の一般質問、小・中学校における英語教育についてにお答えいたします。

新学習指導要領では、平成20年度からの移行期間を経過し、平成23年度から小学校5・6年生を対象として外国語活動が行われます。この授業は、週1回年間35時間のカリキュラムを組んで実施します。この外国語活動の目的は、小学生の英語力を向上させることではなく、英語というツールを使ってのコミュニケーション能力を育てていくこと、他の国の文化に触れ、我が国の文化について理解を深めることにあります。

本市においては、こうしたねらいを先取りし、平成17年度より小学校における英語活動を積極的に取り入れてまいりました。一方、国際化に対応してアーティスト・イン・レジデンス、紙の芸術村事業に取り組んで14年になります。小・中学生が、各国から招いた芸術家と触れ合うことによって多様な文化や生活を理解し、これを学ぶことによって国際感覚を身につけ、芸術や文化の能力を磨くことができます。

市独自の英語教育といたしましては、平成17年度より、各小学校に英語が堪能な民間の方にお手伝いをいただくAETを配置し、授業を行ってきています。平成17年度から20年度までは、小学校1年生から6年生を対象に年間30時間、平成21・22年度は移行期間に合わせ、小学校5・6年生を対象に年間35時間、AETを活用した授業を実施してきました。また、小学校を2校ずつ研究推進校として指定し、その取り組みを公開することで授業の質的な向上にも取り組んでまいりました。

外国語活動の授業を行うのは担任ですので、その授業力を高めるため、岐阜大学と連携し、教員の指導力向上のための研修も行っています。この研修には、中学校の英語の教諭にも参加をいただき、小学校の外国語活動の内容をきちんと理解し、スムーズな移行が図れるように研修の工夫にも取り組んでいます。また、中学校の英語教育の質的向上のため、外国人による英語指導助手並びに日本人のAETも市で配置しております。

こうした取り組みの成果として、中学生の英語スピーチコンテストにおいて、県大会への出場が続いており、美濃教育事務所管内で地区代表のほとんどが美濃市内の中学生で占められています。また、本年度は、東京で行われた全国大会へ昭和中学校の生徒が初めて出場という輝かしい結果にもつながっています。こうした事実は、市が取り組んできた英語教育が着実に実を結びつつある成果として意義あることととらえています。

今後は、文部科学省からの新学習指導要領に従い、外国語活動の目標を実現できるように取り組んでいきたいと考えておりますので、御理解を賜りますようお願いを申し上げて答弁とさせていただきます。

[3番議員挙手]

○議長（佐藤好夫君） 3番 太田照彦君。

○3番（太田照彦君） 答弁ありがとうございました。

おおむね理解はいたしましたが、要望をしておきたいと思います。

1点目の支援事業につきましては、事業継続を望まれる意見がある一方、取り組みに苦慮されている地域もあるとの答弁でした。地域の温度差は確かにあります。事業の趣旨をはっきり示し、方向がずれることなく、ありがたいなあと思われる事業になるよう一層の御指導をしていただきたいと思います。

2点目の学習センターの活用については、地域の皆さんの意見を積極的に、そして直接、地区に出向いて聞いたりすることが、ほかの生涯学習センターの活用に対しても大事なことであります。私も協力は惜しみませんが、その点よろしく願いいたします。

3点目、小学校低学年の英語指導につきましては、授業時間の問題とかさまざまな考え方もあるように思いますが、学校側に対しましても工夫をしながら、英語と親しめるような時間づくりをつくっていただけるようお願いしていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

以上3点、要望いたしまして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（佐藤好夫君） 7番 武井牧男君。

○7番（武井牧男君） 初めに、東北地方太平洋沖地震の被災者に対して心からお見舞い申し上げます。

通告に従い、3点について質問をいたします。

初めに、小・中学校における猛暑対策についてを教育長にお尋ねをいたします。

昨年は猛暑の日が続き、熱中症患者が多発しました。昨年9月の定例議会で学校の暑さ対策について質問いたしました。9月3日、牧谷小学校を訪問し、各階の授業を視察させていただきました。教室の1階は30.5度、2階は33度、3階は34度の中での授業を受けている児童の立場から、暑さ対策としてのクーラーの設置、緑のカーテン、グラウンドの芝生化を提案いたしました。本年度はウォータークーラーの設置が各校に予算計上されていますが、暑さ対策の根本解決にはならないのではないかと思います。昨年の9月定例議会におきまして答弁として、気象庁はことしの暑さは30年に1回の異常気象と発表しているため、現時点では各小・中学校の普通教室にクーラーを設置することは考えておりません。設置している学校は県下でもまだ少なく、状況を見ながら検討していくとの答弁でございました。気象に対する予測は極めて難しいこととは思いますが、温暖化が進む中では、本年も昨年と同じような気象条件になることも想定しなければならないと思います。他市の予算案の中にはクーラーの設置に向けての予算計上がされているところもあります。そこで本市において、財政的に全小・中学校普通教室に単年度の設置は無理かとは思いますが、多年度にわたってクーラーの設置は計画されていますか、質問いたします。また、つる科植物を利用してのグリーンカーテンのような暑さ対策についてもお尋ねをいたします。

二つ目に、生涯学習センターに設置してある備品の有効利用についてを教育長にお尋ねいたします。

平成15年小学校の再編成によって片知生涯学習センターが開設され、その後子供創造館が設置され、生涯学習センターの拠点として位置づけられました。それに伴いさまざまな備品の充実が図られました。しかし、木工ろくろ、電動かんについては、今日まで一度も利用されることなく至っております。その間、口頭ではありますが、担当課に利用を促してきましたが、結果は得られませんでした。現在担当課の方が、このような道具が7年ないし8年近くも未使用であることを御存じではないかと思えます。

そこで次の3点について質問いたします。一つ目に、木工ろくろ・電動ろくろの当時の購入価格について、二つ目に、当初の事業計画について、三つ目に、事業結果が得られなかった原因について、お尋ねをいたします。

三つ目に、自転車に優しいまちづくりについてを産業振興部長にお尋ねをいたします。

自転車の国際レース、ツアー・オブ・ジャパン美濃ステージの開催も、本年5回目を迎えます。実行委員長初め役員の方々の御努力、各企業からの多額の協賛金の寄附、自治会、ボランティアの方々の御協力、市民挙げての開催でもあったようです。それ以降地元以外にもそのコースを自転車の愛好家のグループが駆け抜けている姿をよく見かけます。また、上まで健脚に物を言わせ登坂される方も見えます。

しかし、日常的に自転車を愛用されている方はまだ少ないようでございます。自転車で走りやすいまちづくりは、行政の積極的な啓発、施策展開が必要ではないかと思えます。自転車は地球環境に優しい乗り物、健康維持増進の一つの手段、また観光の誘客アップの手段、高齢者の移動手段等あると思えます。その中で特に必要であるのが、安全な自転車道の整備にあると思えます。

そこで、まず1点目として、自転車の安全走行に対する道路の整備についてどのような計画がされているのかについて、質問をいたします。

次に、自転車の利用に当たっては安全教育の徹底と学校における児童・生徒への安全教育が必要であると思えます。本市の道路は、曲がりくねっていて勾配があり、その上、幅員が狭いという道路事情の中での自転車利用については多くの危険を伴います。道路を通行する際、各自が運転マナーを守り、安全運転に徹しなければなりません。自動車のように免許制度もなく、だれでも一般道路での走行ができます。そこで安全教育の徹底が特に必要だと思います。

そこで2点目として、自転車の利用に当たっての安全教育の徹底と、学校における児童・生徒の安全教育についてを質問いたします。

次に、市内のうだつの町並み全体を自転車で観光していただくためにも、サイクルステーションの二つ目の拠点として、観光ふれあい広場に設置されたらどうかと思えます。この観光ふれあい広場に各種の自転車をそろえ、若者が興味を引くような2人乗り自転車でカップルが町並みを散策する。また地元の若い方々が運転し、町並みを案内する。婚活の一つの事業にもなるのではないかと思えます。観光ふれあい広場の本来の目的は、駐車場の利用ではありません。その目的は市民に集いの場を提供するとともに、美濃市を訪れる観光客と市民が交流する多様な機会を創出するために設置されております。本来の目的、利用促進にサイクルステーションの拠点設置を提案します。また地元の若者が利用する場合については、料金を減免してはどうかとも思えます。以上について、質問をいたします。

○議長（佐藤好夫君） これより昼食のため休憩いたします。

午後1時から会議を開きます。

休憩 午前11時54分

---

再開 午後1時00分

○議長（佐藤好夫君） ただいまから休憩前に引き続き会議を開きます。

教育長 藤川久男君。

○教育長（藤川久男君） 武井議員の一般質問1点目、小・中学校における猛暑対策についてお答えします。

昨年の猛暑は、確かに特別異常な気象でありました。太平洋高気圧の勢力が9月になっても一向に衰えず、大変暑い日が続き、児童・生徒も勉強に集中できるような環境でなかったように考えます。その暑さ対策としましては、昨年9月市議会で答弁させていただいたとお

りでございますが、日本の学校では夏季の一番暑い時期に夏季休業日が設けてあります。児童・生徒が暑さのため勉強に集中しづらくなり、学習効果が上がらないことから設けている休業日でございます。今後、気象条件がどのように変化していくのかわかりませんが、市としましては、児童・生徒には少々の暑さにも耐え得るような体調の管理をさせることも教育の一環だと考えております。

しかしながら、クーラーの設置につきましては、子供たちの教育環境を整える上からも今後の重要な課題ととらえておりまして、費用的な面や周辺の市町の状況等も調査・検討しましたが、さらに今後も十分な検討を加えていきたいと考えております。

こうした状況下でございますが、各校には昨年行った扇風機で換気をする方法などの暑さ対策をとってもらうほか、新年度には足で踏むと冷水が出てくるウォータークーラーを各校に1台ずつ配置する計画でおりますので、御理解を賜りたいと思います。

また、議員御指摘のつる科植物を利用したグリーンカーテンにつきましては、暑さ対策の一つの手段としては比較的容易にできると思いますので、モデル校を指定できないかなど検討して、各校を指導していきたいと考えております。

以上をもちまして、答弁とさせていただきますので、御理解を賜りますようお願いを申し上げます。

武井議員の一般質問の2点目、生涯学習センターに設置してある備品の有効活用についてお答えいたします。

生涯学習センターは地域における生涯学習の拠点であり、生涯学習の充実を目的に平成15年度、電気がま等、18品目を購入しております。御質問の木工ろくろ、電動かんなの購入価格につきましては、木工ろくろが14万6,000円、電動かんなが85万5,750円となっております。

当初の事業計画といたしましては、美濃市生涯学習マスタープランに基づき、美濃市子ども創造館事業として、岐阜大学、岐阜県森林文化アカデミーと連携し、地域ボランティアの協力を得ながら、子供たちに美濃市の豊かな自然、歴史、文化を理解し、地域に対する誇りや愛着を持ってもらい、継承してもらうために定期的に体験学習活動を行っていくことを目的として計画されたものです。購入に当たっては、岐阜大学など協力関係者の協議の上、購入したものでございます。この購入物件の事業結果が得られなかった原因とのことでございますが、美濃市子ども創造館事業の中で購入しました多くの備品は、利用しておりますが、特定の備品を利用した事業内容が十分ではなかったという状況もございます。今後の事業計画の中では、岐阜大学、森林文化アカデミー、地域ふれあいセンター、地区公民館等、関係機関とも協議し、子ども創造館事業に限らず、いろいろなところで利用できるように検討してまいりますので、御理解をいただきますようお願い申し上げます。

○議長（佐藤好夫君） 産業振興部長 宮西泰博君。

○産業振興部長（宮西泰博君） それでは、武井議員の一般質問の3点目、自転車でやさしいまちづくりについての一つ目、自転車の安全走行に対する道路の整備について、どのような計画をされていますかについてお答えいたします。

道路はかつて交通のインフラであるとともに、人々が集い、安らぐ暮らしの空間でありました。しかし、急激に進展したモーターリゼーションのため、現在では身近な道路までもが車優先の使われ方がされています。今日では一度に多く早く人を運ぶ、物を運ぶといった車中心から、人と人の触れ合い、触れ合い文化や生活の営みを重視する政策が進められつつあります。身近な道路については、これまでの車中心から人中心へとつくりかえ、かつて道路が持っていた人々が集い、安らぐ暮らしの空間を再生するため、暮らしの道ゾーンの形成が必要であると考えます。そこでは歩行者や自転車が優先されます。また、省エネ、環境負荷の点からも、歩行や自転車が優先されるようになってきました。第4次総合計画では「住みたいまち 訪れたいまち 美濃市」を将来都市像に掲げ、都市環境の整備としてサイクルロードの整備促進や市民生活の向上として、サイクルツアー構想など自転車を活用した施策を展開してきました。また、平成16年2月には国土交通省が進める自転車を利用して地域の魅力を堪能し、新しい観光の普及を促進する施策、サイクルツアー推進事業のモデル地区に指定されました。スローライフの時代にふさわしい、自転車で安全に走行できる道路に整備することにより、市民生活環境の向上及び長良川がはぐくんできた美濃の川文化、山文化、里文化をサイクリングで楽しみながら、地域の魅力を堪能する新しい観光に努めているところでございます。

具体的な路線としましては、美濃サイクルツアー構想で示されたサイクルツアーモデルコースがあり、ツーリング系7コースと健康体系2コースの計9コースであり、すべて道の駅「美濃にわか茶屋」を起点としたコース設定であります。この間、モデルコースを安全、安心で快適に走行していただくための道づくりとして、国道では曾代から泉町間、県道では美濃洞戸線、長瀬から谷戸間の自歩道設置の整備が行われています。また市道では、美濃1号線の全面カラー舗装化、蕨生・上野の路肩カラー化、生櫛堤防道路の自転車歩行者専用道路整備等を行ってきました。しかし、第5次総合計画では、人と人をつなぎ、また場所と場所をつなぎ、触れ合いを進めるために移動の自由を保障する「コ・モビリティ」を目指しています。

しかし、まだ多くのコースは、自転車・歩行者と車が共存した道路であり、決して安全に走行できるとは思いません。全コースが車道と分離した専用道路として整備ができればよいのですが、膨大な事業費と時間を要することから今後少ない事業費で効果が出る路側帯整備やドライバーへの注意を促すための看板設置、自転車優先道路標識、スピード抑制対策として減速マークやハンプの設置、さらにはコース内の危険箇所を把握し、改良整備に取り組んでいきたいと考えています。

二つ目の自転車の利用に当たっての安全教育の徹底と、学校における児童・生徒の安全教育についてお答えします。

児童は保護者と手をつないで歩いた幼児期に比べ、自転車での利用を通じて行動範囲が広がり、さまざまな交通行動をとるようになります。また、児童においては年齢によって交通ルールに対する理解度や自転車での経験に違いがあるため、発達段階に応じた指導が必要と

なってきます。そのため、市内の小・中学校では基本的な交通ルールやマナーを身につけてもらい、道路における危険予測、危険回避の能力を高める交通安全教育に取り組んでいます。

まず、小学校では年度初めに授業の一環として自転車の正しい乗り方や横断の仕方、飛び出しがいかにか危険行為であるかなど、警察や交通安全指導員、地域の交通安全協会役員さんなどの御協力を得て安全教育を実施しています。

また、中学校では通学や休日の部活動などで自転車を利用する機会も多くなることから、自転車利用の際には必ずヘルメットを着用することの徹底や自転車事故の事例を教訓にした安全指導、時間に余裕を持って出かけるなど、自転車に乗るときの心構えについても指導を行っています。一方で、保護者には、子供が自転車に乗って出かけるときは必ずヘルメットを着用させることや、登校の際には時間に余裕を持って送り出すなどを記載したプリントでお知らせをしているところでございます。今後も子供たちを悲惨な交通事故から守るため、学校、地域、家庭と一緒に安全教育的に取り組んでいきたいと考えています。

また、自転車の利用に当たっての安全教育の徹底については、県が平成23年度から27年度まで5ヵ年の第9次交通安全計画を策定して、その中で交通安全思想の普及ということで心身の発達とライフステージに応じた段階的かつ体系的な交通安全教育の実施、特に高齢者自身の交通安全意識の向上とともに、高齢者を保護し、配慮していく意識の高揚を図るとし、関係者の相互連携のもと地域ぐるみの活動強化を図るとしています。その中で、自転車利用者に対する交通ルールの遵守の徹底を講ずる政策を挙げています。市においても、こうした県の交通安全計画のもと、自転車の利用に当たっての安全教育の徹底のために相互連携のもと、地域ぐるみの活動強化を図っていききたいと考えております。

三つ目の観光ふれあい広場をサイクルステーションの二つ目の拠点としてはどうかについてお答えします。

観光ふれあい広場は市民に憩いと集いの場を提供するとともに、美濃市を訪れる観光客と市民が交流する多様な機会を創出することを目的に平成21年4月に設置しましたが、利用が年間に数回しかなく、また、町並みを訪れる観光客の駐車場が少ないことから、昨年8月から試行的に駐車場として観光客に利用していただいています。昨年8月から本年2月まで駐車場の利用実績は、上段が730台で下段が2,291台、合計3,021台となっています。

サイクルステーションは、その拠点として重要な役割を持っており、現在は道の駅「美濃にわか茶屋」に設置しています。議員御指摘のように、観光ふれあい広場を観光の拠点とし、若者に魅力ある事業を展開するために、観光ふれあい広場にサイクルステーションを設置し、第2の拠点にしてはとの御質問ですが、第5次総合計画の基本構想では「住みたくなる歴史や自然環境を生かしたまちづくり」を掲げており、観光拠点の整備と充実の中に観光ふれあい広場を含めた一帯の整備も検討することになっています。車で駐車場まで来て、レンタサイクルを利用して市内を散策していただくパークアンドサイクルの手法も進めていくことが必要であると思います。議員の御提案につきましては、前向きに検討してまいりますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます。御答弁といたします。

[ 7 番議員挙手 ]

○議長（佐藤好夫君） 7 番 武井牧男君。

○7 番（武井牧男君） それぞれについて御答弁ありがとうございました。

了解はしましたが、ここで要望させていただきます。

まず、生涯学習センターに設置してある備品の有効利用についてでございますが、15年度に電気がまほか18品項目の購入があり、その中で電気炉について、私は以前、利用することなくそのままにしてありましたので、そこで担当課と話し合い、陶芸教室を立ち上げ、利用することになりました。現在では、小学校の総合学習としての陶芸クラブも毎年利用されております。この木工ろくろ、電動かんなどについては、今御答弁がありましたように、100万円を超える貴重な財源を投入しての設置でありましたが、未使用であります。今後利用についての取り組みとして、いろんなところでの利用が可能な取り組みを検討しているとの御答弁でございましたので、どうかその利用と成果を私は期待しておりますので、いち早く取り組まれますよう要望しておきます。

また、自転車でやさしいまちづくりでございますが、最初の自転車の安全走行に対する道路整備についてでございますが、特に美濃・洞戸線の安毛地内の道路は幅員が狭く、危険な道路です。自転車による走行は側溝の上を走行しなければなりません。県に危険回避に向けての道路拡幅を強く要望されることをお願いいたします。

二つ目に、自転車利用者の安全教育には、県が23年度から5カ年の第9次交通安全計画を策定し、自転車利用者に対する交通ルールの遵守を講じる政策をいたしております。県と呼吸を合わせながら、本市においても積極的に取り組んでいただきたいと思います。

本市においては、23年度予算としてアシスト自転車の助成をし、自転車の利用促進を目指しております。特に高齢者のアシスト自転車購入者に対する安全教育の徹底を図っていただくよう要望しておきます。

また、児童・生徒には細かな安全教育がなされておりますが、この3月9日に安易な気持ちであるとは思いますが、今週卒業された女子生徒だと思われる方が美濃方面に向け安毛地内を2人乗りをしている姿を見ました。本当に危険な行為でございます。こうした情報もキャッチし、速やかに注意喚起するための情報収集の必要を強く思いました。そのための安全対策としての情報収集に取り組まれることをここに要望して質問を終わります。

○議長（佐藤好夫君） 次に、12番 日比野豊君。

○12番（日比野 豊君） 一般質問に入ります前に、去る3月11日、東日本大震災によりましてお亡くなりになられた方々の御冥福をお祈りすると同時に、被災された方々に心からお見舞い申し上げる次第でございます。

私は発言通告に従い、市政に対する一般質問1点を行います。

市民の皆さんに行政・議会に対して関心を深めていただくために年4回の定例議会をCCNでお茶の間に放映するよう提案し、市長の所信をお尋ねするものでございます。

本市では美濃市第5次総合計画の策定に当たり、美濃市全域の市内に住所を有する18歳以

上の男女1,000人の住民基本台帳による層化無作為抽出法により、個人名あての書面による自記入方式で、郵送配布、郵送回収の方法により、市民意識調査が実施されました。この市民意識調査の報告書が昨年6月に発表されたわけでございます。調査表配布枚数1,000枚、1,000名の方、回収枚数373枚。いわゆる回収率が37.3%とのことでしたが、私自身、この37.3%、373人という、この市民の回収率の低さにいささか疑問を持つものでございます。

また、この調査の中、調査における、広報美濃を読みますかの設問に関しては、必ず読むが34.3%、ほとんど読むが30.0%で、計64.3%となっております。反面、時々読むが23.3%、読まない7.5%、不明・無回答4.8%で計35.6%となっております。このうち、読まないと答えた方々28名の理由としては、市政に対して、議会に対して関心がない、忙しい、必要とする情報がないの順となっていると報告されております。未回収のいわゆる627名の市民の方々の市政に対する意識は、どうなっているのかと察するものでございます。

また一方、議会への傍聴者も、市長も御存じのとおり昨今少なく、私自身寂しさを抱くものでございます。特に、今定例会初日、本市の10年先を見据えた第5次総合計画のスタートの年、市長自身、任期を控え、進退を問われている時期での1時間13分にも及ぶ施政方針を拝聴し、私自身、謙虚な中にも続投に意欲がある施政方針であったと推察するものでございます。美濃市の未来に向かって、大事なこの時期での議会への傍聴者がなかったのが全く残念でなりません。

また、この施政方針の中でいわゆる限られた財源の中で、本市の10年後を見据えながら、市民の皆さんが安全、安心に希望の持てる住みたいまち、訪れたいまち、夢かなうまちの実現を目指し、議会や市民の皆さんとともに第5次総合計画に掲げております、いわゆる三つの基本目標、潤いある人・暮らし・地域コミュニティづくり、自然・文化と共生した元気で魅力のあるまちづくり、持続可能な新しい公共による市民主役の市政の推進に最大限努力してまいりますとのことですが、市民の目線に立ち、いわゆる開かれた行政、議会を目指し、行政、議会に対する市民との距離を縮めるとともに、行政、議会に対しての関心を深めていかなければならないと思うものでございます。

このような観点に立ちまして、年4回の定例議会をCCNを通じてお茶の間に放映できるよう提案いたしますが、市長、いかがお考えかお尋ねするものでございます。以上です。

○議長（佐藤好夫君） 市長 石川道政君。

○市長（石川道政君） 日比野議員の一般質問、市民の皆さんに行政、議会に対して関心を深めていただくために、年4回の定例会をCCNで放映できるよう提案しますについてお答えをいたします。

地域主権社会の進展に伴いまして、市民に信頼され、市民主体のまちづくりを実現していくためには、十分な説明責任と公正で透明性の高い開かれた行政運営が求められているところであります。市政の重要課題はもちろんのこと、市政に関するさまざまな情報を積極的に市民の皆さんにお知らせし、市政や議会に対する御意見や御要望などを広く伺っていくことが重要であると私も思います。市民みずからの力が発揮できますように、市政懇談会やパ

ブリックコメント、ワークショップなどさまざまな機会を通し、市民の皆さんから御意見や御提案、評価などをいただき、市民総参加による市民主体の地域主権社会の実現を目指してまいりたいと思います。

広報や公聴につきましては、広報美濃やホームページの充実に加え、データ放送、ケーブルテレビやマスメディア等を十分に活用しながら市政に関する情報の提供に努めてまいりたいと思います。

また、市長との対話事業でございます、市長への手紙やEメール、イブニング夢トーク、おしゃべりサロンなどにつきましても、さらに充実を図りながら、あらゆる機会を通しまして市民の皆さんの夢や希望、市政に対する率直な意見、これを広く伺いまして、我慢するところは我慢しながらも、未来に向かって互いに力を合わせて頑張っていく、市民がつくる市政運営に努力してまいりたいと思います。

日比野議員から御提案をいただきましたCCNによります年4回の議会定例会の放映につきましては、こうした行政運営や議会運営の情報提供の大きな一つの手段だというふうに私は思います。御提案のほかに、インターネットや市ホームページの有効活用なども含めまして、市民目線に立った視点で望ましい放映方法、費用対効果などを議会とともに検討してまいりまして、これを実現するように頑張っていきたいと思いますので、御理解のほどをよろしくお願い申し上げます。

[12番議員挙手]

○議長（佐藤好夫君） 12番 日比野豊君。

○12番（日比野 豊君） 答弁を了といたします。

市民目線に立った視点で、いわゆる最後に言われました望ましい放映、費用対効果などを議会とともに検討してまいりたいとのことですので、了としておきます。

私も議会といたしましても、やはり傍聴者が不在、市民との距離が離れておる。市民は行政、議会に対して何をしているんだというような、いろいろアンケートの中にもそういう指摘をされている市民もかなり見えると思っております。ぜひ、議会も協力してまいりますので、前向きに検討をお願いしたいと思っております。

ちなみに、きのう、きょう、岐阜テレビ、岐阜放送では、ちょうど岐阜市の定例会をきのう、きょうの2日間放映されております。先般、この費用の面に関しまして岐阜市の方へお尋ねしましたところ、岐阜市は、岐阜チャンで年間、岐阜市は一般質問が2日というようなことで、年間8日間の予算といたしまして、540万を計上されているというお話でございました。これを、540万という額ですけど、午前の10時から最大延長が5時近くとなっておりますので、8日間で割りますと1日の放映料が単純に67万5,000円というようなことで、美濃市議会においては、こここのところ大体1日で一般質問が終了するというようなことで、費用面に関してお尋ねしましたところ、私は大変お値打ちとなっているんじゃないかと思っております。その点も含めて、CCNも70%以上の市民の方が見ておられるとのことですし、岐阜放送でこのような値段ということをお聞きしましたので、参考に申し上げ、前向きに検討

していただくようお願いいたします。以上です。

○議長（佐藤好夫君） 次に、15番 塚田歳春君。

○15番（塚田歳春君） 最初に、このたび東北に起きました大震災につきまして、亡くなられた方、または被災された皆さんに心からお見舞いを申し上げます。

それでは、私は一般質問3点を行います。

まず1点目は、第5次総合計画基本構想で将来目標人口を2万1,000人と設定した根拠は何か質問をいたします。

美濃市の10年先を見据えた第5次総合計画が新年度から始まり、基本理念として「市民がつくるキラリと光るオンリーワンのまち」、将来目標が「住みたいまち 訪れたいまち 夢かなうまち」となっており、その基本計画を実現するため、さまざまな施策が掲げられています。その中で将来人口推計を2万1,000人と定めております。全国的な人口減少時代の中で若者を中心とした人口増加に努めるとあります。市長は第4次総合計画の反省点として人口増加に至らなかったことを挙げておられますが、果たして第5次総の目標である10年後の人口が2万1,000人、これが達成できるのでしょうか。

総務省は昨年11月に平成22年10月現在の日本の人口は1億2,800万人と発表し、5年前からの人口増加率は0.2%で、これは国勢調査が始まって以来の伸びで、この傾向が続けば2100年までに現在の半分の6,000万人になると推測し、その要因は、出生率の低下と死亡率の上昇で、社会構造の変化を反映したものとされています。

そこで、美濃市の人口の推移を年代別に見てみますと、昭和45年が2万6,421人、50年が2万6,791人、55年が2万6,825人、60年が2万6,935人、平成2年が2万6,022人、7年が2万5,969人、12年が2万4,662人、22年2万2,628人となっており、昭和45年から3,793人減っております。人口の増減には自然動態と社会動態があり、美濃市の場合、自然動態では平成元年ごろは出生も死亡も230人ぐらいで推移しておりましたが、平成4年ごろから出生を死亡が上回るようになり、最近では死亡がおおよそ2倍ぐらいに上回り、年間250人以上になっています。また、社会動態である転入、転出者のここ10年を見ても、転入も転出もおおよそ毎年700人から800人で推移していましたが、最近では転出者の方が100人ぐらい多くなっております。このことは、1点目に転出者の追跡調査も必要ではないでしょうか。仕事や結婚で転出される方が大半かも知れませんが、そうでない方もおられると思います。そうした方々の意見を聞くことも、人口対策の参考になるのではないのでしょうか。

2点目に、いかに若い方に住んでもらうのか、そのためには、住宅対策を初め、子育てしやすい環境をどうつくっていくのか、そのことにこそ力を入れなければなりません。市は新年度予算で若者を中心とする人口対策の一環として新年度から新規事業として、出会いから結婚へ結びつくよう独身男女の皆さんの結婚活動を支援する取り組み、また民間アパートの家賃補助を新婚世帯に限り月1万円で1年間の補助、30世帯分、合計360万円予算計上されております。私もこの間、人口対策として民間アパートへの家賃補助ができないか質問いたしましたが、新婚世帯に限られており十分ではありませんが、その第一歩が始まったと思

ます。ぜひ、こうした事業の拡充を望むものであります。

そこで、10年後の人口推計を2万1,000人とした根拠は何か質問をいたします。よろしくお願いたします。

次に、国民健康保険税を20%引き上げる案が提出されているが、改めてその理由について質問をいたします。

ことは国民皆保険制度がスタートしてから50年の節目の年です。国民健康保険法は、その第1条で、この法律は国民健康保険事業の健全な運営を確保し、もつて社会保障及び国民保健の向上に寄与することを目的とすると定めております。要するに、社会保障制度として国が責任を持って行うとされております。しかし、今日社会保障の向上に寄与すると明記した国民の命と健康を守る制度が、全国的には国保税が高過ぎて払えず、無保険者に陥り、医者にも行けず病状が悪化して死亡したり、正規の保険証を持っていても窓口負担が払えず、受診がおくれて死亡、経済的な理由によって医者にかかれなかったり、受診がおくれたりしたために死亡に至る悲惨な事例がふえ続け、昨年1年間で71件に上っております。1961年国民皆保険制度のスタートから50年、高過ぎる保険税と重い窓口負担が国民の命と健康を守る制度の根幹を掘り崩しています。美濃市では幸いこのような悲惨な事態はないと思いますが、本市においても平成22年度12月現在、制裁処置としての短期保険証が217世帯、資格証明書が36世帯発行されております。保険税が払えない事情はいろいろありますが、払いたいけど保険税が重く払えない方が多いと思います。この際、短期保険証や資格証明書の発行はやめるべきだと思います。保険税が払いたいけど払えないほど高騰しているのは、医療費抑制策の一環として80年代半ばから、国保に対して国が支出する割合を下げ、1984年には国保会計に占める国庫支出金が49.8%でありましたが、38.5%に下がり、2008年では24.3%、およそ半分になったことに由来しています。国の支出割合が低下した分が保険税に転化されてきた、あるいは自治体の一般会計から繰り入れて補ってきたというのが現実であります。保険税が高騰すれば、払えずに滞納者がふえる。滞納者がふえると、さらに国保税が高くなる。新たに滞納者がふえるという悪循環となっております。高額な保険税は国保の構造上に問題があります。国保加入者は今や無業者、いわゆる仕事を持っていない人、高齢者が大半で、さらには被用者、サラリーマンや非正規労働者の割合も多くなっております。他の公的医療保険の対象とならない人はすべて国保に入る仕組みとなっているため、国保は介護保険を下支えするセーフティーネットの役割を担っていると言えます。また、所得に占める保険料率を比べると、国保は11.6%、政管健保は7.4%、組合健保は5.1%で国保世帯は最も低い所得にもかかわらず、最も高い保険料率がかけられております。また、この間の扶養控除の廃止、老齢控除の廃止、公的年金控除の縮小、定率減税の廃止といった一連の税制改悪が保険税を大幅に引き上げたこともあります。

さて、新年度からの国保税の平均20%の引き上げは、医療費の高騰により、約1億9,000万円の予算不足が生じることから、一般会計から法定外の7,500万円を繰り出しをしても国保会計が維持できないとして、平均20%の引き上げ、金額にして約1億2,000万円を税とし

て徴収したいとの説明がありましたが、今でも高く払えない国保税をますます払えなくなり滞納者がふえはしないかと危惧するところであります。

市の資料によれば、介護給付金を払っている40歳以上65歳未満の1人世帯で所得割額100万円、資産割額7万円の世帯の場合、現行では16万3,800円ですが、改正案では19万7,900円となり、3万4,100円の引き上げになり、上昇率は20.8%に。介護給付金を払っている40歳以上で65歳未満の夫婦2人世帯の場合では、所得割額200万円、資産割額7万円の世帯は、現行では28万8,000円ですが、改正案では35万6,600円となり、6万8,600円の引き上げになり、上昇率は23.8%に。介護給付金を払っている夫婦と39歳以下の子供1人の3人世帯では所得割額200万円、資産割額7万円の世帯の場合、現行が32万900円、改正案では39万5,400円となり7万4,500円の引き上げになり、上昇率は23.2%に。また介護給付金を払っている夫婦2人と39歳以下の子供2人の場合、所得割額300万円、資産割額7万円、現行では43万5,900円が、改正案では54万3,600円となり、何と10万7,700円の引き上げになり、上昇率は24.7%になります。このように所得が年100万、200万、300万円といった低所得者に高額な国保税がかけられようとしております。

そこで1点目、今回の改正で限度額オーバー世帯は何世帯になるのかをお尋ねをいたします。

2点目は、一般会計からの繰り入れをふやし、引き上げを極力抑えるべきと思います。国保は所得が比較的低い方が加入されており、高齢者が多く、医療費が高騰すれば国保税にはね返ってくる仕組みになっていることから、今でも高い国保税に悲鳴が上がっているのが現実です。それをさらに20%も上げられたら、不景気の中で収入が減っている現状では本当にもう払えない状態になってしまいます。

3点目は、国保に対する国の補助をふやす要望を市長は強力に行ってもらいたいと思います。冒頭にも言いましたが、国保は社会保障制度であります。そのためには国が責任を持って安定した国保運営に努めるのは当然であります。残念ながら、自民党政権時も民主党に変わっても、社会保障に対しての国の補助を減らす一方で被保険者の痛みはわかっておりません。ぜひ、国に補助額をもとに戻すよう要望してもらいたいと思います。

4点目は、早期発見、早期治療など医療費の高騰を抑制する施策に力を注いでもらいたい、このように思っております。

以上4点、よろしく願いをいたします。

最後に、3点目、ツアー・オブ・ジャパンについてであります。

本年から主催がNPO法人「美濃うだつアップクラブ」となる。過去の問題点も多くあると思われるが、市から離れスムーズな引き継ぎ、運営がなされるための市の考え方をお尋ねいたします。

ツアー・オブ・ジャパンも新年度で5回目の開催となり、市の年間行事の一つとして市民の皆さんの中にも一定の定着を見ているところですが、平日の半日以上が通行どめとなることでの市民生活や企業活動への影響、財政が厳しい中で約1,000万円相当の補助金を使うこ

とへの疑問を持たれている方もおられます。昨年の2,400万円の予算の中でも、テレビ番組制作放映料が約1,000万円もかかっておりますが、もう少し切り詰めることができないのかと私自身も思います。経費の節減を常に念頭に置き、市民の皆さんに理解が得られる大会にしなければなりません。

さて、これまでの大会を成功させるため、職員や関係者、ボランティアの方々が企業への周知徹底や周回コースの補修や点検、清掃、当日の準備、ガードマンの配置など大変な苦労があったと推察をいたします。このツアー・オブ・ジャパンが市長の施政方針では次期開催からNPO法人美濃うだつアップクラブの皆さんに引き継がれるとの話がありました。そこで1点目として、NPO法人を立ち上げる皆さんは、どんな組織の方になるのか、また何人ぐらいの人数がおられるのか質問をいたします。

2点目として、過去4回のツアー・オブ・ジャパンで問題点や反省点をどう生かされていくのか。例えばゴール付近の安全対策やコース周辺道路の渋滞対策のためのガードマンの配置、案内表示がわかりづらいなどの問題点が引き継がれ改善されていくのか、その点はどのようにでしょうか。

3点目に、今後の開催は、運営主体がNPO法人になることから、市は毎年補助金を出すだけで、市の職員が手伝えることは一切ないのかどうか。

4点目に、過去の大会と比べ、来年度のツアー・オブ・ジャパン開催への補助金がふえているが、どうしてか。できるだけ経費節減に努めるべきではないか。

以上4点、よろしく願いをいたします。

○議長（佐藤好夫君） 市長 石川道政君。

○市長（石川道政君） 塚田議員の一般質問の1点目、第5次総合計画基本構想で将来目標人口を2万1,000人と設定した根拠は何かについてお答えをいたします。

美濃市の第5次総合計画の策定につきましては、昨年の8月26日に市民の代表によります美濃市総合計画審議会を設置し、慎重な御審議を賜りまして、11月5日には基本構想の答申を、今月2日には基本計画の答申をいただいたところでございます。

審議会、部会の開催回数は延べ24回となりまして、これは第4次総合計画が延べ17回の開催であったことを考えますと、委員の皆様が責任感を持ってこれからの美濃市づくりにお力添えをしていただいた結果であると心から感謝する次第であります。

答申時にいただきました審議中における御意見、御要望等も十分に参考にしまして、今月中に美濃市第5次総合計画を決定する所存でございます。

御質問の将来人口の推計につきましては、これまでの議会全員協議会での御説明や平成22年第7回定例会で御決定いただきました美濃市第5次総合計画基本構想にもございましたように、長期的な人口を予測する中で多く用いられております方法でありますコーホート要因法により推計をしているところであります。この方法は、これまでの人口推移、出生・死亡の自然動態、あるいは転入・転出の社会動態や出生率などのデータにより、各年齢層の将来人口を算出するものでございまして、委託事業者にこれまでの国勢調査結果、年度別の住民

基本台帳人口や関係統計書、各課が策定しております計画書など関連資料を提供しまして算出をお願いいたしました。その結果、平成32年、10年後の人口推計値は1万9,967人、約2万人と算出されております。また、これまでの人口減少の事由を県が集計しております人口動態統計調査から推測しますと、平成12年から21年までの10年間で自然動態では、出生が963人、死亡が1,829人と死亡者が出生者数を大きく上回っています。社会動態では、転入が7,303人、転出が8,360人で転出者が1,057人上回っております。なお、転出先の内訳は県内が4,793人で、県外が3,567人となっております。社会動態の転出による理由から比較しますと、職業上、学業上、結婚等による転出が大きく、逆に自然環境や住宅事情は転入が上回っているところであります。このことから、本市の人口減の要因は、出生数の減少による自然減、雇用先の不足による社会減、結婚等による社会減の三つの要因が考えられます。逆に考えますと、この減少要因を政策的に取り組むことで、人口減を抑えることができるわけでありまして、子育て支援策、企業誘致、観光産業の推進、住宅用地の整備、教育、地域コミュニティなどの施策を積極的に取り組むことで生まれてまいります政策効果の人口増を1,000人といたしまして、平成32年の将来人口目標を2万1,000人としたところでございます。

これまでの全員協議会でも御説明しましたように、第5次総合計画では基本目標の1番に健康、医療、福祉、教育、文化などの分野としまして、潤いのある人、暮らし、地域コミュニティづくりを置き、施策の大綱の1番を「楽しく子供を産み、育てることができる環境を築きます」としております。これは結婚、出産、子育て支援など、出生率の引き上げを第5次総合計画の最重点課題として取り組む姿勢を示したものでございまして、新年度予算における独身男女の結婚活動の支援や新婚世帯の定住対策としての家賃補助を新規事業としてお願いしているところでございます。このほかにも、平成23年度施政方針でも申し上げましたように、優良な住宅が供給できます区画整理事業の推進、新たな工業団地開発としまして、（仮称）池尻・笠神業団地への取り組み、産業商工振興、観光産業の推進、教育の充実など人口対策に関連します事業を積極的に推進しまして、目標人口の達成を図ってまいりたいと考えますので、御理解と御協力をお願いいたします。

次に2点目、国民健康保険税を平均20%引き上げる案が提出されているが、改めてその理由についてをお答えいたします。

国保の運営につきましては、岐阜県下の市町村のみならず全国の各都市におきましても厳しい状況で、急速な高齢化社会と医療技術の高度化による医療費の高騰、景気の後退による税収の減少が大きな要因であり、国は第1段階として平成20年度から始まった後期高齢者医療制度を廃止し、平成26年3月から75歳以上の被保険者について財政運営を都道府県単位化としまして、第2段階では平成30年に全年齢での都道府県単位化を目指すとの方針を発表いたしました。しかし、都道府県単位の運営については内容がはっきりと示されておられません。つまり運営主体、具体的な組織、保険税の算定方式の統一化等については、これから議論していくということになります。

一方、当市の国保の財源につきましては、平成22年度の一般保険給付費の決算見込みは対

前年対比111.9%と伸びておりまして、保険税の減収は決算見込みで対前年度比90.97%。5,912万7,000円も減収しているところでもあります。平成22年度の決算見込みでは、繰越金を6,606万8,000円繰り入れし、基金は3,913万8,000円を全額取り崩し、これを投入しましたが収支2,579万4,000円の繰り越しを確保することから、何とか赤字を回避できる見込みとなりました。

医療費増加の要因について分析をいたしますと、平成21年度と22年度の3月から8月までの診療費の中で、外来の件数は対前年比97.54%減っております。しかし、費用は対前年比108.02%と伸びております。入院の件数は、対前年比105.29%とやや増加しておりますが、費用額は対前年比117.20%と大きく増加をしているところでもあります。入院の医療費100万円以上の場合、3月から8月の平成21年度と22年度では医療機関に入院した件数はほぼ変わらないところでもありますけれども、医療費は対前年比131.93%と伸びております。また年齢では60歳から74歳までが大半を占め、疾病別というか病気の種類であります。悪性新生物が多く、がん、白血病、脳動脈瘤、脳内血腫などの手術、やけどによる移植手術、ステント・バイパス手術などにより3ヵ月で480万、4ヵ月で960万、5ヵ月で1,530万の医療費がかかった方がお見えになります。こういった医療技術の高度化、医療費の高額化によりまして、この医療費が増大したことも要因となっているところでもあります。平成23年度では、一般療養費について対前年度比105.1%と見込んでおりまして、1億9,185万円の予算不足を生じます。これをやむを得ず一般会計から7,516万4,000円を繰り入れまして被保険者の皆さんに平均20.0%の引き上げをお願いし、保険税収入として1億1,668万6,000円を補てんしていただき予算編成をしたところでございます。予算不足につきましては、被保険者が全額負担するのが本来は制度上の原則でございます。全額一般会計からの繰り入れを賄うのは、今後の国保事業の安定的な財政運用を考えますと、適切ではないと私は考えております。しかしながら、予算不足を全額国保税で賄うには30%以上の引き上げが必要となりますので、一般会計からの繰り入れにより被保険者の負担軽減を10%回り、20%の引き上げをお願いし、安定的な国保財政を運営していきたいというふうに思う次第であります。

なお、医療費を抑えるためには特定検診やがん検診の受診率の向上と病気になったときの疾病の早期発見、あるいは早期治療を図ることが大切であります。また、医者等の医療関係者による被保険者への指導のお願いや被保険者への啓発の強化も図るとともに、こうした滞納整理によりまして、さらなる収納率の向上に努め財政確保を図っていきたく思っています。

また、全国市長会を初め、あらゆる機会をとらえて国や県に対し、市の国民健康保険事業の運営に支障がないよう、国・県の補助金等の適正な支援をお願いしていきたいと存じます。

また今回の改正後によります73万円の限度額を越す世帯は、144世帯と見込んでおります。こういったことを踏まえまして、国保の安定的な財政運用に努めていくための保険税の引き上げについては、ぜひとも御理解を賜りたいとお願いいたします。

次に、3点目のツアー・オブ・ジャパン美濃ステージでございますが、ツアー・オブ・ジ

ジャパンは今までに4回美濃市で開催されました。これは自転車普及協会が主催する国際大会でありまして、全国7地区で開催される自転車のロードレースでございます。日本国内でこの種の国際競技はこのツアー・オブ・ジャパンしかなく、サイクルシティーを目指す本市の看板的なイベントでございます、これを市内外の皆様にPRし、自転車のすばらしさや楽しさをごらんいただけることは大変有意義なことととらえているところであります。

それでは御質問の一つ目、NPO法人の皆さんがどんな組織の方なのか、また何人ぐらいの人数かについてでございますが、NPO法人の皆さんの出身組織は美濃市体育協会の役員及び美濃市スポーツ少年団の役員の皆様でございます、理事長1名、副理事長1名、理事4名、監事1名、社員6名で総人数が13名で法人の設立をされております。

次に御質問の二つ目、過去の問題点や反省点をどう生かしていくのかについてでございます。

NPO法人の皆様は過去4回のツアー・オブ・ジャパン実行委員会の皆様でございます、問題点等は熟知されておまして、問題はないものと考えております。

次に御質問の三つ目、運営主体がNPO法人となることから市職員が手伝うことは一切ないのかについてでございますが、NPO法人が事業主体となるものの、市は事業の協力機関として位置づけられておりますので、できる限りの支援をしてみたい、こう思っておりますので御理解賜りますようお願いいたします。

次に質問の四つ目、ツアー・オブ・ジャパン美濃ステージの補助金が過去に比べ増額されているが、どうしてかについてでございます。

ツアー・オブ・ジャパン競技の経費は、主催者であります自転車普及協会が外人選手や国内選手の招聘に伴う旅費、宿泊費、大会本部経費、競技委員の旅費と宿泊費を負担し、開催経費については開催地負担として開催されてきたところでございます。しかし、昨今の経済情勢により自転車普及協会の収入源である企業等の協賛金が減額となり、今までのようにツアー・オブ・ジャパンを開催することが困難となったため、各開催地に負担要請がございました。これを受けて開催5市と自転車普及協会が協議したところ、各開催地で相応の負担増をしツアー・オブ・ジャパンを継続していくということになり、本市としても増額をすることになった次第でございます。今後もツアー・オブ・ジャパン開催により、より一層の御支援と御協力をお願いしまして、また御理解を賜りますようお願い申し上げます。

〔15番議員挙手〕

○議長（佐藤好夫君） 15番 塚田歳春君。

○15番（塚田歳春君） 再質問やら要望を申し上げておきます。

1点目の第5次総合計画での10年後の人口を2万1,000人とした根拠について、答弁では、市が提供した人口データを委託業者が算出した結果2万人になったと。県の集計している転入やらあるいは転出、その人口動態の調査の分析で政策人口を1,000人としたということが言われました。特に私は社会動態による人口減については、やはり転出された皆さん、それ

がどうなったのかと。また、どうしてそう転出されるのかというような追跡調査、この対策が人口増加の一つの要因になってくると思います。同時に、やはり子育てをしやすい環境をどうつくるのか、これには市長の施政方針でも今年度はしっかりやっていきたいということもございましたので期待をしておりますが、そこで、一つの提案として、特に20代、30代の若いお父さんやお母さん、そして子供さんを育ててみえる方、そういう方に美濃市のありようだとか、あるいは今後の美濃市が行う施策についてのさまざまな問題について、若い人の声を反映できるようなアンケートを、過去にとられたかと思うんですが、改めて若い方々に行政に対しての要望、そういうものをぜひ検討してもらいたいと、このように思っております。

次に質問の2点目です。国保税の平均20%の引き上げにつきましては再質問をいたします。

市長は答弁の中で予算不足は被保険者が全額負担するのが制度上の原則であり、全額一般会計からの繰り入れで賄うのは、今後の国保事業の安定的な財政運用を考えると適切ではないとされております。私は国保については、やはり構造的な欠陥があるというふうに思っております。特に所得の低い人がたくさん加入され、高齢者が多い、そして医療費が高騰すれば、それを加入者の中で、被保険者の中で払うような仕組みになっております。今回の20%の引き上げで新年度から世帯当たりの平均が年間1世帯20万円です。20万円になります、平均で。高齢者夫婦で年金暮らしの方は本当に生活ができません。年金も目減りをする、天引きされる、国保税を払わんならん。とても生活ができません。私たちは過日、市民の皆さんにアンケート調査を行いました。そういう中で、特に今の状況を反映して、生活が苦しい、国保税が上がってたまらん、国保税を下げしてほしい、こういう本当に暮らしにかかわる回答がたくさんございました。そこへもってきて、市は国保を値上げするというようになってくるわけでありまして。そして、最高限度額73万円、限度額オーバーの世帯が市長の答弁では144世帯です。年間73万円国保税を払わなきゃならないという状況に陥っていくわけでありまして。こんな不況のもと、引き上げは仕方がないと言えるんでしょうか。それは、2億円という大金を、もし引き上げるとなると、言うわけですが、しかし私は市政の仕事は市民の皆さんの暮らしを応援する、生活を大事にする、それが基本的な役割だと思っております。確かに2億円もの大金を入れればどこかへこみます。しかし、そこは我慢していただくというふうな英断をぜひ市長に私はお願いしたいと思うんですが、どうでしょうか。

そして、同時に市長の答弁にもありましたように、国に対しては補助率の引き上げ、市長会等で要望していると、ぜひ強力的に進めていっていただきたいと要望しておきます。

3点目のツアー・オブ・ジャパンについては、これも要望しておきます。

NPO法人へ主催が変わって初めての大会でありますから、大会がスムーズに運営されるように市はバックアップし、市民からの苦情がないようにぜひ努めていただきたいと、このように思います。特にその中での補助金の増額、この理由については企業の協賛金が少なくなったと、そのために市がその分を持つということというふうに答弁をされておりますが、私はね、今この不況の中で、企業に、毎年毎年頼む頼むというふうでお願いするのもやっぱ

りどうかと思いますよ。そういうふうならば、限られた予算の中でやっていくということも一つには必要かと思います。ですから、財政が厳しい中では、身の丈に合った、そういうような大会になるように関係者の方が努力する、そういう必要があると思います。市の予算は打ち出の小づちではありません。幾らでも金があるわけではありませんので、これは有効に使ってほしいということを最後に要望しておきます。

○議長（佐藤好夫君） 市長 石川道政君。

○市長（石川道政君） 塚田議員の再質問にお答えをいたします。

この国民皆保険制度というのは50年になるわけでありまして、しかし、いまだ皆保険制度については各保険制度が一本化されていないということでありまして、その一本化されない方々の、その一番ない部分をこの国保で確保しているということでありまして、そのために国も資金を投入しているということであるし、また市町村もそれに投入をしているということでありまして、私は一方で、各保険制度を一本化するという、そういう社会保障制度そのものをしっかり見直して、税体系と、というふうでありますけれども、こういうことがない限りはこの国保会計については基本的には被保険者が全額負担して、この制度をお互いに助け合ってやっていくという、この保険制度の仕組み、これそのものを変えることはできません。ただ、それではぐあいが悪い、それでは低所得者、いろんな人にぐあいが悪いということから、国とかあるいは市町村が負担をして少しでも軽減を図りながら、こうした保険制度がなくなってしまうてはいけないので、何とか国保を維持していくというのが、今の現状であると私は思っています。そういうことから申し上げますと、国とか県の要するに先ほど言われたようなことを制度的に考えていくようにしていくことが根本的な解決である。あるいは保険制度そのものの一本化ということであると私は思っておりますが、これを各市町村が全額、今言われたように2億を使って、全部を投入してやるということは、すべてのことが教育も、あるいはいろんなこともとまることになってしまうので、私はやっぱりある程度の負担をお願いすることはやむを得ないと、このように思うことでありまして、心苦しいことではありますが、私はまず20%をお願いしたいというふうに思います。くれぐれも御理解を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

〔15番議員挙手〕

○議長（佐藤好夫君） 15番 塚田歳春君。

○15番（塚田歳春君） 今、市長の答弁を聞いておりますと、やっぱり国保、その制度そのものに、仕組みに欠陥があると、これは市長も言われました。やはり、本当に国保の仕組みを根本的に変えなければ、こういう問題が起きてきて、医療費がかさめば被保険者が払っていくと。そこで一定の分は一般会計から出すということで、多く医療費がかかれば、たくさんのお金が要るもので、その分もまた市の方から出すというふうになって、これはどこの市町村でも財政的な危機はあるんですね。だから、やっぱり国が本当に責任を持って国保を運営するというので、補助率をもとに戻すということが大前提です、それは。ただ美濃市の議会で、国のことをあんまりやっておってもという問題はあるんですが、やっぱり基本的に

は国の補助率を上げることが基本だと思います。同時に、今、現実に対応しなければいけないもので、これをどうするかという問題があるわけですね。そういう中で、今度の改正で、今の平均世帯が20万円も上がっては、本当にね、例えば今度上がったよと4月から広報に出てみんさい。どうなるんや、みんな。がーがーと、それはどえらい声が起こると思いますよ。ですから、もう少し市長も目をあけて、市もえらいけれども、皆さんもえらいということで、もう少し繰り入れをふやして、全額とは言いません。2億とも言いませんが、半分、3分の2でも出してもらわんと、こんな状態で市民の皆さんが受け入れますというふうには、これは難しいと思いますよ。市長ちょっと、私、質問していますので、聞いておってください。

今の被保険者が国保に対して負担能力、これがあると思うんですか。そこら辺、一言だけでお願いします。

○議長（佐藤好夫君） 市長 石川道政君。

○市長（石川道政君） 塚田議員の再々質問にお答えいたしますが、塚田議員には多少誤解があるのではないかと考えております。

20万円上がるというふうに単純におっしゃっておりますけれども、これは1世帯当たり単純に総保険料を割った金額でありまして、特に低所得者の場合は70%軽減とか50%軽減がありますので、大変誤解を招きますから、この発言はちょっと私は取りやめていただきたい。

要するに、7割の軽減がある人にしてみたら、私はそれは多いか少ないかは個人の考えであります。20万円という話は絶対に違いますので、そういう誤った考えをすると余計市民が混乱を起こします。だから、しっかりそこら辺は調べていただきたい。これだけ真剣に考えているんですから。私とその負担が多いか少ないか、そのことは個々の考え方もありましよう。私は今の状況では、大変ちょっと興奮して物を言ってますが、もう少し制度をよくわかっただいて、御理解いただきたいと。私としては、再質問で答えたとおりでありまして、その答えられるその範囲内として負担が高いのか低いのかとか、答えられるのかどうかについては、今のお答えにはできませんので、よろしく。

○議長（佐藤好夫君） これより10分間休憩いたします。

休憩 午後2時17分

---

再開 午後2時27分

○議長（佐藤好夫君） ただいまから休憩前に引き続き会議を開きます。

1番 並信行君。

○1番（並 信行君） こんにちは。

質問に先立ち、東北地方太平洋沖地震により痛ましい犠牲者となった方々に対し、謹んで哀悼の意を表するとともに、被災者の皆さんに心からのお見舞いを申し上げます。

私は発言通告に基づき、2点の一般質問を行います。

ことし1月に共産党が市民の皆さんへお願いしたアンケートには、暮らしの不安や市政へ

の具体的な要望など136通が寄せられております。その中の、今一番不安なことは何かという問いに対して、最も多かったのは、老後の暮らしがどうなるか、年金だけでやっていけるのか。特に高齢者介護施設への入所ができるか不安だという声でありました。

厚生労働省の調査によれば、介護保険制度が導入された2000年から2009年までの10年間に特別養護老人ホームの定員は、約29万9,000人から42万1,000人へと1.4倍にふえておりますけれども、待機者は10万5,000人から42万1,000人へと4倍にもふえ、入所を希望してもあきがない状態が広がっております。高齢化や核家族化の進展の中で老老介護の問題など介護を必要としても家族ではできない状況もあります。3月7日の参議院予算委員会では、日本共産党の山下芳生議員の質問に細川厚生労働大臣は、適切な施設へ入所できないために、家族の介護のために、離職や転職をする人が1年間に13万人にも及ぶと答弁をされております。私が直接聞いている入所希望者も2名ありまして、施設の定員数不足は全国的に深刻な問題となっております。そこで、市内介護施設の現状と今後の見通しについて質問をいたします。

現在、市内にある介護施設は常時介護が必要で、在宅生活が困難な要介護1以上の方が入所する特養、特別養護老人施設として極楽寺に「美和の里」と吉川町には「輝きの杜」の2施設があり、定員は「美和の里」50名で、待機者は、市外も含め190名。「輝きの杜」は、定員70名で、待機者は市外の方も含めて180名となっておりますけれども、何年も待っているのに入らせてもらえないという方もありました。待機者は1人で何ヵ所かへの応募をしていることが普通であり、重複を調整する必要もあります。全国的に待機者について調べた結果では、早急に施設入所ケアが必要な人は申込者の2割程度とされております。

そこで、当市の待機者の実数と早急に施設入所ケアを必要とする人が何人くらいあるのかお尋ねをいたします。

また、最終的な入所決定は施設の設置者がさまざまな要素を勘案して行うとされておりますけれども、行政からの働きかけもあるように聞きました。順番待ちの状況で、どういった点を考慮して入所が決定されるのかお尋ねをいたします。そして、不安を口にされる方の多くが知りたいと思ってみえる施設利用料金について、国民年金だけでも入所が可能かどうかお尋ねをいたします。

平成21年3月に発行された美濃市介護保険事業計画によりますと、市の将来人口見込みでは、平成26年には今より約1,200人減り、約21,500人となっております。当然、年齢層の増減見込みもされていると思いますが、介護施設を必要とする人がどれくらいになり、現状の施設で対応ができるのか、増設が必要と考えているのかお答えいただきたいと思います。

また、認知症と診断された要支援2以上の方が対象とされる認知症対応型老人共同生活援助事業であるグループホームは、松栄町「愛の家グループホーム美濃」18床、大矢田「桃の香」9床がありますが、こういった施設への入所にはどんな条件があるのか、利用料などもあわせて教えていただきたいと思います。

○議長（佐藤好夫君） 発言中ですから私語を慎んでください。

○1番（並 信行君） 1点目の質問の最後に、新年度に新設予定の上野グループホームと新

たに募集をするとされる小規模多機能型居宅介護とは、どのような施設なのかお尋ねをいたします。

一般質問の2点目は、市内5カ所の市営駐車場に関する規定について、利用しやすい規定になっているか。それぞれの駐車場ごとに使用規定の見直しが必要ではないかということについてであります。

市民の皆さんの中には、市営駐車場を近隣の住民が自宅の車庫がわりに駐車しているのは不公平だとか、目の字での路上駐車を取り締まりを強化してほしいなどの駐車場と違法駐車についての声があります。大方は正当な意見であり、違法駐車も迷惑駐車も取り締まられなければなりません。昨年4月から駐車マナー向上委員会が行っている駐車マナー向上啓発パトロールとシルバーセンターのパトロールの骨折りで、これらの違法駐車、迷惑駐車が目に見えて減り、感謝を申し上げるものであります。駐車場に関しての意見や苦情は4年前に共産党が行ったアンケートの回答にも、ことし行った回答にも見られますが、多くは取り締まりを強化してほしいというものであります。しかし、私は少し角度を変えて駐車場問題を考えてみたいと思います。

公営駐車場の目的は、路上や私有地等への迷惑駐車、違法駐車をなくし、安全・安心に駐車できるように設けられていると思います。一律に取り締まりを強化することで、お客様が町並みを避けるようになって困るのは商店街であり、観光客や駐車場付近に用事がある市民の皆さんであり、訪問を受ける当家であります。家族の保有する自動車と同じ数の自家用駐車場があるなら公営駐車場にとめる必要はありませんが、親戚への訪問時等に適当な駐車スペースがないなら、1泊くらいの停車は近くの商店等に申告するなどの条件つきで認めてもよいのではないかと思います。さらに、取り締まりの条件が厳し過ぎるために守られないのなら、条件の緩和も有効であり、検討の余地があるのではないのでしょうか。

現在の市営駐車場の使用規定第3条には、駐車できる時間は2時間を越えてはならないとされており、5カ所全部の駐車場の立て看板に掲示されておりますが、市内5カ所の駐車場はそれぞれ役割が違うのではないのでしょうか。広岡町、加治屋町、以安寺駐車場が市民生活課の管理であり、俵町駐車場は俵町商店街振興会の管理、殿町駐車場は文化会館駐車場として教育委員会の管理となっております。それにもかかわらず、使用規定は広岡町、加治屋町、以安寺、殿町駐車場の4カ所がおおむね同じものを採用し、俵町駐車場は独自の掲示内容となっております。駐車場ごとの私なりの考えを述べますが、広岡町駐車場は美濃市駅に近く、交通渋滞と環境に配慮するパークアンドライドを推奨する市としても、朝自宅から自動車を取りつける基地として長良川鉄道やバスを利用することを考えるなら、駐車時間が2時間以内というのはあり得ないことであり、終日が適当かと思えます。2日以上にまたがり駐車する場合は、申告制にするなど、駐車場がわりにならない配慮をした上で、2時間制限の撤廃が必要と思われれます。

加治屋町、以安寺、俵町駐車場は、買い物客が利用しやすいように設置されたと聞きますが、2時間でおさまらない買い物の中にはあるかと思えます。また、観光客も多い場所であ

り、途中で戻って場所を置きかえるといった手続が必要では、利用しやすいとは言えません。買い物客のためなのか、観光客のためなのか、近隣の来客は利用してはいけないのか、遠来の観光客が長時間駐車禁止の張り紙を目にすれば、町並みや景観への感動に不快感を上書きすることになり、これではおもてなしの心は伝わらないでしょう。観光客の町並みでの滞在時間を2時間以上にしていただくためにも、制限時間を3時間か4時間へ延長することが適当かと思えます。

殿町駐車場は文化会館の駐車場が主な用途と考えられますが、ここにも第3条の2時間規定が掲示されております。さまざまなイベントには2時間を越えるものも少なくないために、実情に応じた運営がされているので、特に今のところ利用者からの苦情はないようですが、しかし、突き詰めて考えれば、違反駐車を黙認していることであり、ただし書きでイベント開催時はこの限りではないというような内容に改めるべきだと言えます。

以上、幾つかの提案をさせていただきましたが、この提案について、市としてはどのように考えられるか、1点目の質問とあわせ民生部長に答弁をお願いいたします。

○議長（佐藤好夫君） 民生部長 梅村健君。

○民生部長（梅村 健君） それでは、並議員の御質問の1点目、高齢者の介護施設の入居定員数と待機者数について現状と見通しはどうかについてお答えいたします。

美濃市では平成20年度に平成21年度から平成23年度までの3カ年にわたる第4期美濃市介護保険事業計画を策定して、高齢者福祉の充実に努めております。この計画の中で介護保険サービスの利用者数の推移を行い、それに基づいて施設の充実に図ることにしております。

まず、特別養護老人ホームにつきましては、現在「美和の里」に50床、「みの輝きの杜」に70床が整備されております。これに加えて、今年度「美和の里」に40床が増床され、本年4月にオープンを迎える運びとなっております。

美濃市での特別養護老人ホームへの待機者数は、平成22年6月現在139人となっております。しかし、この中には入所の順番が来ても入所意思がない方も相当含まれており、入所を早急に希望されている方の実数は約3割ほどと見込んでおります。今回「美和の里」が40床増床されることで、市内の特別養護老人ホームへの入所希望はほぼ満たされるものと考えております。

特別養護老人ホームへの入所に際し、美濃市では平成19年6月に入所に関する基本指針を設け、両施設に通知いたしました。両施設ではこの指針を参考に入所基準を設け、入所検討委員会が設置され、要介護度や介護の必要性の多寡や待機期間の長さなどにより入所順位を決定しておみえになります。

また、施設利用料金でございますが、収入が国民年金のみの独居の方ですと、輝きの杜では1月当たり介護保険適用分ユニット型個室の居住費及び食費合わせて5万1,300円。美和の里では介護保険適用分従来型個室の居住費及び食費合わせて3万9,300円でございますが、これに年間の介護保険料1万9,800円と医療費や他の日常生活費を加えましたとしても、おおむね国民年金で入所可能かと考えております。

また、将来の施設整備見込みでございますが、介護保険の施設整備等は3年ごとの計画により実施しております。平成24年度から始まる第5期美濃市介護保険事業計画を平成23年度に策定いたしますが、その中で将来人口や施設の増設等についても検討してまいります。

次に、認知症対応型共同生活介護、いわゆるグループホームについてでございますが、現在は「愛の家グループホーム美濃」に18床、「桃の香」に9床が整備されております。昨年美濃市介護保険事業計画に基づいた認知症対応型共同生活介護施設の建設計画を公募いたしましたところ、1件の申し込みがございました。特定非営利活動法人により上野地内に18床のグループホームを建設されることとなっており、平成23年度中には竣工の予定でございます。市ではグループホームの入所待機者数を19名と見込んでおりますので、こちらにつきましてもほぼ需要を満たされるものと考えております。グループホームは認知症と診断され、共同生活が可能の方が入所できる施設でございます。しかしながら、胃瘻や人工呼吸器などの特別な医療行為が必要のある場合は施設ごとに受け入れが異なる場合がございます。また、利用料につきましては、介護保険適用分、居住費、食費及び管理費で月11万円から13万円ほどと、それに日常生活費となります。また、入所時に一時金として10万円から20万円程度の保証金が必要となる場合がございます。

小規模多機能型居宅介護は、利用者宅への訪問、事業所への通所、または事業所に短期間宿泊し、入浴や食事、排せつなどの介護、日常生活上のお世話、健康状態の確認と生活に関する相談、助言、機能訓練等のサービスを提供する事業所でございます。いわば、デイサービスと訪問介護とショートステイの融合施設でございますが、現在、美濃市にはございません。この小規模多機能型居宅介護施設につきましても、美濃市介護保険事業計画に基づきまして整備することとしており、現在公募中でございます。

平成24年度から始まる第5期美濃市介護保険事業計画を策定するために、現在アンケート調査を実施しております。市民のニーズを的確にとらえた計画となりますよう、23年度に策定してまいりますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。

次に一般質問の2点目、市営駐車場に関する規定について、利用しやすい規定になっているか。それぞれの駐車場ごとに使用規定の見直しが必要ではないかについてお答えをいたします。

美濃市駐車場使用に関する規定によりまして管理している駐車場は、広岡町、加治屋町、以安寺山、殿町、俵町の5カ所にあり、それぞれの駐車場にこの規定を明記する看板を設置しております。この規定の第3条では、駐車できる時間は2時間を越えてはならないとして簡単にだれでも駐車できるように解放してありますので、多くの皆さんに利用していただいております。

駐車できる時間の2時間につきましては、市民の方や市内において買い物をする場合や観光客の方がうだつの上がる町並みを見学する場合などを想定し、できるだけ多くの方に利用していただけるような時間でございまして、短過ぎず、長過ぎず適正な時間であり、どの駐車場も市民や観光客の区別なく利用でき、利用する方の目的も多種多様であると思っております。

したがって、今の市営駐車場の規定は利用しやすいものであると考えております。

また市営駐車場を利用する方の中には、自分の車庫のように駐車する悪質な利用者も多くいることから、昨年3月に設立した美濃市駐車マナー向上委員会でも路上駐車禁止啓発パトロールのほか、市営駐車場の適正な利用を推進するためのパトロールを実施し、悪質な利用者には2時間を経過したとき、注意書きをワイパーに挟み啓発を実施してまいりました。その結果、市営駐車場の違反駐車は以前と比べますと減少し、改善されたと思いますが、利用する方は管理規定を守って適正に使用するようお願いするものでございます。

なお、最近は観光客の方もふえてまいりましたので、観光客の動向を見ながら、市営駐車場の適性管理に向けた検討を行うとともに、市民や観光客の皆さんが気軽に利用できる運営に努めてまいりたいと存じますので、御理解を賜りますようお願い申し上げ、答弁とさせていただきます。

〔1番議員挙手〕

○議長（佐藤好夫君） 1番 並信行君。

○1番（並 信行君） 答弁をいただき、ありがとうございます。

2点、ともに要望を述べさせていただきます。

まず1点目、高齢者の介護施設の入居定員数と待機者について。

現状の待機者については、特別養護老人ホーム「美和の里」の40床増床とグループホームについては、上野地内に新たに建設される18床で需要が満たされるという見込みを聞き、少し安心をいたしました。

また、今後の見通しについては、現在、介護保険事業計画のためのアンケート調査の実施中であり、これを待って23年度中に平成24年度からの第5期事業計画を策定する中で将来人口と介護施設の増設も検討すると答弁がありました。

今後、団塊の世代といわれる方たちが高齢者となります。現在以上に待機者がふえることは避けられないと思います。介護を必要としない体力づくりを一層進めることはもちろんですが、そうなった方に入所を待つ期間を短くし、安心していただくのは行政の仕事です。国も財政難を理由に福祉予算は仕分けの対象です。体が不自由になった方に心細い思いをさせないよう先手を打つ対策を要望したいと思います。

2点目の駐車場使用規定でございますが、2時間が短過ぎず、長過ぎない適正な時間と答弁をいただきました。使用料を取らない公営駐車場であり、少くとも現状に合わなくても最初に決めた物を変えることもないという考えのように聞きました。私は5カ所とも同じ規定では適切とはいえないと考えておりますので、せめて広岡町駐車場については使用規定の看板から2時間表示を削除すること。殿町駐車場の同看板へはイベント開催時はこの限りではない等書き足す程度の配慮がなされるべきだと要望をいたします。さらにつけ加えれば、市営駐車場には含まれないようですが、小倉公園駐車場には2時間制限の看板はありません。しかし「長時間の駐車はかたくお断りします」という掲示はされていまして、駐車しにくい印象を受けます。もう少しやわらかく、長時間駐車にならないように心がけましょうなどの

表現にしてはどうかと思います。

以上、要望を申し上げ、私の一般質問を終わります。

○議長（佐藤好夫君） 以上をもちまして市政に対する一般質問を終わります。

ただいま議題となっている議第2号から議第11号、議第13号から議第23号、議第25号から議第44号及び請第1号の42案件につきましては、お手元に配付いたしました議案付託表のとおり、それぞれ各常任委員会に審査を付託いたします。

なお、各常任委員会は会期日程表に関係なく、総務常任委員会は3月16日午前9時から、民生教育常任委員会は3月17日午前9時から、産業建設常任委員会は3月18日午前9時からそれぞれ開催する旨、各常任委員長にかわって告知いたします。

お諮りいたします。議事の都合により、あすから3月22日までの7日間休会いたしたいと思っております。これに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤好夫君） 御異議がないものと認めます。よって、あすから3月22日までの7日間、休会することに決定いたしました。

---

#### 散会の宣告

○議長（佐藤好夫君） 本日は、これをもって散会いたします。

3月23日は、午前10時から会議を開きます。当日の議事日程は、追って配付いたします。本日は御苦労さまでございました。

散会 午後2時54分

前記のとおり会議の次第を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成23年3月15日

美濃市議会議長                      佐藤好夫

署名議員                              鈴木隆

署名議員                              岩原輝夫

平成23年3月23日

平成23年第2回美濃市議会定例会会議録（第3号）

## 議 事 日 程 (第 3 号)

平成23年 3 月 23 日 (水曜日) 午前10時開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 議第 2 号 平成23年度美濃市一般会計予算
- 第 3 議第 3 号 平成23年度美濃市交通災害共済事業特別会計予算
- 第 4 議第 4 号 平成23年度美濃市国民健康保険特別会計予算
- 第 5 議第 5 号 平成23年度美濃市簡易水道特別会計予算
- 第 6 議第 6 号 平成23年度美濃市農業集落排水事業特別会計予算
- 第 7 議第 7 号 平成23年度美濃市下水道特別会計予算
- 第 8 議第 8 号 平成23年度美濃市介護保険特別会計予算
- 第 9 議第 9 号 平成23年度美濃市後期高齢者医療特別会計予算
- 第10 議第10号 平成23年度美濃市病院事業会計予算
- 第11 議第11号 平成23年度美濃市上水道事業会計予算
- 第12 議第13号 平成22年度美濃市一般会計補正予算 (第 8 号)
- 第13 議第14号 平成22年度美濃市交通災害共済事業特別会計補正予算 (第 1 号)
- 第14 議第15号 平成22年度美濃市国民健康保険特別会計補正予算 (第 2 号)
- 第15 議第16号 平成22年度美濃市老人保健特別会計補正予算 (第 2 号)
- 第16 議第17号 平成22年度美濃市簡易水道特別会計補正予算 (第 3 号)
- 第17 議第18号 平成22年度美濃市農業集落排水事業特別会計補正予算 (第 2 号)
- 第18 議第19号 平成22年度美濃市下水道特別会計補正予算 (第 3 号)
- 第19 議第20号 平成22年度美濃市介護保険特別会計補正予算 (第 3 号)
- 第20 議第21号 平成22年度美濃市後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 1 号)
- 第21 議第22号 平成22年度美濃市病院事業会計補正予算 (第 2 号)
- 第22 議第23号 平成22年度美濃市上水道事業会計補正予算 (第 2 号)
- 第23 議第25号 美濃市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例について
- 第24 議第26号 美濃市道の駅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 第25 議第27号 美濃市農業委員会の選挙による委員の定数条例の一部を改正する条例について
- 第26 議第28号 美濃市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 第27 議第29号 公の施設の指定管理者の指定について
- 第28 議第30号 公の施設の指定管理者の指定について
- 第29 議第31号 公の施設の指定管理者の指定について
- 第30 議第32号 公の施設の指定管理者の指定について
- 第31 議第33号 公の施設の指定管理者の指定について
- 第32 議第34号 公の施設の指定管理者の指定について
- 第33 議第35号 公の施設の指定管理者の指定について

- 第34 議第36号 公の施設の指定管理者の指定について  
 第35 議第37号 公の施設の指定管理者の指定について  
 第36 議第38号 公の施設の指定管理者の指定について  
 第37 議第39号 公の施設の指定管理者の指定について  
 第38 議第40号 公の施設の指定管理者の指定について  
 第39 議第41号 公の施設の指定管理者の指定について  
 第40 議第42号 美濃市辺地総合整備計画の策定について  
 第41 議第43号 市道路線の認定について  
 第42 議第44号 市道路線の廃止について  
 第43 請第1号 住宅リフォーム助成制度創設を求める請願

### 本日の会議に付した事件

第1から第43までの各事件

### 出席議員（15名）

|      |           |      |           |
|------|-----------|------|-----------|
| 1 番  | 並 信 行 君   | 2 番  | 古 田 豊 君   |
| 3 番  | 太 田 照 彦 君 | 4 番  | 森 福 子 君   |
| 5 番  | 山 口 育 男 君 | 6 番  | 佐 藤 好 夫 君 |
| 7 番  | 武 井 牧 男 君 | 8 番  | 市 原 鶴 枝 君 |
| 9 番  | 鈴 木 隆 君   | 10 番 | 岩 原 輝 夫 君 |
| 11 番 | 平 田 雄 三 君 | 12 番 | 日 比 野 豊 君 |
| 13 番 | 児 山 廣 茂 君 | 14 番 | 野 倉 和 郎 君 |
| 15 番 | 塚 田 歳 春 君 |      |           |

### 欠席議員（なし）

### 説明のため出席した者

|   |           |                        |           |
|---|-----------|------------------------|-----------|
| 市 長                                       | 石 川 道 政 君 | 副 市 長                  | 加 納 和 喜 君 |
| 教 育 長                                     | 藤 川 久 男 君 | 総 務 部 長                | 平 林 泉 君   |
| 民 生 部 長                                   | 梅 村 健 君   | 産 業 振 興 部 長            | 宮 西 泰 博 君 |
| 建 設 部 長                                   | 丸 茂 勝 君   | 会 計 管 理 者 兼<br>会 計 課 長 | 瀬 瀬 恒 雄 君 |
| 教 育 次 長 兼<br>教 育 総 務 課 長 兼<br>学 校 教 育 課 長 | 藤 田 裕 明 君 | 総 務 課 長                | 西 部 真 宏 君 |
| 秘 書 課 長                                   | 市 原 英 樹 君 |                        |           |

職務のため出席した事務局職員

議会事務局長 平野 廣夫

議会事務局長 井上 司

議会事務局書記 長屋 充宏

## 開議の宣告

○議長（佐藤好夫君） 皆さん、おはようございます。  
ただいまから本日の会議を開きます。

開議 午前10時00分

---

○議長（佐藤好夫君） 本日の日程は、お手元に配付したとおり定めました。

---

### 第1 会議録署名議員の指名

○議長（佐藤好夫君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。  
本日の会議録署名議員に、11番 平田雄三君、12番 日比野豊君の両君を指名いたします。

---

### 第2 議第2号から第11 議第11号まで及び第12 議第13号から第22 議第23号まで並びに第23 議第25号から第43 請第1号まで（委員長報告・質疑・討論・採決）

○議長（佐藤好夫君） 日程第2、議第2号から日程第11、議第11号、日程第12、議第13号から日程第22、議第23号、日程第23、議第25号から日程第43、請第1号までの42案件を一括して議題といたします。

これら42案件について、各常任委員会における審査の結果を求めます。

最初に、総務常任委員会委員長 平田雄三君。

○総務常任委員会委員長（平田雄三君） 皆さん、おはようございます。

今期定例会におきまして総務常任委員会に審査を付託されました各案件につきまして、去る3月16日午前9時から委員全員の出席を得まして委員会を開催いたしました。

慎重に審査を行いました、その経過と結果につきまして御報告を申し上げます。

最初に、議第2号 平成23年度美濃市一般会計予算中、総務常任委員会の所管に関する事項を議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・応答の後、討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第13号 平成22年度美濃市一般会計補正予算（第8号）中、総務常任委員会の所管に関する事項を議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・応答の後、討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第25号 美濃市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・応答の後、討論のなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第29号 公の施設の指定管理者の指定についてを議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・応答の後、討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第42号 美濃市辺地総合整備計画の策定についてを議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・応答の後、討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり

可決すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして報告を終わります。

○議長（佐藤好夫君） 次に、民生教育常任委員会委員長 太田照彦君。

○民生教育常任委員会委員長（太田照彦君） おはようございます。

今期定例会において民生教育常任委員会に審査を付託されました各案件につきまして、去る3月17日午前9時から委員全員の出席を得まして委員会を開催いたしました。

慎重に審査を行いました、その経過と結果につきまして御報告を申し上げます。

最初に、議第2号 平成23年度美濃市一般会計予算中、民生教育常任委員会の所管に関する事項を議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・応答、討論の後、採決の結果、挙手多数により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第3号 平成23年度美濃市交通災害共済事業特別会計予算を議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第4号 平成23年度美濃市国民健康保険特別会計予算を議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・応答、討論の後、採決の結果、挙手多数により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第8号 平成23年度美濃市介護保険特別会計予算を議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・応答の後、討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第9号 平成23年度美濃市後期高齢者医療特別会計予算を議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第10号 平成23年度美濃市病院事業会計予算を議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・応答の後、討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第13号 平成22年度美濃市一般会計補正予算（第8号）中、民生教育常任委員会の所管に関する事項を議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・応答の後、討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第14号 平成22年度美濃市交通災害共済事業特別会計補正予算（第1号）を議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第15号 平成22年度美濃市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第16号 平成22年度美濃市老人保健特別会計補正予算（第2号）を議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のと

おり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第20号 平成22年度美濃市介護保険特別会計補正予算（第3号）を議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第21号 平成22年度美濃市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第22号 平成22年度美濃市病院事業会計補正予算（第2号）を議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第28号 美濃市国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・応答、討論の後、採決の結果、挙手多数により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第30号 公の施設の指定管理者の指定についてを議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第31号 公の施設の指定管理者の指定についてを議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第32号 公の施設の指定管理者の指定についてを議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第33号 公の施設の指定管理者の指定についてを議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして報告を終わります。

○議長（佐藤好夫君） 次に、産業建設常任委員会委員長 日比野豊君。

○産業建設常任委員会委員長（日比野 豊君） おはようございます。

今期定例会において産業建設常任委員会に審査を付託されました各案件につきまして、去る3月18日午前9時から委員全員の出席を得まして委員会を開催いたしました。

慎重に審査を行いました、その経過と結果につきまして御報告を申し上げます。

最初に、議第2号 平成23年度美濃市一般会計予算中、産業建設常任委員会の所管に関する事項を議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・応答の後、討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第5号 平成23年度美濃市簡易水道特別会計予算を議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべき

ものと決定いたしました。

次に、議第6号 平成23年度美濃市農業集落排水事業特別会計予算を議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第7号 平成23年度美濃市下水道特別会計予算を議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・応答の後、討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第11号 平成23年度美濃市上水道事業会計予算を議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第13号 平成22年度美濃市一般会計補正予算（第8号）中、産業建設常任委員会の所管に関する事項を議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第17号 平成22年度美濃市簡易水道特別会計補正予算（第3号）を議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第18号 平成22年度美濃市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）を議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第19号 平成22年度美濃市下水道特別会計補正予算（第3号）を議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第23号 平成22年度美濃市上水道事業会計補正予算（第2号）を議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第26号 美濃市道の駅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第27号 美濃市農業委員会の選挙による委員の定数条例の一部を改正する条例についてを議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第34号 公の施設の指定管理者の指定についてを議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・応答の後、討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第35号 公の施設の指定管理者の指定についてを議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきも

のと決定いたしました。

次に、議第36号 公の施設の指定管理者の指定についてを議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第37号 公の施設の指定管理者の指定についてを議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第38号 公の施設の指定管理者の指定についてを議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第39号 公の施設の指定管理者の指定についてを議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第40号 公の施設の指定管理者の指定についてを議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第41号 公の施設の指定管理者の指定についてを議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第43号 市道路線の認定についてを議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・応答の後、討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第44号 市道路線の廃止についてを議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・応答の後、討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、請第1号 住宅リフォーム助成制度創設を求める請願を議題とし、紹介議員から説明を受け、質疑なく、討論として、「長引く不況の中で厳しい社会情勢が何年も続いている中、住宅リフォーム助成制度創設を求める請願が議会に対して提出された趣旨が、地域の建設業者を元気づけるとともに、家電製品や室内外の装飾品などの購入に結びつくところある。言葉は悪いかもしれないが、とりようによってはばらまきではないかと誤解されかねない。今は日本じゅうが厳しい経済情勢の中で、すべての業種の皆さんが、一日一日苦しい思いで経営に携わっておられる。一部の建設業者のみに対して助成制度を設けるのは不公平と思う。以上の理由から、請願に反対する」、「大変よい制度であり、建築関係業者や高齢者などにとってはよいことである。建設関係の業者も仕事がないようだし、リフォームをしようとする結構な金額がかかるので、弱者を助けるということなら、たとえ少しでも補助があった方がよいと思うので、制度をつくることは非常によいことであり、この請願に賛成する」、

「業者にとっては大変よい制度である。しかし、今、本当にリフォームしたい弱者の方で、必要なお金がない場合は利用できない制度である。請願の趣旨からすると、助成しなくてもリフォームできる人に対する制度に思える。弱者に向けた形の制度であるべきで、請願に対しては反対をする」、「請願の制度は、リフォームしたくてもお金のない人は利用できない。以前、発売されたプレミアム商品券だと、参加するどの店でも使ってもらえ、地産地消的なもので地域にとって経済効果もあったと思う。この制度は、お金を持っている方しか利用できないのではないかと思うし、建築関係に属している業者の方しか恩恵がないということで不採択とする」。

以上のような討論の後、採決の結果、賛成少数により原案を不採択すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして報告を終わります。

○議長（佐藤好夫君） 以上で各常任委員会委員長の報告は終わりました。

ただいまから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤好夫君） 特に質疑はないものと認めます。よって、委員長報告に対する質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論の通告がありますので、順次これを許します。

最初に、15番 塚田歳春君。

○15番（塚田歳春君） おはようございます。

私は、日本共産党美濃市議会議員を代表し、今定例会に提出された議案のうち、議第2号 平成23年度美濃市一般会計予算、民生費、歳出3款 5項 国民健康保険事業中、国民健康保険特別会計繰出金（保険税抑制措置分）7,516万4,000円についてであります。これは国保に対しての一般会計からの繰出金ですが、この額が少ないため反対をいたします。

議会答弁では、一般療養費について対前年度比105.1%と見込むと約2億円の予算不足が生じるので、一般会計からやむを得ず7,516万4,000円繰り入れ、被保険者には平均20%の引き上げをお願いし、保険税収入として1億1,668万6,000円補てんし、予算編成したところだといわれておりますが、今回の引き上げで73万円の限度額オーバー世帯は、平成22年度と比べ53世帯もふえ144世帯になります。今でも高い国保税滞納世帯が、ますますふえると危惧するところがございます。所得が低い世帯は2割、5割、7割軽減措置があることは承知しておりますが、その世帯も上昇率は14%以上です。不足分をすべて一般会計から補てんせよとは言いませんが、せめて引き上げを10%くらいに抑えられなかったのか疑問が残るところでございます。被保険者の経済状況を考えると、一般会計からの繰り入れをもっとふやすべきであるとの結論から反対をいたします。

その関連であります議第28号 美濃市国民保険税条例の一部を改正する条例について、さ

らに予算措置である議第4号 平成23年度美濃市国民健康保険特別会計予算にも反対をする  
ものでございます。

次に意見を申し上げます。

新年度予算には、私どもも要求しておりました民間アパートに住まれる方に家賃補助を行  
う予算が盛り込まれています。内容は新婚世帯に限り1世帯1万円、30世帯分の予算になっ  
ていますので、さらに拡充されることを望みます。また、新婚支援事業は大変ユニークな新  
規事業であり、今日、結婚しない、いやできない若者がふえております。その出会いをつ  
くる事業として期待をしております。一組でも二組でもカップルが誕生することを願って  
おります。

また、買い物弱者対策は、国の緊急雇用対策として実態調査を行うとされ、地域触れ合い  
商店支援も地域の商店の明かりを消さないための販売用の備品購入の際、100万円を限度に  
3分の2を補助するものでありますが、もっと早く対策を講ずるべきであったと思います。  
大型スーパーの進出で、今やどこの地域でも昔からあった地域のお店屋さんがほとんどあ  
りません。大矢田でもかつて各地区に店屋さんがあり、高齢者のコミュニティーの場でもあ  
りましたが、今では1軒になっております。地域が元気になるためにもさらなる支援を要望  
いたします。

他の議案については一々申し上げませんが、すべて賛成をするものであります。

以上、討論といたします。

○議長（佐藤好夫君） 次に、1番 並信行君。

○1番（並 信行君） 私は紹介議員として請願署名に名を連ねた方々の思いを代表して請第  
1号 住宅リフォーム助成制度創設を求める請願への賛成討論を行います。

この数年、全国の自治体に広がる住宅リフォーム助成制度は、市民の方が地元の建設業者  
に住宅リフォーム工事を請け負わせた場合に自治体が一定の補助を出す制度であります。

この制度のメリットは、第1に、これまで住宅改修に補助がなかった一般住宅でも利用で  
きるところから、公平・平等な住宅改修を望むすべての市民の皆さんに開かれた制度だとい  
えます。耐震化も含めた災害に強い住宅、安心・安全で快適な省エネ化、低炭素社会を見据  
えた住宅の長寿命化と住宅リフォーム詐欺から市民を守る側面をあわせ持つすぐれた制度で  
あります。

第2に、住宅リフォームの潜在需要を喚起し、地域経済の活性化に即効性が認められる制  
度であります。地方が疲弊したのは、地域で金が回らなくなったからであり、自動車産業に  
匹敵するほどの関連産業（建築・大工・板金・左官・塗装・電気・ガス・水道・畳・かわ  
ら・建材・ガラス・サッシ・インテリア・エクステリアなど）へのすそ野が広い建設関連業  
者に活を入れれば、経済効果は補助金額の10倍から40倍までであると言われております。いつ  
かりフォームをしようとしている方に、今すぐやることのメリットを知らせ、消費拡大を促  
すものであります。直接の一次効果だけでも岐阜県可児市では助成額4,970万円の15.8倍、  
7億9,000万円、滋賀県の近江八幡市の試算によれば、助成額7,200万円の18倍、約13億円の

経済効果を確認しております。

第3に、地域の建設関連業者の経営を維持し、雇用を守ることで地域の若者の流出を食いとめる人口対策にもつながる制度であります。地震、洪水等の災害時に緊急に回復を図る役割を受け持つ地元建設業者が、公共事業の減少により経営が成り立たず、縮小、廃業していくのに待ったをかけます。重機の操作や、建築のノウハウは一朝一夕にはできません。重機の維持・管理、技術の蓄積・継承があつて初めていざというときに役立つものであります。建設業者の売り上げ増は、税収増にもつながります。

さきの産業建設常任委員会での請願採択では、賛否同数により委員長権限で否決となりました。反対討論では、建設業という一部の業界だけを優遇し、利用できる個人に資産があり、余裕のある者に限られる点で公平性に欠けるとするものだったと思います。これまで地方での議論は個人資産に税金は投入できないとして制度創設に背を向けてきましたが、その議論を問題としない大きなメリットに気づいたところから急速に制度が創設されております。昨年3月末には、県段階では秋田県と島根県の2県ですが、その後の創設自治体は県だけを見ても、新潟県、鳥取県に次いで新年度から実施予定の岡山県、奈良県、静岡県、山形県、広島県、青森県と6県、また、議会での質問に答えて実施の検討を明確にした我が岐阜県、長野県、高知県など多くの県に広がっております。県内自治体では、昨年3月時点には可児市1市でありましたが、その後、美濃加茂市、郡上市、飛騨市、高山市、羽島市、岐南町の6市町が既に創設をしたか、あるいは新年度から行う予定であります。全国では、未確認の新年度創設自治体を含めれば200自治体を上回るものと推測されます。

住宅リフォーム助成制度は、地域経済の起爆剤としてその効果が試され済みの制度であります。地域による需要の囲い込みであり、近隣市が行うということは、美濃市の業者はその地域では競争からはじかれることとなります。当市でこの制度を創設しないのでは、ますます地元業者の弱体化を余儀なくされます。そんなことを見過ごしてよいのでしょうか。議会の責任は重大です。地域の中小業者はどんな業種であれ社会的な存在です。すべての業種がそれぞれの役割を持ち社会に貢献しております。中でも建設業者の役割は、災害に対して特別なものがあります。美濃市での近年の豪雨による洪水、地すべり等の災害を見ても明らかであります。地球規模で見ても、日本列島を見ても、地震の恐怖ははかり知れません。いつ襲いかかるとも知れない東海・東南海地震に備え、地元建設業者の経営を守ることが、今日ほど切実に感じられるのも私一人ではないと思います。この業界を指して、一部の業界を利することはできないというなら、だれのための市政なのかわかりません。いま一度考え直していただきたいと思います。

個人資産を応援することにより、地域の建設業者に回されたお金は再び地域で消費され、商店も潤うこととなります。一次だけでも10倍、20倍の経済効果をもたらし、二次、三次の効果を考えれば、さらに数字は大きくなります。建設業界からの税収増にも貢献することとなります。一般住宅の強化、省エネ化、長寿命化で、安心・安全を図ることで喜ばれ、リフォーム詐欺の食い入る余地をなくすこととなります。雇用を守り、若者の人口流出を食い

めることにもつながります。一般住宅、建設業界、自治体力の強化で一石二鳥どころか一石三鳥、四鳥が見込める住宅リフォーム助成制度はリフォームを考える方にはもちろんのこと、リフォームを考えていない市民の方にも経済効果を十分支持され、建設業を営む市民の方の期待は絶大なものがあります。これにこたえずに議会の役割は果たせないと考えるものであります。

制度の創設に御賛同いただくことを訴えまして「住宅リフォーム助成制度創設を求める請願」採択への賛成討論といたします。

○議長（佐藤好夫君） 次に、10番 岩原輝夫君。

○10番（岩原輝夫君） おはようございます。

討論に先立ち、この度の東日本大震災により被災されました皆様方に対しまして、お見舞いと犠牲になられました皆様方に心から御冥福をお祈り申し上げます。被災地では現在もお多くの方々が支援の手を求められている状況にあり、国力を挙げて一刻でも早くこの苦難を乗り越えて行かなければならないものと考えているものでございます。美濃市におきましても、市民の皆様、行政、議会が一体となることができる限りの支援を図ってまいりたいと思う次第であります。

それでは、市政クラブを代表しまして、本定例会に付議されました住宅リフォーム助成制度創設を求める請願を除く全議案に対し、賛成の立場で討論をいたします。新年度の国予算に関連する審議も一時中断し、先行きが不透明な中ではありますが、本市におきまして、平成23年度は、第5次総合計画がスタートする年であり、美濃市の将来に向け、持続可能な発展を期して市民と協働したまちづくりを進める上で大変重要な年となってまいります。

景気回復のおくれなどから、近年、多くの地方自治体の財政状況は極めて深刻な状況にあり、本市におきましても例外ではなく、個人所得の減少や企業収益の悪化等による市税の落ち込みなど、財政環境は厳しいものとなっております。こうした中、平成まちづくり改革を着実に推進しながら、健全財政を維持しつつ、美濃市の将来に向かって、市民、行政、議会が力を合わせ、第5次総合計画の目指す「住みたいまち 訪れたいまち 夢かなうまち」の実現を目指していく必要があります。とりわけ市民の市政、あるいは新年度予算に関し、市民の暮らしに直結する福祉、健康、教育、防災等に対する期待は大きいものがあります。

新年度の予算規模は、火葬場の建設を初め美濃中学校のプール建設、グループホーム整備や保育園改修補助、松森・上条線等の道路整備、国民健康保険特別会計への繰り出しなどにより一般会計では前年対比6.7%の増となり、近年に比べ膨らんだ予算となり、厳しい財政状況の中ではありますが現実型の予算と考えております。また、新年度予算の施策には、新規事業や拡充事業など随所にきめ細かな施策も多く盛り込まれ、バランスの取れた内容となっております、評価するものであります。

第5次総合計画に掲げる3つの基本目標「潤いある、人・暮らし・地域コミュニティーづくり」、「自然・文化と共生した元気で魅力あるまちづくり」、「持続可能な新しい公共による市民主役の市政」の達成に向け、21世紀型のまちづくりを推進し、市民福祉の向上を目

指すこととなっております。

特に、新年度におきましては「子育て支援」と「高齢者・障がい者の健康や生きがづくり」及び「元気な地域づくり」の3つを最重点目標と位置づけており、子育て支援ではこれまでの子供医療費無料化の継続や各種保育サービス等の充実に加え、新たな施策として、独身男女の皆さんの結婚活動を支援する事業や新婚世帯家賃補助、病後児保育等の整備なども盛り込まれております。

「高齢者・障がい者の健康や生きがづくり」ではグループホームの建設支援のほか、買い物弱者対策事業や電動アシスト自転車購入事業などの諸施策が新たに盛り込まれるなど高齢者の介護予防や健康づくり、生きがづくりの総合的な推進が一層図られていくものと思います。また、障がい者についても新たな障がい者福祉計画の策定により、障がい者が自立し、社会活動に参加できる環境づくりが一層進むものと期待できるものであります。また、「元気な地域づくり」では、地域づくり支援事業の継続や、地域触れ合いセンターの機能強化のほか、NPO法人・ボランティア組織等の設立支援、民間による海外との交流事業に対する支援など市民協働によるまちづくりを推進する上で大変意義ある施策であります。

そのほか、商・工業や観光等の産業振興を初め学校再編の取り組みや教育環境の充実、スポーツ振興、安全安心な道路の整備や防災対策の推進、森林景観の整備、国体開催に向けた準備など適正な予算内容となっております。

以上のように、第5次総合計画の初年度にふさわしい施策展開が図られ、「住みたいまち訪れたいまち 夢かなうまち」づくりに向かって第1歩を踏み出す予算となっております。評価をするものであります。

しかしながら、景気後退に伴う厳しい財政事情はまだまだ続くと思われますので、今後とも社会構造の変革に的確に対応した事務事業の見直しや経費の削減、自主財源の確保等、健全財政を確立すべく、平成まちづくり改革を着実に進め、市民が健康で安全・安心に暮らせ、活力あるまちづくりのために施策を展開されることを望むものであります。

なお、住宅リフォーム助成制度創設を求める請願につきましては、委員長報告のとおり不採択に賛成するものであります。

最後に、今議会の一般質問等において、市政全般にわたり要望、意見を申し上げておりますが、こうした点につきましても広く市民の声も聞きながら十分配慮いただき、市民のニーズにこたえ、市民が健康で安心・安全な生活が営まれるよう所要な施策を推進されますようお願い申し上げます。市政クラブを代表した賛成討論といたします。ありがとうございました。

○議長（佐藤好夫君） 通告による討論は終了いたしました。

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤好夫君） これをもって討論を終わります。

これより採決をいたします。

最初に議第2号について、各委員長報告は、原案を可決であります。本案を各委員長報告

のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（佐藤好夫君） 挙手多数であります。よって、議第2号は各委員長報告のとおり可決いたしました。

次に議第3号について、委員長報告は、原案を可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（佐藤好夫君） 挙手全員であります。よって、議第3号は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に議第4号について、委員長報告は、原案を可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（佐藤好夫君） 挙手多数であります。よって、議第4号は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に議第5号について、委員長報告は、原案を可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（佐藤好夫君） 挙手全員であります。よって、議第5号は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に議第6号について、委員長報告は、原案を可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（佐藤好夫君） 挙手全員であります。よって、議第6号は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に議第7号について、委員長報告は、原案を可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（佐藤好夫君） 挙手全員であります。よって、議第7号は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に議第8号について、委員長報告は、原案を可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（佐藤好夫君） 挙手全員であります。よって、議第8号は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に議第9号について、委員長報告は、原案を可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（佐藤好夫君） 挙手全員であります。よって、議第9号は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に議第10号について、委員長報告は、原案を可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（佐藤好夫君） 挙手全員であります。よって、議第10号は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に議第11号について、委員長報告は、原案を可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（佐藤好夫君） 挙手全員であります。よって、議第11号は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に議第13号について、委員長報告は、原案を可決であります。本案を各委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（佐藤好夫君） 挙手全員であります。よって、議第13号は各委員長報告のとおり可決いたしました。

次に議第14号について、各委員長報告は、原案を可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（佐藤好夫君） 挙手全員であります。よって、議第14号は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に議第15号について、委員長報告は、原案を可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（佐藤好夫君） 挙手全員であります。よって、議第15号は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に議第16号について、委員長報告は、原案を可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（佐藤好夫君） 挙手全員であります。よって、議第16号は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に議第17号について、委員長報告は、原案を可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（佐藤好夫君） 举手全員であります。よって、議第17号は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に議第18号について、委員長報告は、原案を可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の举手を求めます。

〔賛成者举手〕

○議長（佐藤好夫君） 举手全員であります。よって、議第18号は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に議第19号について、委員長報告は、原案を可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の举手を求めます。

〔賛成者举手〕

○議長（佐藤好夫君） 举手全員であります。よって、議第19号は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に議第20号について、委員長報告は、原案を可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の举手を求めます。

〔賛成者举手〕

○議長（佐藤好夫君） 举手全員であります。よって、議第20号は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に議第21号について、委員長報告は、原案を可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の举手を求めます。

〔賛成者举手〕

○議長（佐藤好夫君） 举手全員であります。よって、議第21号は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に議第22号について、委員長報告は、原案を可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の举手を求めます。

〔賛成者举手〕

○議長（佐藤好夫君） 举手全員であります。よって、議第22号は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に議第23号について、委員長報告は、原案を可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の举手を求めます。

〔賛成者举手〕

○議長（佐藤好夫君） 举手全員であります。よって、議第23号は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に議第25号について、委員長報告は、原案を可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の举手を求めます。

〔賛成者举手〕

○議長（佐藤好夫君） 举手全員であります。よって、議第25号は委員長報告のとおり可決い

たしました。

次に議第26号について、委員長報告は、原案を可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（佐藤好夫君） 挙手全員であります。よって、議第26号は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に議第27号について、委員長報告は、原案を可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（佐藤好夫君） 挙手全員であります。よって、議第27号は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に議第28号について、委員長報告は、原案を可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（佐藤好夫君） 挙手多数であります。よって、議第28号は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に議第29号について、委員長報告は、原案を可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（佐藤好夫君） 挙手全員であります。よって、議第29号は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に議第30号について、委員長報告は、原案を可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（佐藤好夫君） 挙手全員であります。よって、議第30号は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に議第31号について、委員長報告は、原案を可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（佐藤好夫君） 挙手全員であります。よって、議第31号は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に議第32号について、委員長報告は、原案を可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（佐藤好夫君） 挙手全員であります。よって、議第32号は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に議第33号について、委員長報告は、原案を可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（佐藤好夫君） 挙手全員であります。よって、議第33号は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に議第34号について、委員長報告は、原案を可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（佐藤好夫君） 挙手全員であります。よって、議第34号は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に議第35号について、委員長報告は、原案を可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（佐藤好夫君） 挙手全員であります。よって、議第35号は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に議第36号について、委員長報告は、原案を可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（佐藤好夫君） 挙手全員であります。よって、議第36号は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に議第37号について、委員長報告は、原案を可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（佐藤好夫君） 挙手全員であります。よって、議第37号は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に議第38号について、委員長報告は、原案を可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（佐藤好夫君） 挙手全員であります。よって、議第38号は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に議第39号について、委員長報告は、原案を可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（佐藤好夫君） 挙手全員であります。よって、議第39号は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に議第40号について、委員長報告は、原案を可決であります。本案を委員長報告のとおり

り決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（佐藤好夫君） 挙手全員であります。よって、議第40号は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に議第41号について、委員長報告は、原案を可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（佐藤好夫君） 挙手全員であります。よって、議第41号は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に議第42号について、委員長報告は、原案を可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（佐藤好夫君） 挙手全員であります。よって、議第42号は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に議第43号について、委員長報告は、原案を可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（佐藤好夫君） 挙手全員であります。よって、議第43号は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に議第44号について、委員長報告は、原案を可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（佐藤好夫君） 挙手全員であります。よって、議第44号は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に請第1号について、委員長報告は、原案を不採択であります。本案を採択することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（佐藤好夫君） 挙手少数であります。よって、請第1号は不採択となりました。

お諮りいたします。この定例会の会議に付議された案件はすべて議了いたしましたので、会議規則第6条の規定により、本日をもって閉会いたしたいと思っております。これに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤好夫君） 御異議がないものと認めます。よって、この定例会は本日をもって閉会することに決定いたしました。

---

閉会の宣告

○議長（佐藤好夫君） これをもって本日の会議を閉じ、平成23年第2回美濃市議会定例会を閉会いたします。

閉会 午前11時06分

---

### 市長あいさつ

○議長（佐藤好夫君） 閉会に当たり、市長のあいさつがあります。

市長 石川道政君。

○市長（石川道政君） 皆さん、おはようございます。

平成23年第2回美濃市議会定例会が閉会されるに当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

さて、このたびの定例会におきましては、平成23年度の一般会計予算を初めとする44件の議案に対しまして慎重に御審議を賜り、いずれも原案のとおり議決をいただき、まことにありがとうございました。

会期中に議員各位から賜りました御意見・御要望につきましては、これを十分尊重し、検討の上、市政に反映するよう努力する所存でございます。

平成23年度は第5次総合計画のスタートの年であり、美濃市の10年後を、さらにはその先を見据えながら、将来都市像である「住みたいまち 訪れたいまち 夢かなうまち」の実現に向けての大変重要な年でございます。本日議決をいただきました新年度予算の執行に当たりましては、極めて厳しい財政状況の中ではありますが、事業の展開を図るとともに平成まちづくり改革やもったいない運動の展開による徹底した行財政改革を推進し、効率的、効果的に事業を進めてまいります。また、施政方針に掲げました「市民がつくる キラリと光るオンリーワンのまち」の実現を目指し、美濃市らしいまちづくりを進めてまいりたいと思います。また、東北地方太平洋沖地震につきましては、多くの市民の皆様より、心暖まる義援金や物資の提供をいただき、ありがとうございました。今後も国、県と連携しながら、被災地に対しまして、できる限りの支援を物心両面にわたって行ってまいりたいと思います。

最後に、3月も半ばを過ぎ、日ごとに春めいてまいりましたが、議員各位は来月には任期満了を迎えられることとなります。長年にわたり、かつ、この4年間は格別、市政進展のため御尽力いただきまして、まことにありがとうございました。今後も健康に十分留意され、各地域において一層の御活躍をされますようお願い申し上げます。また、4月の統一地方選挙に立候補を予定されている方々につきましては、粉骨砕身の御努力をされまして、当選の栄を勝ち取られ、再びこの議場でお会いできることを御祈念申し上げまして、閉会のあいさつとさせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（佐藤好夫君） 本定例会には、平成23年度予算を初め数多くの重要案件が提出されましたが、議員各位の熱心な審議により、ここにすべての案件を議了することができました。議事運営に対する御協力に対し、厚くお礼を申し上げます。

執行部におかれましては、成立した案件の執行に当たり、議会の意向を十分に尊重されま

して、市政進展に尽くされますようお願いを申し上げて、閉会といたします。  
本日は御苦勞さまでございました。

前記のとおり会議の次第を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成23年3月23日

美濃市議会議長                      佐    藤    好    夫

署 名 議 員                      平    田    雄    三

署 名 議 員                      日 比 野                      豊

## 総務常任委員会審査報告書

委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定したから会議規則第101条の規定により報告します。

記

| 事件の番号 | 件名                               | 結果   |
|-------|----------------------------------|------|
| 議第2号  | 平成23年度美濃市一般会計予算中所管部に関する事項        | 原案可決 |
| 議第13号 | 平成22年度美濃市一般会計補正予算（第8号）中所管部に関する事項 | 原案可決 |
| 議第25号 | 美濃市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例について    | 原案可決 |
| 議第29号 | 公の施設の指定管理者の指定について                | 原案可決 |
| 議第42号 | 美濃市辺地総合整備計画の策定について               | 原案可決 |

平成23年3月16日

総務常任委員会委員長 平田雄三

美濃市議会議長 佐藤好夫様

## 民生教育常任委員会審査報告書

委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定したから会議規則第101条の規定により報告します。

記

| 事件の番号 | 件名                        | 結果   |
|-------|---------------------------|------|
| 議第2号  | 平成23年度美濃市一般会計予算中所管部に関する事項 | 原案可決 |
| 議第3号  | 平成23年度美濃市交通災害共済事業特別会計予算   | 原案可決 |
| 議第4号  | 平成23年度美濃市国民健康保険特別会計予算     | 原案可決 |
| 議第8号  | 平成23年度美濃市介護保険特別会計予算       | 原案可決 |
| 議第9号  | 平成23年度美濃市後期高齢者医療特別会計予算    | 原案可決 |

|           |                                    |      |
|-----------|------------------------------------|------|
| 議 第 1 0 号 | 平成23年度美濃市病院事業会計予算                  | 原案可決 |
| 議 第 1 3 号 | 平成22年度美濃市一般会計補正予算（第 8 号）中所管部に関する事項 | 原案可決 |
| 議 第 1 4 号 | 平成22年度美濃市交通災害共済事業特別会計補正予算（第 1 号）   | 原案可決 |
| 議 第 1 5 号 | 平成22年度美濃市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）     | 原案可決 |
| 議 第 1 6 号 | 平成22年度美濃市老人保健特別会計補正予算（第 2 号）       | 原案可決 |
| 議 第 2 0 号 | 平成22年度美濃市介護保険特別会計補正予算（第 3 号）       | 原案可決 |
| 議 第 2 1 号 | 平成22年度美濃市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）    | 原案可決 |
| 議 第 2 2 号 | 平成22年度美濃市病院事業会計補正予算（第 2 号）         | 原案可決 |
| 議 第 2 8 号 | 美濃市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について         | 原案可決 |
| 議 第 3 0 号 | 公の施設の指定管理者の指定について                  | 原案可決 |
| 議 第 3 1 号 | 公の施設の指定管理者の指定について                  | 原案可決 |
| 議 第 3 2 号 | 公の施設の指定管理者の指定について                  | 原案可決 |
| 議 第 3 3 号 | 公の施設の指定管理者の指定について                  | 原案可決 |

平成23年 3 月 17 日

民生教育常任委員会委員長 太 田 照 彦

美濃市議会議長 佐 藤 好 夫 様

## 産業建設常任委員会審査報告書

委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定したから会議規則第101条の規定により報告します。

記

| 事件の番号   | 件 名                       | 結 果  |
|---------|---------------------------|------|
| 議 第 2 号 | 平成23年度美濃市一般会計予算中所管部に関する事項 | 原案可決 |
| 議 第 5 号 | 平成23年度美濃市簡易水道特別会計予算       | 原案可決 |

|          |                                     |      |
|----------|-------------------------------------|------|
| 議 第 6 号  | 平成23年度美濃市農業集落排水事業特別会計予算             | 原案可決 |
| 議 第 7 号  | 平成23年度美濃市下水道特別会計予算                  | 原案可決 |
| 議 第 11 号 | 平成23年度美濃市上水道事業会計予算                  | 原案可決 |
| 議 第 13 号 | 平成22年度美濃市一般会計補正予算（第8号）中所管部に関する事項    | 原案可決 |
| 議 第 17 号 | 平成22年度美濃市簡易水道特別会計補正予算（第3号）          | 原案可決 |
| 議 第 18 号 | 平成22年度美濃市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）      | 原案可決 |
| 議 第 19 号 | 平成22年度美濃市下水道特別会計補正予算（第3号）           | 原案可決 |
| 議 第 23 号 | 平成22年度美濃市上水道事業会計補正予算（第2号）           | 原案可決 |
| 議 第 26 号 | 美濃市道の駅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について   | 原案可決 |
| 議 第 27 号 | 美濃市農業委員会の選挙による委員の定数条例の一部を改正する条例について | 原案可決 |
| 議 第 34 号 | 公の施設の指定管理者の指定について                   | 原案可決 |
| 議 第 35 号 | 公の施設の指定管理者の指定について                   | 原案可決 |
| 議 第 36 号 | 公の施設の指定管理者の指定について                   | 原案可決 |
| 議 第 37 号 | 公の施設の指定管理者の指定について                   | 原案可決 |
| 議 第 38 号 | 公の施設の指定管理者の指定について                   | 原案可決 |
| 議 第 39 号 | 公の施設の指定管理者の指定について                   | 原案可決 |
| 議 第 40 号 | 公の施設の指定管理者の指定について                   | 原案可決 |
| 議 第 41 号 | 公の施設の指定管理者の指定について                   | 原案可決 |
| 議 第 43 号 | 市道路線の認定について                         | 原案可決 |
| 議 第 44 号 | 市道路線の廃止について                         | 原案可決 |
| 請 第 1 号  | 住宅リフォーム助成制度創設を求める請願                 | 不採択  |

平成23年3月18日

産業建設常任委員会委員長 日比野 豊

美濃市議会議長 佐藤好夫様